

# 官報

号外 平成九年三月十九日

## ○第四百十回 参議院會議録第十号(その一)

平成九年三月十九日(水曜日)

午後零時一分開議

### ○議事日程 第十号

平成九年三月十九日

正午開議

- 第一 環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件
- 第二 アジア太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件
- 第三 国家公務員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第四 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 男女共同参画審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
- 第八 森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 内航海運組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一一 地方自治法第五十八條第六項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

第一二 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一三 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一四 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一五 教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

### ○本日の會議に付した案件

一、永年在職議員表彰の件

一、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(衆議院送付)

一、日程第一より第七まで

一、工業標準化法の一部を改正する法律案(内閣提出)

閣提出、衆議院送付)  
一、日程第八より第一五まで

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。この際、永年在職議員表彰の件についてお諮りいたします。

議員大久保直彦君は、国会議員として在職すること二十五年に達せられました。

つきましては、院議をもって同君の永年の功勞を表彰することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。同君に対する表彰文を朗讀いたします。

〔大久保直彦君起立〕

議員大久保直彦君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました。参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します。

〔拍手〕

○議長(斎藤十朗君) 坂野重信君から發言を求められました。發言を許します。坂野重信君。

〔坂野重信君起立、拍手〕

○坂野重信君 皆様のお許しをいただき、私は、本院議員一同を代表して、ただいま永年在職のゆえをもって表彰されました大久保直彦君に対し、一言お祝いの言葉を申し上げます。

大久保直彦君は、昭和四十四年の第三十二回衆議院議員総選挙において当選され、政界に入られ

ました。以来、衆議院議員総選挙に連続七回当選され、二十年三カ月の長きにわたり衆議院議員として御活躍されてきました。その後、平成四年の第十六回参議院議員通常選挙に当選され本院議員に転せられ、このたび国会議員として在職二十五年に達せられたのであります。

この間、君は、衆議院科学技術特別委員長及び本院の運輸委員長の役職を務められ、我が國議會政治の発展のために多大の貢献をされてきたのであります。一方、公明党におかれましては、国会対策委員長、書記長、副委員長及び参議院議員団長等を歴任され、その後、平成会副会長、同会長を務められ、現在は平成会常任顧問の要職につかれております。このように、君は、豊かな人格とすぐれた識見によりまして、我が國民民主政治発展のため力を尽くしてこられたのであります。

ここに、我々議員一同は、君の二十五年の長きにわたる御功績に対しまして深甚なる敬意を表しますとともに、本日、はえある表彰を受けられましたことに對し、心から祝意を表す次第であります。

今日、我が國は、二十一世紀を目前に控え、経済のグローバル化や少子・高齢化の急激な進展等により、行財政、社会保障等々各般にわたる改革の必要に迫られているなど、内外をめぐる情勢にはまことに厳しいものがあります。それだけに國會の果たすべき責務も重く、とりわけ参議院の独自の發揮がまさに求められているところであります。

どうか、大久保君におかれましては、この上とも御健康に留意され、豊かな政治経験を踏まえ、今後とも國民のためなお一層御尽力を賜りた

いと存じます。

特に、ことしは参議院五十周年を迎える記念すべき年であります。その意味で、良識の府たる参議院のさらなる権威高揚と、我が国議会制民主主義の発展のため、より一層邁進くださいますように切にお願い申し上げます。簡単にではございませんが、お祝いの言葉といたします。(拍手)  
○議長(斎藤十朗君) 大久保直彦君から発言を求められました。発言を許します。大久保直彦君。

(大久保直彦君登壇、拍手)  
○大久保直彦君 お許しをいただきまして、一言御礼の言葉を述べさせていただきます。  
ただいまは、私の永年在職に對しまして、斎藤議長から院議による表彰を賜り、さらに坂野先生から御丁寧なお祝いの言葉をちょうだいし、まことに身に余る光栄であります。厚く御礼を申し上げます。

また、本年は参議院五十周年のよき年に当たり、この年に表彰を受けましたことは感懐深いものがございませう。まことにありがとうございますとございませう。  
私が今日に至りましたことは、ひとえに先輩、同僚議員諸兄の御指導、御鞭撻並びに多くの皆様のお支援のためであります。衷心より深く感謝申し上げます。

私が初めて国会に議席を得ましたのは、昭和十四年、佐藤内閣の時代で、沖繩返還問題が大きなテーマでございました。そして、保革伯仲時代、また、社公民の共闘、保革逆転、五五年体制の崩壊と激動の政局の中を務めてまいりました。国際政治においても、米中和解、日中国交正常化に始まり、東西冷戦の終結、ベルリンの壁の崩

壊と大きな変化の連続でございました。

今、二十一世紀を目前にしております。戦争と革命の二十世紀から、平和と人権の世紀を目指さねばなりません。

私は、今後とも、出発の原点であります「大衆とともに語り、大衆のために戦い、大衆の中に死んでいく」との精神を胸に、全力を尽くしてまいります。

先輩、同僚議員諸兄の一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。御礼の言葉をいたします。(拍手)  
ありがとうございます。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます。御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。亀井建設大臣。

(國務大臣亀井静香君登壇、拍手)

○國務大臣(亀井静香君) 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、従来から、国民の住宅建設等に必要資金を融通することにより、国民の住生活の安定に大きく寄与してきたところであります。が、長寿社会への対応を図る等の政策課題に的確に対応し、良質な住宅ストックの形成及び活用を促進していくためには、公庫融資制度について諸般の改善措置を講ずることが必要であります。また、近年の金融情勢の変化に対応するため、現下

の財政状況を考慮しつつ、公庫が引き続き安定的に資金を融通していくための措置を講ずることが必要であります。

この法律案は、このような観点から、今国会に提出された平成九年度予算案に盛り込まれている良質な住宅ストックの形成及び活用を誘導する金利体系への転換、補給金の平準化を行うための特別損失金による繰り延べ制度の改正等所要の改正を行うものであります。

次に、その趣旨を御説明申し上げます。  
第一に、既存住宅融資につきまして、平成九年三月三十一日が適用期限とされている特定の既存住宅に対する優遇措置を恒久化し、高齢者に配慮した住宅等の良質な既存住宅に對して優遇する金利体系とする等の改善をすることとしております。

第二に、住宅改良融資につきまして、高齢者に配慮した住宅等とするための改良工事に対して金利を優遇する金利体系とすることとしております。  
第三に、公庫に一時的に発生する余裕金につきまして、その運用対象を拡大することとしております。

第四に、近年の繰り上げ償還の急増により必要となる補給金の平準化を行うため、特別損失金による繰り延べ制度を改正することとしております。  
その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございません。発言を許します。福本潤一君。

(福本潤一君登壇、拍手)

○福本潤一君 私は、平成会を代表して、議題となりました住宅金融公庫法改正案に對し、総理並びに関係大臣に質問をいたします。  
近年の社会経済情勢の急激な変化は、それに対応したあらゆる変革を必要としております。行財政改革が施策の大きな柱だと言葉では語っておられる福本政權には、山積みとなっている諸課題に對し果敢にメスを入れ、現実に改革を推し進めることができるかどうか問われております。

まず、住宅金融公庫の問題に入る前に、我が国の住宅政策について全般的な問題からお伺いをいたします。  
初めに、住宅事情に関する政府の認識、対策についてお聞きいたします。  
我々の住まいは、バブルの崩壊、土地神話の崩壊等の影響もあり、年収の五倍程度の金額で取得が再び可能となっておりますが、住宅戸数、床面積もふえ、数値的にとらえれば充足し、確かに案うはなっております。

平成五年の住宅需要実態調査においては、およそ四割の世帯が住宅に對して何らかの不満を持っておられるのであります。通勤時間も一時間程度は当たり前のものであり、年収の五倍もする住宅の購入には多額のローンを組まねばなりません。いわゆる遠高狭という幾つもの難題は現実に全く解消されていないではありませんか。  
本来、家族がくつろぎ、安らぎを得ることので

きる生活の基盤をなすはずの住宅が、質の確保がままならぬばかりか逆に苦痛を伴う存在では、我々国民の生活は真に豊かになつたものとは到底言ふことができません。日本の住宅水準が欧米先進諸国に比べてもまだまだ満たされておらず、経済大国と言われた国民の生活レベルが生活大国と言へるほど案でないのはいまだに変わっておりません。

間近に迫つた二十一世紀には、超高齢社会、少子社会を迎える我が国が、住宅政策の中で国民の生活向上に向けた施策をどう展開していかれるのか、御所見を建設大臣にお伺いいたします。

また、今後の行政改革が本格化することに伴う国の住宅政策における責任のあり方についてであります。

昨年の通常国会における公営住宅法の抜本的な改正を初め、特殊法人改革、見直しの突破口として、住宅・都市整備公団の分譲住宅部門からの全面撤退及び賃貸住宅部門の業務縮小という建設省の方針が打ち出されております。

住宅金融公庫についても民間化など見直し論が叫ばれており、三塚大蔵大臣も去る二月七日の衆議院予算委員会において住宅金融公庫の改廃について言及されておられます。行政改革、特殊法人改革の一環としても、住宅政策の大きな転換が喫緊の課題であるの言つまでもありません。

ただ、戦後の復興期、高度経済成長期を経て現在に至るまで国の住宅政策の重要な役割を担ってきた住宅・都市整備公団、住宅金融公庫の本格的な改革が推し進められること自体、当然のことではあるとして、一方でこれからの住宅政策における国の立場、責任というものはどう変わってしま

うのか。公庫、公団の業務が民間にシフトするとで逆に国民に負担がのしかかる懸念はないのか。例えば、仮に住宅・都市整備公団を住宅部門から撤退、縮小させるとして、現に公団住宅にお住まいの方が不利益をこうむるようなことはないのか、継続して国の責任を果たしていくことを約束できるのかをはっきりすべきであります。総理及び建設大臣の明確なビジョンをお示しいただきたい。

次に、住宅金融公庫のあり方についてであります。

住宅政策の一翼を担う住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅取得に必要な資金で、一般の金融機関では難しい案件への融通を目的として、これまでに一千五百万戸を超える融資がなされております。国民の多くが公庫の融資なしには住宅を取得できにくい状況となつていたのは事実であります。その果たしてきた役割自体を私は否定するものではありません。しかしながら、バブルの崩壊など近年の社会経済情勢は急激な変化をなし、また、民間金融機関の住宅分野での進展もあるなど住宅政策も含めたあらゆる変革が求められる中、住宅金融公庫においても幾つかの点検を避けては通れないと思ひます。

まず、特殊法人改革の観点から見た住宅金融公庫の位置づけ、改革の方向についてであります。昨年十二月十六日に政府の行政改革委員会から総理に提出された「行政関与の在り方に関する基準」では、政府縮小に関して、「民間でできるものは民間に委ねる」のを基本とする判断基準を打ち出し、また、本年一月に行政改革委員会がまとめ

た政府縮小に関する検討項目として、住宅金融公庫は民間金融機関への利子補給や債務保証などの業務に限定し、融資業務自体を民間に任せるべきとの提案があります。

さきの衆議院予算委員会で総理は、金融システム改革が進む中、民間金融機関の機能が強化拡充されれば、政府系金融機関の役割、守備範囲を財源供給を含め検討するとの旨言及されております。財政投融資全体の問題は後ほど質問いたしますが、ここでは、一定の役割を果たしたと言われる住宅金融公庫に対し、政府として具体的に今後の住宅金融公庫の位置づけをどうとらえ、どう改革されるのか、総理、建設大臣、大蔵大臣に明確な意思をお示しいただきたい。

次に、民業圧迫の問題であります。住宅ローン全体に占める住宅金融公庫融資残高のシェアは、平成七年度までの累積でおよそ三六％。また、首都圏における住宅購入時の戸当たり平均融資カバラー率においても公庫が九三％を占めております。これと競合する民間金融機関にとつて、住宅金融公庫の存在は脅威そのものの指摘を否定することはできません。

平成七年六月十六日に住宅地審議会が建設大臣に提出した「二十一世紀に向けた住宅・宅地政策の基本的体系について」で、「民間ローンと協調しうる融資とする」ということなど、住宅金融公庫融資のあり方に改善を図るべしとの答申を行っております。政府としては、住宅金融公庫と民間金融機関の役割分担について現状のままよいと思つておられるのか、どれほどのシェアを持てば民業補完として適当であるとお考えなのか、御所見を総理大

臣及び建設大臣にお伺いいたします。次に、住宅ローン破綻に対する政府の認識についてお伺いをいたします。

右肩上がりの経済成長、収入の増加を見越した国民は、無理をして住宅ローンを組んだものの、バブル経済の崩壊以後、給料のカット、リストラなど不況が長引き、今やその住宅を売却しても残るローンの支払い額にも満たない状況が生まれ、自己破産に至るケースであります。

その背景の一つとして、住宅金融公庫の「ゆとり償還」が指摘されております。何かと出費の多い当初五年間の支払いが通常の住宅ローンより割安でというふれ込みで導入したこの制度は、いわば先送り型のローンであります。当然ながら、六年目以降の負担が通常ローンより重くなるのであります。折からのバブル崩壊で不況が押し寄せたことで、増額となる六年目以降の返済が困難な状況となっているのです。しかも、当初の五年間の返済が一番有利な扱いとなつていて、契約の返済時期が来年にも六年目を迎えます。この急激な負担増に耐え切れない深刻な住宅ローン破綻が予想されております。

そこで、政府として、これまで融資をする際に無理な貸し付けはなかったのか、そしてまた、現実にはこのような問題に苦しむ国民に対しどのような対策を立てておられるのか、御見解と方針を建設大臣にお伺いいたします。

また、増加傾向にある住宅金融公庫の支払いの延滞に対する方策の問題についてであります。平成七年度における個人債権六カ月以上の滞納額は十六億円と、前年度の六億円を大きく上回っております。住宅金融公庫その他多くの特殊法人

の不良債権も、このまま何の手も加えず見過ごすことはできません。住専の不良債権の解消のため多額の税金が投入された際の経緯、多くの国民の憤りを考えれば、こういったいわば傷の部分を含み隠さず情報公開を積極的に行き進め、国民に投げかけて、国民の納得を得ることのできる方策を見出す努力が政府には求められております。

住宅金融公庫のみならず、特殊法人に対する財投資金の貸し付けは不良債権化しているではありませんか。その解消のために政府はどういう方針を持っておられるのか、総理、大蔵大臣の明確なビジョンをお伺いいたします。

次に、今回の法改正の柱となっている繰り上げ償還に伴う損失補てんについてであります。超低金利政策など、近年の金融情勢の変化により、本来民間よりも低利であったはずの住宅金融公庫の貸出金利が逆転現象を起し、多くの住宅金融公庫の利用者は有利となった民間住宅ローンにシフトし、住宅金融公庫への一括返済が急増しております。実にその額が平成七年度でおよそ十兆円、八年度では五兆円と見込まれております。

その結果、多額の損失が将来にわたって生じてきます。この穴埋めを今回の法改正によって、特別損失金制度の拡充をし後年度に繰り延べようというわけです。

ところが、この穴埋めのための資金は一般会計からの補給金、つまり国民の税金を充てているのであります。この特別損失金の繰り延べは、いわば損失を単に先送りするだけで、何ら本質的な改善がなされているわけではございません。また、財投資金と貸付金とのいわゆる逆ざやを埋めるためにも、従来から長年にわたって補給金として一

般会計から補てんされている状態で、平成九年度予算案での住宅金融公庫への補給金は、損失の繰り延べも含め四百億圓が計上されているのであります。政策的な部分があるとはいえ、恒常的に赤字を重ねている現状を何とかしなければ、ますます財政状況は硬直化し、国民の生活に圧迫を与えかねないと言わざるを得ません。

財政構造改革元年と位置づけ、破綻状態にある我が国の財政状況の改革などの実行を語っておりますが、橋本政権にとって、毎年多額の税金が財投資に投入され、穴埋めされている現状をどうとらえているのか、総理の御所見をお伺いいたします。

最後に、財政投融資制度全体の改革についてであります。金融システムの改革、いわゆる日本版ビッグバンは、低迷、閉塞の状態にある経済を立て直すために当然に敢行されなければなりません。大蔵省の改革、民間の金融機関改革はもとより、国家的金融システムとも言える財政投融資の改革もまた重要な要素となるはずであります。財政投融資計画おおよそ五十一兆圓のうち約五分の一を占める住宅金融公庫のあり方を問う意味からも、当然視野に入れて大いに議論すべき問題だと思っております。

公庫、公団など財投機関へ流れ込む資金は、郵便貯金、厚生年金など膨大な資金を背景としております。その資金が重点的施策を必要とする分野へ効率よく配分されているでしょうか。そのシェアの硬直化やむだは懸念されていらないのかどうか。また、逆ざやや繰り上げ償還による損失なども含めた財投機関の財務内容などのディスクロージャーは積極的に行われているでしょうか。ま

た、長期固定金利による資金の借り入れにより、財投機関の資金運用部への一括返済は困難であり、そのため損失を生じております。財投機関自体の財政をも硬直化させる恒常的損失をどう解決していくのか。これらのさまざまな問題を解決するには、入り口である郵便貯金、厚生年金、出口の財投機関、そしてその仲介役でもある大蔵省資金運用部の見直しを全体として行う必要があるのではないのでしょうか。

特殊法人の改革だけにとどまらず、入り口から出口まで、すべての面で有言不実行内閣と後世に語られぬよう、改革に向けて果敢に取り組まれることを強く要望するものであります。

総理及び財政投融資システムを所管される大蔵大臣、厚生大臣、そして郵政大臣に対し、今挙げた点も含め、財政投融資改革に向けての誠意ある有言実行を要望し、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)  
○国務大臣(橋本龍太郎君) 橋本議員にお答えを申し上げます。

まず、住宅政策における国の立場、責任ということでありました。住都公団あるいは住宅金融公庫の改革は、民間と適切な役割分担を行うことによって、社会経済情勢の変化に対応したより効率的な政策を実施していくためのものであります。我が国の住宅事情の改善など住宅政策に期待される役割は大きく、引き続き国民の住生活の質の向上を目指した総合的な住宅政策を展開してまいります。

公団住宅の居住者が不利益をこうむることがないようにすべきという御指摘がございました。

公団賃貸住宅に居住しておられる方々に対し、公団改革の検討の中で今後の賃貸住宅の管理をどのように行っていくのがよいか、現在、建設大臣のもとで検討しております。いずれにせよ、その居住の安定には十分配慮していくべきだと思います。

また、我が国の住宅の現状を考えますと、住宅金融公庫による長期・固定・低利資金の安定供給、良質な住宅ストック形成の誘導施策が引き続き必要だと考えております。なお、その際、民業補完という政府系金融機関の役割を踏まえながら、今後とも経済社会情勢の変化に対応して融資制度の見直しを図ってまいります。

次に、住宅ローンにおける住宅金融公庫と民間金融機関の役割分担について御意見をいただきました。

近年の住宅金融公庫の事業規模の拡大は、バブル崩壊後の経済対策などによるものであります。昨今の民間住宅融資の充実を踏まえて、官民協調の観点から、平成九年度におきましては融資額の見直しを行うこととしておりまして、今後とも民間住宅融資の状況を見ながら事業規模の適正化に努めてまいります。

また、財政投融資の貸し付けが不良債権化しているのではないかと御指摘がございました。財政投融資は、その原資が国の制度・信用に基づいて多数の国民から集められました郵便貯金また年金積立金等でありまして、確実かつ有利な運用に努めているところであります。財政投融資につきましては、いわゆる不良債権はございませんが、今後とも償還確実性の観点から対象分野・事業の不断の見直しを進めてまいります。

また、我が国の住宅の現状を考えますと、住宅金融公庫による長期・固定・低利資金の安定供給、良質な住宅ストック形成の誘導施策が引き続き必要だと考えております。なお、その際、民業補完という政府系金融機関の役割を踏まえながら、今後とも経済社会情勢の変化に対応して融資制度の見直しを図ってまいります。

次に、住宅ローンにおける住宅金融公庫と民間金融機関の役割分担について御意見をいただきました。

近年の住宅金融公庫の事業規模の拡大は、バブル崩壊後の経済対策などによるものであります。昨今の民間住宅融資の充実を踏まえて、官民協調の観点から、平成九年度におきましては融資額の見直しを行うこととしておりまして、今後とも民間住宅融資の状況を見ながら事業規模の適正化に努めてまいります。

次に、多額の税金が補給金として財投機関に投入されていることは問題だという御指摘をいただきました。

しかし、財投機関を初めとする特殊法人などの多くは、民間ベースでは採算のとれない行政需要にこたえるために政策的に財政資金が投入され、事業が行われております。特殊法人等に対する補助金などにつきましては、平成七年の閣議決定を踏まえて抑制に努めながら、真に必要な財政需要に対し所要の財源配分を行っているところであります。特殊法人については不断の見直しに努めてまいります。

特殊法人の財務内容等のディスクロージャーにつきましては、民間の株式会社の水準以上のディスクロージャーを全特殊法人の足並みをそろえて行うために、財務内容を明らかにする書類の作成、公告及び一般の閲覧に関する規定を盛り込んだ、特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案を、去る十一日、国会に提出させていただきます。

最後に、財政投融資についての意見を言えという御質問がありました。

財政投融資については、その基本的な役割、必要性というものは、私は、量の大小はありましても将来的にも残ると考えております。その役割は、当然ながら社会経済情勢の変化に応じて変わっていくでありましょう。したがって、財政投融資の改革を推進するという基本方針のもとに、資金運用審議会の懇談会において広く専門家の意見を聞き、本格的な検討、研究を進めていくこととしております。

なお、入り口としての郵貯、また、出口として

の特殊法人につきましては、適切な場でそれぞれに検討をされておりました。このような努力を見守りながら、全体として好ましい枠組みができるように図ってまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

(国務大臣亀井静香君登壇、拍手)

○国務大臣(亀井静香君) 福本議員の御質問にお答えいたします。

議員の御質問は大体四点ぐらいに整理されるのではないかと、このように思います。

第一点は、我が国の今後の住宅政策どうあるべきかという御質問でございますけれども、議員御指摘のように、量の面におきましてはある程度の充足点に達したという状況であろうかと思っております。しかしながら、質の面からまいりますと、今、国民の方々のニーズに合った住宅がきちりと供給をされておるか、あるいは取得をされておるかということになりますと、今からの課題であろうかと私は思います。

質の面について、一つは、やはり今から高齢化社会を迎えてまいります。そうした中で、お年寄りあるいはまた体の不自由な方々が住みやすい、そうした住居を得られるためにどうあるべきかというのが一つのポイントでもあろうかと思っております。金融公庫の融資につきましても、そういう点について、利率その他の面について重点的な配慮を実施いたしておるところであります。今後ともそれを強化してまいりたい、このように考えております。

二番目は、安かろう、便利が悪かろうというのでは困るわけでございまして、やはり諸外国に比

べまして住宅価格が比較的高いのは事実でございます。特に、サラリーマンに対して安い良質な住宅を早期に、定年間際ということではなくて早期に取得していただくにはどうしたらいいか、価格を下げっていく努力というのが喫緊の課題でございます。

そういう面では、このたび容積率の緩和というように思い切った改革を実施する予定にしております。今国会には間に合いませんけれども、次の国会に提出させていただこうと思っております。建築基準法における現在の規格・認証等というのは、物理的な面に着目をして大きい小さいのというような形でやっておるわけでございますけれども、これを性能に着目した性能基準という形で割り切っていくべき、このように考えておるわけでございまして、こういう面が住宅建設へのコストダウンに大きく寄与するのではないかと、このように考えております。

また、容積率をこの際思い切って、一律に平面的にやるのではなくて、土地利用計画と申しますか、自治体とそういう面を十分協議いたしまして、思い切って容積率も緩和していくというようなかたちの中で、マンション価格等の低落も今ねらっておるわけでございます。例で申しますと、三田あたりの今七十五万のマンションが、これを実施いたしますと、地価が上がらないという前提でございまして、五千万程度まで下落するということが期待もされておるわけでございます。また、このことは、満員電車を押しくらまんじゅうで揺られて通勤しないで、できるだけ職住近接のそうした状況をつくり出すという面にも効果があろうかと思っております。

それから第二点は、従来、住都公団が住宅供給に対して大きな役割を果たしてまいりましたが、これを分譲または賃貸部門からも一部を除いて撤退するということを決めております。

そういうことの中で、今後、国の責任はどうかという御指摘がございました。

私もどなたかしましては、今後、民間にゆだねる面はそうした供給あるいは融資の面におきましても思い切ったゆだねていきたいと考えても思いますが、しかし中低所得者の住宅需要に対して、これをどう的確に我々がこたえていくかという国としての責任がございまして、そういう意味では、住都公団が従来負っておりましたそうした責任を、自治体の公営住宅あるいは特定優良住宅等という形の中でスムーズに肩がわりをしていく方法を検討していきたいと考えておるわけでございます。

また、この住都公団の改革の中で、現在、七十二万戸、二百万の方々が現に居住しておられます。こういう方々の将来の生活環境が劣化することとは絶対にあってはならぬわけでございます。メンテナンスを含めまして、今まで以上にそうしたレベルが維持される、あるいは向上されるための方策はどうしたらいいかということも、今、建設省、住都公団で具体的な検討をしておるわけでございまして、レベルが下がっていくというようなことについては御心配は私は要らない、このように思っています。

また、次に、住宅金融公庫の今後のあり方等でございますけれども、これにつきましては、今、逆さやというような状況の中で、十兆円という膨大な繰り上げ償還というような事態も起きておりますので、もう住宅金融公庫の使命は終わったの



午後五時二十三分開議

○議長(斎藤十朗君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第一 環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件

日程第二 アジア太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件

以上両件を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。外務委員長寺澤芳男君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔寺澤芳男君登壇、拍手〕

○寺澤芳男君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、環境保護に関する南極条約議定書及び同議定書の附属書Vは、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を包括的に保護することを目的として、環境影響評価、動植物相の保存、廃棄物の処分及び管理等に係る具体的措置を定めるものであります。

次に、アジア太平洋郵便連合憲章の追加議定書及び一般規則は、アジア太平洋郵便連合憲章

を改正して、アジア太平洋郵便条約を含む連合の諸文書の一般規則への一本化、一般規則の恒久文書化等を行うことを内容とするものであります。

委員会におきましては、南極における環境保護の実効性確保、鉱物資源活動の禁止措置、観測活動から生じた廃棄物等の処理、アジア太平洋郵便連合と万国郵便連合の関係等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 国家公務員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第四 恩給法等の一部を改正する法律案

日程第五 男女共同参画設置法案  
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長鎌田要人君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔鎌田要人君登壇、拍手〕

○鎌田要人君 ただいま議題となりました三法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国家公務員法の一部を改正する法律案は、国家公務員の労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の上限を、七年以下の範囲内で人事院規則で定める期間としようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院内閣委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、本年四月分から、恩給年額を〇・八五%引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算の年額を増額するほか、短期在職の旧軍人等の仮定俸給を改善することにより、恩

給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、恩給の基本的性格と今後のあり方、短期在職の旧軍人等の仮定俸給の改善等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、男女共同参画設置法案は、男女の人権が尊重され、かつ社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議するための機関として、総理府に男女共同参画審議会を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、男女共同参画二〇〇〇年プラン実現と審議会の役割、夫婦別氏制導入問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより三案を一括して採決いたします。

平成九年三月十九日 参議院会議録第十号(その二)

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件外 一件 国家公務員法の一部を改正する法律案外二件

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、三案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長松浦孝治君。

浦孝治君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔松浦孝治君登壇、拍手〕

○松浦孝治君 たいま議題となりました關稅定率法等の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の經濟情勢の変化に対応し、石油製品、発泡酒等の關稅率の引き下げ、石油関係の還付制度等の改正、過少申告加算税等の導入、税関手続の簡素化等の所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、今日の關稅政策のあり方、過少申告加算税等の適正な運用の必要性、税

関手続の簡素化等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第七 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

並びに本日委員会から報告書が提出されました

工業標準化法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を日程に追加し、両案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長木宮和彦君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔木宮和彦君登壇、拍手〕

○木宮和彦君 たいま議題となりました二法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案は、民間活動に対する規制の緩和と行政事務の簡素化を図るため、輸出検査法及び輸出品デザイン法を廃止するほか、十四の法律について企業組織の変更に係る手続を簡素化するなど、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、法改正による規制緩和の効果、規制緩和と安全性の確保、電気事業法による事業開始期限の延長等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下委員より反対する旨の意見

が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、工業標準化法の一部を改正する法律案は、国際化の進展に的確に対応できる工業標準化制度を構築するため、主務大臣が指定する内外の民間機関がJISの認定を行うことができる制度を設けるなど、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、日本工業規格と国際規格との整合化、民間認定機関制度のあり方、規格の国際整合化と中小企業の対応等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、工業標準化法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第八 森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案

日程第九 森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長長真島一男君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔真島一男君登壇、拍手〕

○真島一男君 たいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、森林病害虫等防除法の一部を改正する法

律案は、松くい虫被害対策特別措置法の失効に対応して、被害木の破砕、焼却等による駆除、樹種転換等の措置を講じようとするものであります。

次に、森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案は、森林組合等の健全な発展を図るため、事業範囲の拡大、理事会の設置、合併及び事業経営計画の提出期限の延長等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、特別防除の効果と環境への影響、松くい虫被害の原因と対策、森林組合合併の促進対策と今後の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終了の後、まず森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案について日本共産党の須藤委員より修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案について、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一〇 内航海運組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一一 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めめるの件

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。運輸委員長直嶋正行君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔直嶋正行君登壇、拍手〕

○直嶋正行君 たいま議題となりました法律案及び承認案件につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、内航海運組合法の一部を改正する法律案は、近年における物流の効率化等の要請に対応し、内航船の近代化を図るため、内航海運業者が

行う船舶建造資金の借入れについて、内航海運組合が債務保証を行うことができることとする等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、船腹調整事業が解消された場合の影響、内航海運の環境整備推進に対する支援策、内航船員の高齢化と若年船員の安定的確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党筆坂委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めめるの件は、千葉県の北西部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、千葉県野田市に野田自動車検査登録事務所を設置するに当たり、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、内航海運組合法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認することになりました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二二 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長鴻池祥肇君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔鴻池祥肇君登壇、拍手〕

○鴻池祥肇君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における社会経済情勢の推移等にかんがみ、不動産特定共同事業の業務に関する規制の合理化を図るため、事業参加者等が不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者等である場合には、事業実施時期の制限等を定めた規定の適用を除外する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案と土地の流動化との関係、法改正に伴う効果等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知を願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の緒方理事より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二三 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長淵上貞雄君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

○淵上貞雄君 たいだいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第三種郵便物の認可条件を緩和するとともに、利用者に対するサービスの向上等を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例措置を拡大し、及び料金受取人払い制度を改善しようとするものであります。

委員会におきましては、第三種郵便物の認可条件の緩和が郵便事業財政に及ぼす影響、第三種郵便物の認可に係る調査を行う指定調査機関のあり方、料金特例措置における割引率の算定根拠等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より本法律案に反対す

る旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二四 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働委員長勝木健司君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔勝木健司君登壇、拍手〕

○勝木健司君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、障害者雇用の一層の促進を図るた

め、従来の身体障害者に新たに精神薄弱者を加えて障害者雇用率を設定するとともに、パートタイムの精神障害者を助成金の対象に加えるほか、子会社が雇用する障害者を親事業主が雇用したとみなすことができる特例子会社の認定要件を緩和すること、市町村レベルで職業準備訓練を行う障害者雇用支援センターの設置主体に社会福祉法人を加えることなど、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、ノーマライゼーションの理念と諸外国における障害者雇用の現況、新たな障害者雇用率の設定のあり方と精神薄弱者に対する雇用促進策、雇用率未達成企業への適切な指導の必要性、就労をめぐる障害者の人権擁護、特例子会社の認定要件緩和の意義、障害者雇用支援センターの今後の設置の見込み等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一五 教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長(水嘉与子君)の報告を求めます。文教委員長清水嘉与子君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(清水嘉与子君登壇、拍手)

○清水嘉与子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国立大学等と民間の研究機関等との共同研究等を推進するため、国立大学等の教員が共同研究等に従事するため休職にされた場合の退職手当の在職期間の計算について、当該休職期間を除外しないこととしようとするものであります。

委員会におきましては、国立大学等の教員の共同研究休職の実績とこの改正により予想される効果、国立大学教員の人事交流の実態や研究支援体制等の諸問題につきまして質疑が行われました。

が、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君  
副議長 松尾 官平君  
議員 田村 公平君 栗原 君子君  
小山 峰男君 魚住裕一郎君  
渡辺 孝男君 末広真樹子君  
山口 哲夫君 釘宮 磐君  
福本 潤一君 山本 保君  
椎名 素夫君 矢田部 理君

北澤 俊美君 西川 玲子君  
山崎 力君 高野 博師君  
江本 孟紀君 長谷川道郎君  
平田 健二君 和田 洋子君  
鈴木 正孝君 菅川 健二君  
市川 一朗君 水島 裕君  
岩瀬 良三君 小林 元君  
石田 美栄君 山崎 順子君  
都築 讓君 荒木 清寛君  
浜四津敏子君 直嶋 正行君  
寺澤 芳男君 統 訓弘君  
武田 節子君 長谷川 清君  
牛嶋 正君 泉 信也君  
白浜 一良君 勝木 健司君  
猪熊 重二君 星野 朋市君  
木暮 山人君 片上 公人君  
及川 順郎君 石井 一二君  
鶴岡 洋君 水野 茂門君  
大森 礼子君 芦尾 長司君  
水野 誠一君 上吉原一天君  
大野つや子君 加藤 修一君  
奥村 展三君 堂本 暁子君  
岩永 浩美君 依田 智治君  
阿曾田 清君 益田 洋介君  
林 久美子君 鈴木 政二君  
田浦 直君 武見 敬三君  
海野 義孝君 戸田 邦司君  
高橋 令則君 今泉 昭君

北岡 秀二君	釜本 邦茂君	竹山 裕君	青木 幹雄君	板垣 正君	松浦 功君
風間 昶君	横尾 和伸君	下稻葉耕吉君	上杉 光弘君	岡野 裕君	大河原太一郎君
山下 栄一君	平野 貞夫君	宮崎 秀樹君	久世 公義君	岡部 三郎君	田沢 智治君
二木 秀夫君	鴻池 祥肇君	杵掛 哲男君	倉田 寛之君	志苦 裕君	国井 正幸君
石渡 清元君	鎌田 要人君	高木 正明君	遠藤 要君	齋藤 勲君	小川 勝也君
寺崎 昭久君	木庭健太郎君	大木 浩君	村上 正邦君	西川 潔君	山下 芳生君
足立 良平君	田村 秀昭君	坂野 重信君	井上 吉夫君	朝日 俊弘君	峰崎 直樹君
松浦 孝治君	野沢 太三君	佐々木 満君	岩崎 純三君	中尾 則幸君	島袋 宗康君
永田 良雄君	鈴木 貞敏君	井上 裕君	太田 豊秋君	笠井 亮君	渡辺 四郎君
平井 卓志君	林 寛子君	笠原 潤一君	照屋 寛徳君	前川 忠夫君	今井 澄君
吉田 之久君	大久保直彦君	大脇 雅子君	上山 和人君	川橋 幸子君	山田 俊昭君
林田悠紀夫君	鈴木 省吾君	畑 恵君	馳 浩君	阿部 幸代君	及川 一夫君
野村 五男君	西田 吉宏君	日下部禮代子君	谷本 嶺君	山本 正和君	菅野 茂君
上野 公成君	岡 利定君	菅野 壽君	中島 真人君	薬科 満治君	一井 淳治君
山本 一太君	三浦 一水君	中原 爽君	長峯 基君	佐藤 道夫君	西山登紀子君
松村 龍二君	保坂 三蔵君	大淵 絹子君	測上 貞雄君	須藤美也子君	角田 義一君
平田 耕一君	林 芳正君	金田 勝年君	景山俊太郎君	三重野栄子君	千葉 暎子君
塩崎 恭久君	吉村剛太郎君	海老原義彦君	岩井 國臣君	竹村 泰子君	本岡 昭次君
溝手 顯正君	山崎 正昭君	阿部 正俊君	榑崎 泰昌君	緒方 靖夫君	筆坂 秀世君
加藤 紀文君	谷川 秀善君	成瀬 守重君	清水 澄子君	吉川 春子君	鈴木 和美君
狩野 安君	関根 則之君	坪井 一守君	大島 慶久君	小島 慶三君	笹野 貞子君
尾辻 秀久君	矢野 哲朗君	佐藤 泰三君	真島 一男君	伊藤 基隆君	有働 正治君
松谷蒼一郎君	佐藤 静雄君	清水 達雄君	河本 英典君	橋本 敦君	吉岡 吉典君
野間 越君	南野知恵子君	小野 清子君	梶原 敬義君	田 英夫君	赤桐 操君
陣内 孝雄君	斎藤 文夫君	木宮 和彦君	志村 哲良君	瀨谷 英行君	武田邦太郎君
中曾根弘文君	石川 弘君	石井 道子君	浦田 勝君	久保 巨君	菅野 久光君
須藤良太郎君	片山虎之助君	真鍋 賢二君	守住 有信君	藤濤 弘君	立木 洋君
清水嘉与子君	吉川 芳男君	嶋崎 均君	井上 孝君	上田耕一郎君	

國務大臣

内閣總理大臣	橋本龍太郎君
外務大臣	池田 行彦君
大藏大臣	三塚 博君
文部大臣	小杉 隆君
厚生大臣	小泉純一郎君
農林水産大臣	藤本 孝雄君
通商産業大臣	佐藤 信一君
運輸大臣	古賀 誠君
郵政大臣	堀之内久男君
労働大臣	岡野 裕君
建設大臣	亀井 静香君
國務大臣 (内閣官房長官)	梶山 静六君
國務大臣 (総務庁長官)	武藤 嘉文君

政府委員

建設省住宅局長	小川 忠男君
---------	--------

議長の報告事項

一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の  
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
海老原義彦君	大河原太一郎君
大野つや子君	岡野 裕君
地方行政委員	補欠
嶋崎 均君	山本 一太君

法務委員  
村沢 牧君  
大洲 絹子君

補欠

吉岡 正幸君  
菅野 久光君  
橋本 敦君

大蔵委員

補欠

山本 一太君  
嶋崎 均君  
寺崎 昭久君  
林 久美子君  
橋本 敦君  
吉岡 吉典君

文教委員

補欠

橋本 聖子君  
釜本 邦茂君  
林 久美子君  
寺崎 昭久君

厚生委員

補欠

岡野 裕君  
大野つや子君  
前田 勲男君  
中島 眞人君

農林水産委員

補欠

阿曾田 清君  
平井 卓志君  
高橋 令則君  
林 寛子君  
大洲 絹子君  
村沢 牧君  
菅野 久光君  
国井 正幸君

商工委員

補欠

梶原 敬義君  
青木 新次君

運輸委員

補欠

小山 孝雄君  
龜谷 博昭君  
平井 卓志君  
阿曾田 清君

通信委員

補欠

保坂 三蔵君  
坂野 重信君  
林 寛子君  
高橋 令則君  
吉川 春子君  
上田耕一郎君

労働委員

補欠

石井 道子君  
鈴木 政二君  
大原太一郎君  
海老原義彦君  
龜谷 博昭君  
小山 孝雄君  
今泉 昭君  
広中和歌子君  
上田耕一郎君  
吉川 春子君

建設委員

補欠

釜本 邦茂君  
橋本 聖子君  
坂野 重信君  
保坂 三蔵君  
中島 眞人君  
前田 勲男君  
広中和歌子君  
今泉 昭君  
青木 新次君  
梶原 敬義君

予算委員

補欠

高橋 令則君  
林 寛子君

国井 正幸君  
川橋 幸子君  
橋本 敦君  
上田耕一郎君  
山下 芳生君  
吉川 春子君  
山田 俊昭君  
西川 潔君

補欠

議院運営委員

補欠

鈴木 政二君  
石井 道子君  
川橋 幸子君  
国井 正幸君  
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術特別委員

補欠

志村 哲良君  
中原 爽君  
関根 則之君  
岩永 浩美君  
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出(衆第一三三号))

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(建設委員長提出)(衆第一四号)

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)(衆第一五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。  
地方税法及び固有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

地方行政委員会に付託

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

労働委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。

国家公務員法の一部を改正する法律案(衆第一〇号)審査報告書

関税法等の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案(閣法第四七号)審査報告書

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案(閣法第四五五号)審査報告書

森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)審査報告書

男女共同参画審議会設置法案(閣法第一八号)審査報告書

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件(閣法第八号)審査報告書

内航海運組合法の一部を改正する法律案(閣法第四二二号)審査報告書

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるとの件(閣承認第二号)審査報告書

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)審査報告書  
昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

大蔵委員  
大蔵委員  
大蔵委員

大蔵委員

大蔵委員  
大蔵委員  
大蔵委員

文教委員

文教委員  
文教委員  
文教委員

農林水産委員

農林水産委員  
農林水産委員  
農林水産委員

商工委員

商工委員  
商工委員  
商工委員

運輸委員

運輸委員  
運輸委員  
運輸委員

通信委員

通信委員  
通信委員  
通信委員

労働委員

労働委員  
労働委員  
労働委員

建設委員

建設委員  
建設委員  
建設委員

予算委員

予算委員  
予算委員  
予算委員

議院運営委員

議院運営委員  
議院運営委員  
議院運営委員

懲罰委員

懲罰委員  
懲罰委員  
懲罰委員

科学技術特別委員

科学技術特別委員  
科学技術特別委員  
科学技術特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
科学技術特別委員  
辞任 補欠  
中原 爽君 志村 哲良君  
同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。  
国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四号)  
特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第一五号)  
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。  
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。  
中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(閣法第三四号)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三五号)  
大蔵委員会に付託  
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるとの件(閣承認第一号)  
通信委員会に付託  
同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第七五号)  
地方行政委員会に付託  
千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるとの件(閣法第八号)  
千九百八十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるとの件(閣法第九号)  
外務委員会に付託  
蘭糸價格安定法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)  
製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案(閣法第五二号)  
水産業協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

農林水産委員会に付託  
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第一八三号)  
労働委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。  
郵便法の一部を改正する法律案(閣法第四三号)  
審査報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六二号)審査報告書

アジア太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)審査報告書  
教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員瀬谷英行君提出シベリア抑留日本人死没者に関する質問に対する答弁書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
外務省中近東アフリカ局長	日向 精義	(解 職)	平九三・八
事務代理			

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省中近東アフリカ局長 登 誠一郎君  
同日内閣総理大臣から議長宛、外務省中近東アフリカ局長登誠一郎君(同日議長承認)を、第四百四十

回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

工業標準化法の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書





# 官報 号外

平成九年三月十九日

## ○第四百四回 参議院会議録第十号(その二)

(本号(その一)参照)

### 審査報告書

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月十七日

外務委員長 寺澤 芳男

参議院議長 斎藤 十朗殿

### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

この議定書及び議定書の附属書Vは、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を包括的に保護することを目的として、環境影響評価、動植物相の保存並びに廃棄物の処分及び管理等に関する具体的措置を定めるものである。我が国がこの議定書及び議定書の附属書Vを締結することは、南極の環境等の包括的な保護に関する国際協力を推進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めらる。

#### 二、費用

別に費用を要しない。

平成九年三月十九日 参議院会議録第十号(その二)

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

右  
国会に提出する。  
平成九年三月十一日  
内閣総理大臣 橋本龍太郎

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めの件

南極地域の特別な法的及び政治的地位並びに南極地域におけるすべての活動が南極条約の目的及び原則に適合することを確保することについての南極条約協定国の特別の責任に留意し、南極地域が特別保存地域として指定されたこと並びに南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を保護するため南極条約体制の下で採択された他の措置を想起し、更に、南極地域が地球的及び地域的規模において重要な環境の科学的監視及び調査の独特の機会を提供することを確認し、南極の海洋生物資源の保存に関する条約の保存に関する原則を再確認し、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護のための包括的な制度を進展させることが人類全体の利益であることを確信し、このため、南極条約を補足することを希望して、

次のとおり協定した。  
第一条 定義  
この議定書の適用上、  
(a) 「南極条約」とは、千九百五十九年十二月一日にワシントンで作成された南極条約をいう。  
(b) 「南極条約地域」とは、南極条約第六条の規定に従い同条約の適用される地域をいう。  
(c) 「南極条約協定国会議」とは、南極条約第九条に定める国会をいう。  
(d) 「南極条約協定国」とは、南極条約第九条に定める国会に参加する代表者を任命する権利を有する同条約の締約国をいう。  
(e) 「南極条約体制」とは、南極条約、同条約に基づき有効な措置、同条約に関連する別個の有効な国際文書及びこれらの国際文書に基づく有効な措置をいう。  
(f) 「仲裁裁判所」とは、この議定書の不可分の一部を成す付録によって設置される仲裁裁判所をいう。

(g) 「委員会」とは、第十一条の規定によって設置される環境保護委員会をいう。  
第二条 目的及び指定  
締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を包括的に保護することを約束し、この議定書により、南極地域を平和及び科学に貢献する自然保護地域として指定する。  
第三条 環境に関する原則  
1 南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護並びに南極地域の固有の価値(原生地域としての価値、芸術上の価値及び科学的調査(特に、地球環境の理解のために不可欠な調査)を実施するための地域としての価値を含む)の保護は、南極条約地域におけるすべての活動を計画し及び実施するに当たり考慮すべき基本的な事項とする。  
2 このため、  
(a) 南極条約地域における活動は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対する悪影響を限定するように計画し及び実施する。  
(b) 南極条約地域における活動については、次のことを回避するように計画し及び実施する。  
(i) 気候又は天候に対する悪影響  
(ii) 大気中の質又は水質に対する著しい悪影響  
(iii) 大気、陸上降水を含む、水河又は海洋における環境の著しい変化  
(iv) 動物及び植物の種又は種の個体群の分布、豊度又は生産性の有害な変化  
(v) 絶滅のおそれがある若しくは脅威にさらされている種又はこのような種の個体群を更に危険な状態にすること。  
(vi) 生物学上、科学上、歴史上、芸術上又は原生地域として重要な価値を有する地域の価値を減じ又はこれらの地域を相当な危険にさらすこと。  
(c) 南極条約地域における活動については、南

極条約地域における活動については、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対する悪影響を限定するように計画し及び実施する。  
(b) 南極条約地域における活動については、次のことを回避するように計画し及び実施する。  
(i) 気候又は天候に対する悪影響  
(ii) 大気中の質又は水質に対する著しい悪影響  
(iii) 大気、陸上降水を含む、水河又は海洋における環境の著しい変化  
(iv) 動物及び植物の種又は種の個体群の分布、豊度又は生産性の有害な変化  
(v) 絶滅のおそれがある若しくは脅威にさらされている種又はこのような種の個体群を更に危険な状態にすること。  
(vi) 生物学上、科学上、歴史上、芸術上又は原生地域として重要な価値を有する地域の価値を減じ又はこれらの地域を相当な危険にさらすこと。  
(c) 南極条約地域における活動については、南

極条約地域における活動については、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対する悪影響を限定するように計画し及び実施する。  
(b) 南極条約地域における活動については、次のことを回避するように計画し及び実施する。  
(i) 気候又は天候に対する悪影響  
(ii) 大気中の質又は水質に対する著しい悪影響  
(iii) 大気、陸上降水を含む、水河又は海洋における環境の著しい変化  
(iv) 動物及び植物の種又は種の個体群の分布、豊度又は生産性の有害な変化  
(v) 絶滅のおそれがある若しくは脅威にさらされている種又はこのような種の個体群を更に危険な状態にすること。  
(vi) 生物学上、科学上、歴史上、芸術上又は原生地域として重要な価値を有する地域の価値を減じ又はこれらの地域を相当な危険にさらすこと。  
(c) 南極条約地域における活動については、南

極条約地域における活動については、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対する悪影響を限定するように計画し及び実施する。  
(b) 南極条約地域における活動については、次のことを回避するように計画し及び実施する。  
(i) 気候又は天候に対する悪影響  
(ii) 大気中の質又は水質に対する著しい悪影響  
(iii) 大気、陸上降水を含む、水河又は海洋における環境の著しい変化  
(iv) 動物及び植物の種又は種の個体群の分布、豊度又は生産性の有害な変化  
(v) 絶滅のおそれがある若しくは脅威にさらされている種又はこのような種の個体群を更に危険な状態にすること。  
(vi) 生物学上、科学上、歴史上、芸術上又は原生地域として重要な価値を有する地域の価値を減じ又はこれらの地域を相当な危険にさらすこと。  
(c) 南極条約地域における活動については、南

極条約地域における活動については、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対する悪影響を限定するように計画し及び実施する。  
(b) 南極条約地域における活動については、次のことを回避するように計画し及び実施する。  
(i) 気候又は天候に対する悪影響  
(ii) 大気中の質又は水質に対する著しい悪影響  
(iii) 大気、陸上降水を含む、水河又は海洋における環境の著しい変化  
(iv) 動物及び植物の種又は種の個体群の分布、豊度又は生産性の有害な変化  
(v) 絶滅のおそれがある若しくは脅威にさらされている種又はこのような種の個体群を更に危険な状態にすること。  
(vi) 生物学上、科学上、歴史上、芸術上又は原生地域として重要な価値を有する地域の価値を減じ又はこれらの地域を相当な危険にさらすこと。  
(c) 南極条約地域における活動については、南

極条約地域における活動については、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対する悪影響を限定するように計画し及び実施する。  
(b) 南極条約地域における活動については、次のことを回避するように計画し及び実施する。  
(i) 気候又は天候に対する悪影響  
(ii) 大気中の質又は水質に対する著しい悪影響  
(iii) 大気、陸上降水を含む、水河又は海洋における環境の著しい変化  
(iv) 動物及び植物の種又は種の個体群の分布、豊度又は生産性の有害な変化  
(v) 絶滅のおそれがある若しくは脅威にさらされている種又はこのような種の個体群を更に危険な状態にすること。  
(vi) 生物学上、科学上、歴史上、芸術上又は原生地域として重要な価値を有する地域の価値を減じ又はこれらの地域を相当な危険にさらすこと。  
(c) 南極条約地域における活動については、南

極条約地域における活動については、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対する悪影響を限定するように計画し及び実施する。  
(b) 南極条約地域における活動については、次のことを回避するように計画し及び実施する。  
(i) 気候又は天候に対する悪影響  
(ii) 大気中の質又は水質に対する著しい悪影響  
(iii) 大気、陸上降水を含む、水河又は海洋における環境の著しい変化  
(iv) 動物及び植物の種又は種の個体群の分布、豊度又は生産性の有害な変化  
(v) 絶滅のおそれがある若しくは脅威にさらされている種又はこのような種の個体群を更に危険な状態にすること。  
(vi) 生物学上、科学上、歴史上、芸術上又は原生地域として重要な価値を有する地域の価値を減じ又はこれらの地域を相当な危険にさらすこと。  
(c) 南極条約地域における活動については、南

極条約地域における活動については、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対する悪影響を限定するように計画し及び実施する。  
(b) 南極条約地域における活動については、次のことを回避するように計画し及び実施する。  
(i) 気候又は天候に対する悪影響  
(ii) 大気中の質又は水質に対する著しい悪影響  
(iii) 大気、陸上降水を含む、水河又は海洋における環境の著しい変化  
(iv) 動物及び植物の種又は種の個体群の分布、豊度又は生産性の有害な変化  
(v) 絶滅のおそれがある若しくは脅威にさらされている種又はこのような種の個体群を更に危険な状態にすること。  
(vi) 生物学上、科学上、歴史上、芸術上又は原生地域として重要な価値を有する地域の価値を減じ又はこれらの地域を相当な危険にさらすこと。  
(c) 南極条約地域における活動については、南

極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系並びに南極地域の科学的調査を実施する地域としての価値に對して当該活動が及ぼすおそれのある影響につき事前の評価を可能にする十分な情報に基づき及びこの影響を知つた上での判断に基づき、計画し及び実施する。このような判断に当たっては、次の事項を十分に考慮する。

(i) 活動の範囲(地域、期間及び程度を含む)。

(ii) 活動の累積的な影響(当該活動自体によるもの及び南極条約地域における他の活動の影響との複合によるもの)の双方。

(iii) 活動が南極条約地域における他の活動に有害な影響を及ぼすか否か。

(iv) 環境上問題を生じさせないように作業を行うための技術及び手順が利用可能であるか否か。

(v) 活動が及ぼす悪影響を特定し及び早期に警告を与えるために主要な環境上の指標及び生態系の構成要素を監視する能力の有無並びに南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に関する監視の結果又は知識の増進に照らして必要となる作業手順の修正を行うための能力の有無。

(vi) 事故(特に、環境に影響を及ぼすおそれのあるもの)に對し迅速かつ効果的に対応する能力の有無。

(d) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行うため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(e) 南極条約地域の内外で実施される活動が南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に及ぼす予測されなかつた影響を早期に探知することを容易にするため、定期的かつ効果的な監視を行う。

3 南極条約地域における活動については、科学的調査を優先するよう及び南極地域の科学的調

査(地球環境の理解のために不可欠な調査を含む)を実施する地域としての価値を保護するよう計画し及び実施する。

4 南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施される活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であつて、南極条約第七條の五の規定に従い事前の通告を必要とするもの(関連する後方支援活動を含む)については、

(a) この条に定める原則に適合する方法で行う。

(b) この条に定める原則に反して南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に影響を及ぼし又は及ぼすおそれがある場合には、修正し、停止し又は取りやめる。

1 この議定書は、南極条約を補足するものとし、同条約を修正し又は改正するものではない。

2 この議定書のいかなる規定も、締約国が南極条約体制における他の有効な国際文書に基づき有する権利を及ぼし及びこれらの国際文書に基づき負う義務を免れさせるものではない。

第五條 南極条約体制における他の構成要素との整合性

締約国は、この議定書の目的及び原則の達成を確保するため並びに南極条約体制における他の有効な国際文書の目的及び原則の達成に影響を及ぼすことを回避し又はこれらの国際文書の実施とこの議定書の実施との間の抵触を回避するため、これらの国際文書の締約国及びこれらの国際文書に基づいて設置された機関と協議し及び協力する。

第六條 協力

1 締約国は、南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり、協力する。このため、各締約国は、次のことを行うよう努力する。

(a) 南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護に関し、科学上、技術上及び教育上の価値を有する協力計画を促進すること。

(b) 他の締約国に對し、環境影響評価の実施について適当な援助を与えること。

(c) 要請により、他の締約国に對し、環境に對する潜在的な危険に関する情報を提供すること並びに南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に損害を与えるおそれのある事故の影響を最小にするための援助を与えること。

(d) 場所のいかんを問わず過度の集中によつて生ずる累積的な影響を回避するため、将来設置される基地その他の施設の場所の選択に關し他の締約国と協議すること。

(e) 適当な場合には、合同で探検を行うこと及び基地その他の施設を共同で使用すること。

(f) 南極条約協議国会議が合意する措置をとること。

2 各締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を保護するため、他の締約国が南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり当該他の締約国にとつて有用な情報を可能な範囲で提供することを約束する。

3 締約国は、南極条約地域における活動が同地域に近接する地域の環境に悪影響を及ぼさないことを確保するため、当該近接する地域において管轄権を行使する締約国と協力する。

第七條 鉱物資源に関する活動の禁止

1 2に規定する活動が計画される場合には、当該活動は、次のいずれの影響を及ぼすと判断されるかに応じ、南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に及ぼす影響についての事前の評価のための手続であつて附属書Iに規定するものに従うものとする。

(a) 軽微な又は一時的な影響を下回る影響

(b) 軽微な又は一時的な影響

(c) 軽微な又は一時的な影響を上回る影響

2 各締約国は、附属書Iに規定する評価の手続が、南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施されるすべての活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であつて、南極条約第七條の五の規定に従い事前の通告を必要とするもの(関連する後方支援活動を含む)に關する決定に至るまでの立案過程において適用されることを確保する。

3 附属書Iに規定する評価の手続は、活動のいかなる変更(既存の活動の拡大若しくは縮小、活動の追加、施設の廃棄又はその他の理由のいづれによつて生ずるかを問わない)についても適用する。

4 二以上の締約国が共同で活動を計画する場合には、関係締約国は、附属書Iに規定する環境影響評価の手続の実施を調整する一締約国を指定する。

第九條 附属書

1 この議定書の附属書は、この議定書の不可分の一部を成す。

2 附属書Iから附属書IVまでの附属書のほかに追加される附属書は、南極条約第九條の規定に従つて採択され、効力を生ずる。

3 附属書の改正及び修正は、南極条約第九條の規定に従つて採択され、効力を生ずる。ただし、いかなる附属書も、その附属書自体に改正及び修正が速やかに効力を生ずるための規定を定めることができる。

4 2及び3の規定に従つて効力を生じた附属書並びに附属書の改正及び修正は、附属書自体に改正又は修正の効力発生について別段の定めがない限り、南極条約協議国会議でない南極条約の締約国又は採択の時に南極条約協議国会議でなかつた南極条約の締約国については、寄託政府が当該

定するものに従うものとする。

(a) 軽微な又は一時的な影響を下回る影響

(b) 軽微な又は一時的な影響

(c) 軽微な又は一時的な影響を上回る影響

2 各締約国は、附属書Iに規定する評価の手続が、南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施されるすべての活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であつて、南極条約第七條の五の規定に従い事前の通告を必要とするもの(関連する後方支援活動を含む)に關する決定に至るまでの立案過程において適用されることを確保する。

3 附属書Iに規定する評価の手続は、活動のいかなる変更(既存の活動の拡大若しくは縮小、活動の追加、施設の廃棄又はその他の理由のいづれによつて生ずるかを問わない)についても適用する。

4 二以上の締約国が共同で活動を計画する場合には、関係締約国は、附属書Iに規定する環境影響評価の手続の実施を調整する一締約国を指定する。

第九條 附属書

1 この議定書の附属書は、この議定書の不可分の一部を成す。

2 附属書Iから附属書IVまでの附属書のほかに追加される附属書は、南極条約第九條の規定に従つて採択され、効力を生ずる。

3 附属書の改正及び修正は、南極条約第九條の規定に従つて採択され、効力を生ずる。ただし、いかなる附属書も、その附属書自体に改正及び修正が速やかに効力を生ずるための規定を定めることができる。

4 2及び3の規定に従つて効力を生じた附属書並びに附属書の改正及び修正は、附属書自体に改正又は修正の効力発生について別段の定めがない限り、南極条約協議国会議でない南極条約の締約国又は採択の時に南極条約協議国会議でなかつた南極条約の締約国については、寄託政府が当該

締約国の承認の通告を受領した時に効力を生ずる。

5 附属書に別段の定めがある場合を除くほか、附属書は、第十八条から第二十条までに規定する紛争解決のための手続の適用を受ける。

第十条 南極条約協議国会議

1 南極条約協議国会議は、利用可能な最善の科学上及び技術上の助言を参考として、次のことを行う。

- (a) この議定書の規定に従い、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の包括的な保護についての一般的な政策を定めること。
- (b) この議定書の実施のため、南極条約第九条の規定に基づく措置をとること。

2 南極条約協議国会議は、委員会によって行われた作業を検討するものとし、1に規定する任務を遂行するに当たり、委員会の助言及び勧告並びに南極研究科学委員会の助言を十分に参考とする。

第十一条 環境保護委員会

- 1 この議定書により環境保護委員会を設置する。
- 2 各締約国は、委員会の構成国となる権利及び代表を任命する権利を有する。代表は、専門家及び顧問を伴うことができる。
- 3 委員会におけるオブザーバーとしての地位は、この議定書の締約国でない南極条約のすべての締約国に開放される。
- 4 委員会は、南極研究科学委員会の委員長及び南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会の議長に対しオブザーバーとして委員会の会合に参加するよう招請する。委員会は、更に、南極条約協議国会議の承認を得て、委員会の作業に貢献することができる他の適切な科学的機関、環境に関する機関及び技術的機関に対し委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請することができる。

5 委員会は、その会合の報告書を南極条約協議国会議に提出する。当該報告書は、委員会の会合で審議されたすべての問題を対象とし、及びその会合で表明された見解を反映するものとする。当該報告書は、その会合に出席した締約国及びオブザーバーに送付し、その後一般に利用可能なものとする。

6 委員会は、南極条約協議国会議による承認を条件として、委員会の手続規則を採択する。

第十二条 委員会の任務

- 1 委員会の任務は、附属書の運用を含むこの議定書の実施に関し南極条約協議国会議における審議のため締約国に対して助言を与え及び勧告を行うこと並びに同会議によって委員会に委任されるその他の任務を遂行することとする。特に、委員会は、次の事項に関して助言を与える。
- (a) この議定書に従ってとられる措置の効果
- (b) この議定書に従ってとられる措置を状況に応じて改定し、強化し又は改善する必要性
- (c) 適当な場合には、追加的な措置(附属書の追加を含む)の必要性
- (d) 第八条及び附属書Iに規定する環境影響評価の手続の適用及び実施
- (e) 南極条約地域における活動の環境に対する影響を最小にし又は緩和する方法
- (f) 緊急措置を必要とする事態についての手続(環境上の緊急事態における対応措置を含む)。
- (g) 南極保護地区制度の運用及び改善
- (h) 査察の手続(査察の報告書の様式及び査察の実施のための点検項目の一覧表を含む)。
- (i) 環境保護に関する情報の収集、蓄積、交換及び評価
- (j) 南極の環境の状態
- (k) この議定書の実施に関連する科学的調査(環境の監視を含む)の必要性

2 委員会は、その任務を遂行するに当たり、適当な場合には、南極研究科学委員会、南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会並びに他の適切な科学的機関、環境に関する機関及び技術的機関と協働し、その権限の範囲内で適当な措置(法令の制定、行政措置及び執行措置を含む)をとる。

2 各締約国は、いかなる者もこの議定書に反する活動を行わないようにするため、国際連合憲章に従った適当な努力をする。

3 各締約国は、1及び2の規定に従ってとる措置を他のすべての締約国に通報する。

4 各締約国は、この議定書の目的及び原則の実施に影響を及ぼすすべての活動につき他のすべての締約国の注意を喚起する。

5 南極条約協議国会議は、この議定書の締約国でない国に対し、当該国又はその機関、自然人、法人若しくは船舶、航空機その他の輸送手段によって実施される活動であつてこの議定書の目的及び原則の実施に影響を及ぼすすべてのものについて注意を喚起する。

第十四条 査察

- 1 南極条約協議国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進し並びにこの議定書の遵守を確保するため、単独で又は共同して、南極条約第七条の規定に従って行われる監視員による査察のための措置をとる。
- 2 監視員は、次の者とする。
- (a) いずれかの南極条約協議国によって指名される当該南極条約協議国の国民である監視員
- (b) 南極条約協議国会議の定める手続に従い査察を行うため同会議で指名される監視員

3 締約国は、査察を行う監視員と十分に協力するものとし、査察の間、南極条約第七条3の規定に基づく査察のために開放されている基地、施設、備品、船舶及び航空機のすべての部分並びにこの議定書により要請されるすべての保管されたこれらに関する記録について監視員によるアクセスが認められることを確保する。

4 査察の報告書については、自国の基地、施設、備品、船舶又は航空機がその査察の報告書の対象となつている締約国に送付する。当該締約国が意見を述べた機会を与えられた後、当該査察の報告書及び意見は、すべての締約国及び委員会に送付され、並びに次の南極条約協議国会議で審議されるものとし、その後、当該査察の報告書及び意見は、一般に利用可能なものとする。

第十五条 緊急時における対応措置

- 1 南極条約地域における環境上の緊急事態に対応するため、各締約国は、次のことに同意する。
- (a) 南極条約地域における科学的調査の計画、観測並びに政府及び非政府の他のすべての活動であつて、南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの(関連する後方支援活動を含む)の実施から生ずる緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとること。
- (b) 南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に対応するための緊急時計画を作成すること。
- 2 このため、締約国は、
- (a) 1(b)の緊急時計画の作成及び実施について協力する。
- (b) 環境上の緊急事態につき速やかに通報を行うため及び協力して対応するための手続を定める。

3 この条の規定の実施において、締約国は、適当な国際機関の助言を参考とする。

第十六条 責任

締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の包括的な保護についてのこの議定書の目的に従い、南極条約地域において実施されたか、この議定書の適用を受ける活動から生ずる損害についての責任に関する規則及び手続を定める。

作成することを約束する。当該規則及び手続については、第九条2の規定に従って採択される一又は二以上の附属書に含める。

第十七条 締約国による年次報告

1 各締約国は、この議定書の実施のためにとった措置を毎年報告する。その報告書には、第十三条3の規定に従って行われる通報、第十五条の規定に従って作成される緊急時計画並びにこの議定書に従って必要とされる他のすべての通告及び通報であって情報の送付及び交換に関し他に規定がないものを含める。

2 1の規定に従って作成される報告書は、すべの締約国及び委員会に送付され、並びに次の南極条約協議国会議で審議されるものとし、更に、当該報告書は、一般に利用可能なものとする。

第十八条 紛争解決

この議定書の解釈又は適用に関して紛争が生じた場合には、紛争当事国は、いずれかの紛争当事国の要請により、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決又は紛争当事国が合意するその他の平和的手段により紛争を解決するため、できる限り速やかに紛争当事国間で協議する。

第十九条 紛争解決手続の選択

1 各締約国は、この議定書に署名し、これを批准し、受諾し若しくは承認し若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、第七条、第八条及び第十五条の規定、附属書の規定(附属書に別段の定めがある場合を除く)並びにこれらの規定に関連する第十三条の規定の解釈又は適用についての紛争の解決に関し、次の手段の一方又は双方を選択することができる。

- (a) 国際司法裁判所
(b) 仲裁裁判所

2 1の規定に基づいて行われる宣言は、前条及び次条2の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件 二〇

3 1の規定による宣言を行わなかった締約国又は当該宣言が有効でなくなった締約国は、仲裁裁判所の管轄権を受け入れていないものとみなされる。

4 紛争当事国が紛争の解決のために同一の手段を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手続のみ付することができる。

5 紛争当事国が紛争の解決のために同一の手段を受け入れていない場合又は双方の紛争当事国が双方の手段を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所にのみ付託することができる。

6 1の規定に基づいて行われる宣言は、当該宣言の期間が満了するまで又は書面による当該宣言の撤回の通告が寄託政府に寄託された後三箇月が経過するまでの間、効力を有する。

7 新たな宣言、宣言の撤回の通告又は宣言の期間の満了は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、国際司法裁判所又は仲裁裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。

8 この条に規定する宣言及び通告については、寄託政府に寄託するものとし、寄託政府は、その写しをすべての締約国に送付する。

第二十条 紛争解決手続

1 第七条、第八条若しくは第十五条の規定、附属書の規定(附属書に別段の定めがある場合を除く)又はこれらの規定に関連する第十三条の規定の解釈又は適用についての紛争の当事国が第十八条の規定に従って協議を要請した後十二箇月以内に紛争解決のための手段について合意しない場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、前条の4及び5の規定により決定される紛争解決手続に従って解決を図る。

2 仲裁裁判所は、南極条約第四条の規定の範囲内にある問題について決定する権限を有しない。更に、この議定書のいかなる規定も、国際司法裁判所又は締約国間で紛争解決のために設置される他の裁判所に対し、同条の規定の範囲内にあるいずれの問題についても決定する権限を与えるものと解してはならない。

第二十一条 署名

この議定書は、千九百九十一年十月四日にマドリッドにおいて、その後は、千九百九十二年十月三日までワシントンにおいて、南極条約の締約国による署名のために開放しておく。

第二十二条 批准、受諾、承認又は加入

1 この議定書は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。
2 この議定書は、千九百九十二年十月三日後、南極条約の締約国による加入のために開放しておく。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この議定書において寄託政府として指定されるアメリカ合衆国政府に寄託する。
4 この議定書が効力を生じた日の後、南極条約協議国は、南極条約の締約国がこの議定書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入していない限り、当該南極条約の締約国が同条約第九条2の規定に従い南極条約協議国会議に参加する代表者を任命する権利に関して行う通告について、措置をとってはならない。

23 効力発生
1 この議定書は、その採択の日以南極条約協議国であるすべての国による批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
2 この議定書は、その効力発生の日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する南極条約の締約国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

24 留保
この議定書に対する留保は、認められない。
25 修正又は改正
1 第九条の規定の適用を妨げることなく、この議定書は、南極条約第十二条1(a)及び(b)に規定する手続に従い、いつでも修正し又は改正することができる。
2 この議定書の効力発生の日から五十年を経過した後、いずれかの南極条約協議国が寄託政府あての通報により要請する場合には、この議定書の運用について検討するため、できる限り速やかに会議を開催する。
3 2の規定によって招請される検討のための会議において提案された修正又は改正については、この議定書の締約国の過半数(この議定書の採択の時に南極条約協議国である国の四分の三を含む)による議決で採択する。
4 3の規定に従って採択された修正又は改正は、南極条約協議国の四分の三による批准、受諾、承認又は加入(この議定書の採択の時に南極条約協議国であるすべての国による批准、受諾、承認又は加入を含む)の時に効力を生ずる。
5 (a) 第七条の規定に関し、同条に規定する南極地域における鉱物資源に関する活動の禁止は、当該活動についての拘束力のある法制度(特定の活動が認められるか否か及び、認められる場合には、どのような条件の下で認められるかを決定するための合意された手段を含む)が効力を生じない限り、継続する。この法制度は、南極条約第四条に規定するすべての国の利益を保護するものとし、同条に定める原則の適用を受ける。第七条の規定の修正又は改正が2に規定する検討のための会議において提案された場合には、当該修正又は改正には、当該活動についての拘束力のある法制度を含める。
(b) (a)の修正又は改正がその採択の日から三年

以内に効力を生じなかつた場合には、いずれの締約国も、その後いつでも、この議定書から脱退する旨を寄託政府に通告することができ、脱退は、寄託政府がその通告を受領した後二年で効力を生ずる。

第二十六条 寄託政府による通報

寄託政府は、南極条約のすべての締約国に対し、次の事項を通報する。

- (a) この議定書の署名及び批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託
- (b) この議定書の効力発生の日及び追加される附屬書の効力発生の日
- (c) この議定書の改正又は修正の効力発生の日
- (d) 第十九条の規定に基づく宣言及び通告の寄託

(e) 前条5(b)の規定に基づき受領した通告

第二十七条 正文及び国際連合への登録  
この議定書は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、この議定書の認証原本を南極条約のすべての締約国に送付する。

2 この議定書は、寄託政府が国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

付録 仲裁

第一条

- 1 仲裁裁判所は、この議定書(c)の付録を含むに從い組織され及び任務を遂行する。
- 2 この付録において「事務総長」とは、常設仲裁裁判所事務総長をいう。

第二条

1 各締約国は、三人を限度とする仲裁人を指名することができるものとし、少なくとも一人は、当該締約国についてこの議定書が効力を生じた時から三箇月以内に指名される。これらの仲裁人は、南極問題についての経験及び国際法

に関する十分な知識を有しており並びに公平であり、有能であり及び誠実であることについて最高水準の評価を得ている者とする。指名された者の氏名は、仲裁人名簿に記載される。各締約国は、当該名簿に少なくとも一人の仲裁人の氏名が常に記載されていることを確保する。

2 締約国によって指名される仲裁人は、3の規定に從うことを条件として、1に規定する名簿に五年間記載されるものとし、更に五年の期間について当該締約国によって再指名されることのできる。

3 仲裁人を指名した締約国は、1に規定する名簿に記載された仲裁人につきその指名を撤回することができる。仲裁人が死亡した場合又は締約国が何らかの理由で当該名簿に記載された仲裁人につきその指名を撤回する場合には、当該仲裁人を指名した締約国は、直ちに事務総長に通告する。指名を撤回された仲裁人は、自己がその仲裁人として任命されている仲裁裁判所において、係属中の手続が終了するまで引き続きその任務を遂行する。

4 事務総長は、この条の規定に從って指名された仲裁人について最新の名簿を保管するようにする。

第三条

1 仲裁裁判所は、次のとおり任命される三人の仲裁人により構成する。  
(a) 手続を開始する紛争当事国は、前条に規定する名簿から一人の仲裁人を任命する。この仲裁人は、当該紛争当事国の国民とすることができ、その任命については、次条に規定する通告に含める。

(b) 他の紛争当事国は、次条の通告を受領した時から四十日以内に、前条に規定する名簿から第二の仲裁人を任命する。この仲裁人は、当該他の紛争当事国の国民とすることができ、その任命については、次条に規定する通告に含める。

(c) 紛争当事国は、第二の仲裁人の任命の時から六十日以内に、前条に規定する名簿から第三の仲裁人を合意によって任命する。第三の仲裁人は、いずれの紛争当事国の国民でもあってはならず、紛争当事国により当該名簿に記載される者として指名された者であつてはならず、かつ、最初の二人の仲裁人の有している国籍のいずれをも有してはならない。第三の仲裁人は、仲裁裁判所の裁判長となる。

(d) 第二の仲裁人が所定の期間内に任命されなかつた場合又は第三の仲裁人の任命について紛争当事国が所定の期間内に合意に達しなかつた場合には、当該第二又は第三の仲裁人については、いずれかの紛争当事国の要請により、かつ、当該要請を国際司法裁判所長が受領した時から三十日以内に、(b)及び(c)に規定する条件に從い、前条に規定する名簿から、同所長が任命する。同所長は、この(d)に定める職務を遂行するに当たり、紛争当事国と協議する。

(e) 国際司法裁判所長が(d)の規定によって与えられた職務を遂行することができない場合又は紛争当事国の国籍を有する場合には、当該職務は、その遂行が可能であり、かつ、紛争当事国の国籍を有しない国際司法裁判所の裁判官のうち同次長に次ぐ席次の者が遂行する。

2 仲裁裁判所に空席が生じたときは、当該空席を生じさせた仲裁人の任命の場合と同様の方法によって補充する。  
3 二を超える紛争当事国が関係する紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、1(b)に規定する期間内に合意によって一人の仲裁人を任命する。

第四条

仲裁手続を開始する紛争当事国は、他の紛争当事国及び事務総長に対し、書面により当該仲裁手続の開始について通告する。その通告には、請求及びその根拠も記載する。当該通告は、事務総長がすべての締約国に送付する。

第五条

1 仲裁は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、ハーグにおいて行い、仲裁裁判所の記録は、ハーグで保存される。仲裁裁判所は、その手続規則を採択する。当該手続規則については、陳述し及び自己の立場を表明する十分な機会を紛争当事国に確保し、並びに仲裁手続が迅速に行われることを確保する。  
2 仲裁裁判所は、紛争から生ずる反対請求を審理し及び決定することができる。

第六条

1 仲裁裁判所は、議定書に基づいて管轄権を有すると推定する場合には、次のことを行うことができる。  
(a) いずれかの紛争当事国の要請により、紛争当事国のそれぞれの権利を保全するために必要と認める暫定措置を示すこと。  
(b) 南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に対して生ずる重大な害を防止するため、状況に於て適当と認める暫定措置を定めること。

2 紛争当事国は、第十条の規定に基づく仲裁判断が行われるまでの間、1(b)の規定に基づいて定められた暫定措置に速やかに従うものとする。  
3 議定書第二十条に規定する期間においても、紛争当事国は、いつでも、第四条の規定に從つて行われる他の紛争当事国及び事務総長に対する通告により、この条の規定に基づく緊急の暫定措置を示し又は定めるために特に緊急に仲裁裁判所が組織されるよう要請することができる。この場合において、仲裁裁判所は、第三条

1 (b)から(d)までに規定する期間をそれぞれ十四日に短縮した上、同条の規定に従い、可能な限り速やかに組織されるものとする。仲裁裁判所は、その裁判長の任命の後二箇月以内に、緊急の暫定措置に対する要請について決定する。

4 3の規定に基づく緊急の暫定措置の要請に応じて仲裁裁判所が決定を行った後、紛争の解決については、議定書第十八条から第二十条までの規定に従って行う。

第七条

いづれの締約国も、仲裁裁判所の仲裁判断によって実質的に影響を受け得る法的な利害関係(一般的であるか個別的であるかを問わない。)を有すると信ずる場合には、仲裁裁判所が別段の決定をしない限り、仲裁手続に参加することができる。

第八条

紛争当事国は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えらるものとし、特に、自国の法令に従い及びすべての可能な手段を利用して、すべての関連のある文書及び情報を提供し、並びに仲裁裁判所が、必要に応じ、証人又は専門家を招致し及びこれらの者から証拠を入手することができるようにする。

第九条

いづれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず又は自国の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を継続し及び仲裁判断を行うよう要請することができる。

第十条

1 仲裁裁判所は、自己に付託される紛争につき、議定書並びに議定書に反しない適用可能な国際法の他の規則及び原則に基づいて仲裁判断を行う。

2 仲裁裁判所は、紛争当事国が合意する場合には、付託された紛争につき衡平及び善に基づいて決定を行うことができる。

第十一条

仲裁裁判所は、仲裁判断を行うに先立ち、仲

裁裁判所が紛争について管轄権を有すること並びに請求又は反対請求が事実及び法において十分な根拠を有することを確認する。

2 仲裁判断には、その理由を付する。仲裁判断は、事務総長に通報されるものとし、事務総長は、これをすべての締約国に送付する。

3 仲裁判断は、最終的なものとし、紛争当事国及び仲裁手続に参加するいかなる国も拘束する。これらの国は、その仲裁判断に速やかに従うものとする。仲裁裁判所は、一の紛争当事国又は仲裁手続に参加するいづれかの国の要請により、仲裁判断について解釈を行う。

4 仲裁判断は、その特定の事件に関してのみ拘束力を有する。

5 仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用(仲裁人の報酬を含む。)については、紛争当事国が均等に負担する。

第十二条

仲裁裁判所すべての決定(第五条、第六条及び前条に規定する決定を含む。)は、仲裁人の多数決により行われるものとし、仲裁人は、投票に際し棄権することができない。

第十三条

1 この付録は、南極条約第九条1の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

2 その後、1の規定に従って効力を生じたこの付録の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

附属書I 環境影響評価

第一条 予備段階

1 議定書第八条に規定する計画された活動については、その開始の前に、当該活動が環境に及ぼす影響を適当な国内手続に従って検討する。

2 活動の影響が軽微な又は一時的な影響を及ぼすと判断される場合には、当該活動を直ちに実施することができる。

第二条 初期の環境評価書

1 活動の影響が軽微な若しくは一時的な影響を及ぼすと判断されている場合又は次条の規定に従い包括的な環境評価書が作成されている場合を除くほか、初期の環境評価書を作成する。当該環境評価書は、計画された活動の影響が軽微な又は一時的な影響を上回る影響であるか否かを評価するため、十分に詳細なものとし、次の事項を含める。

(a) 計画された活動の記述(目的、場所、期間及び程度を含む。)

(b) 計画された活動の代替案の検討及び当該活動が及ぼすおそれのあるすべての影響の検討(既存の活動及び既知の計画されている活動を考慮した上での累積的な影響の検討を含む。)

第三条 包括的な環境評価書

1 計画された活動の影響が軽微な又は一時的な影響を上回るおそれのあることを初期の環境評価書が示す場合又はその他の方法によりその旨の判断が行われる場合には、包括的な環境評価書を作成する。

2 包括的な環境評価書には、次の事項を含める。

(a) 計画された活動の記述(目的、場所、期間及び程度を含む。)

(a) 計画された活動の記述(目的、場所、期間及び程度を含む。)

(b) 予測される変化と比較するための当初の環境の状態の記述及び計画された活動が実施されなかった場合の将来における環境の状態の予測

(b) 予測される変化と比較するための当初の環境の状態の記述及び計画された活動が実施されなかった場合の将来における環境の状態の予測

(c) 計画された活動の影響を予測するために用いられた方法及び資料の記述

(c) 計画された活動の影響を予測するために用いられた方法及び資料の記述

(d) 計画された活動の予想される直接的な影響の性質、範囲、期間及び程度についての評価

(d) 計画された活動の予想される直接的な影響の性質、範囲、期間及び程度についての評価

(e) 計画された活動から生ずるおそれのある間接的又は二次的な影響の検討

(e) 計画された活動から生ずるおそれのある間接的又は二次的な影響の検討

(f) 既存の活動及び他の既知の計画されている活動を考慮した上での計画された活動の累積的な影響の検討

(f) 既存の活動及び他の既知の計画されている活動を考慮した上での計画された活動の累積的な影響の検討

(g) 計画された活動の影響を最小にし又は緩和し及び予見することができない影響を探知するためにとることができる措置、当該活動のすべての悪影響についての早期の警告を行うための措置並びに迅速かつ効果的に事故を処理するための措置の特定。これらの措置には、監視の計画を含む。

(g) 計画された活動の影響を最小にし又は緩和し及び予見することができない影響を探知するためにとることができる措置、当該活動のすべての悪影響についての早期の警告を行うための措置並びに迅速かつ効果的に事故を処理するための措置の特定。これらの措置には、監視の計画を含む。

(h) 計画された活動が及ぼす影響であって避けることのできないもの特定

(h) 計画された活動が及ぼす影響であって避けることのできないもの特定

(i) 計画された活動が科学的調査の実施並びに既存の他の活動及び南極地域の他の価値に及ぼす影響の検討

(i) 計画された活動が科学的調査の実施並びに既存の他の活動及び南極地域の他の価値に及ぼす影響の検討

(j) この2の規定により必要とされる情報の収集の際に直面した知識の欠如及び不確実性の特定

(j) この2の規定により必要とされる情報の収集の際に直面した知識の欠如及び不確実性の特定

(k) この2の規定により提供される情報の平易な要約

(k) この2の規定により提供される情報の平易な要約

(l) 包括的な環境評価書を作成した者又は機関の氏名又は名称及び住所並びに当該環境評価書についての意見の提出先

(l) 包括的な環境評価書を作成した者又は機関の氏名又は名称及び住所並びに当該環境評価書についての意見の提出先

3

3 包括的な環境評価書の案については、一般に



第二条 緊急事態

1 この附属書は、人命の安全若しくは船舶、航空機若しくは重要な備品及び施設の安全又は環境の保護に関する緊急事態については、適用しない。

2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第三条 在来の動物相及び植物相の保護  
1 採捕又は有害な干渉は、許可証による場合を除くほか、禁止する。

2 1の許可証については、許可された活動(その時期、場所及び実施者を含む)を明示するものとし、次のことを目的とする場合においてのみ発給する。

(a) 科学的研究又は科学的情報のために標本を提供すること。

(b) 博物館、植物標本館、動物園、植物園その他の教育的又は文化的施設又は用途のために標本を提供すること。

(c) 科学的活動であつて(a)若しくは(b)の規定によつては許可の対象とならないものを実施するに際し、避けることのできない影響に對し措置をとること又は科学的な支援施設の建設及び運営に際し、避けることのできない影響に對し措置をとること。

3 次のことを確保するため、1及び2の許可証の発給を制限する。

(a) 2に規定する目的のために真に必要である以上在来哺乳類、在来鳥類又は在来植物を採捕しないこと。

(b) 殺される在来哺乳類又は在来鳥類の数を少数のみとすること及び、いかなる場合にも、地域的な個体群において殺される在来哺乳類又は在来鳥類の数を他に許可された採捕の数を勘案して次の繁殖期において通常自然に回復することができる数以上とはしないこと。

(c) 種の多様性、種の存続に不可欠な生息地及び南極条約地域内に存在する生態系の均衡を維持すること。

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件 二四

第四条 非在来種、寄生虫及び疾病の持込み

1 許可証による場合を除くほか、南極条約地域に在来でないいかなる動物又は植物の種も、同地域内の陸地、氷棚又は水中に持ち込んではいない。

2 犬については、陸地又は氷棚に持ち込んではいないものとし、現にこれらの地域に存在する犬については、千九百九十四年四月一日までに除去しなければならない。

3 1の許可証については、この附属書の付録Bに掲げる動物及び植物のみの持込みを許可するために発給するものとし、種、数並びに適當な場合には年齢及び性別並びに逃亡を防ぐため又は在来の動物相及び植物相との接触を防ぐためにとるべき予防措置を明記する。

4 1及び3の規定により許可証が発給されている植物又は動物については、当該許可証の失効前に、南極条約地域から除去し、又は焼却による処分若しくは在来の動物相若しくは植物相に對する危険を生じさせることのないその他の焼却と同様に効果的な方法による処分を行う。当該許可証には、このような義務を明記する。同地域に持ち込まれた同地域に在来でない他の植物又は動物(これらの子孫を含む)については、これらの植物又は動物が在来の植物相又は動物相に對しいかなる危険も及ぼさないと判断されない限り、除去し、又は生殖不能にするため焼却による処分若しくはこれと同様に効果的な方法による処分を行う。

5 この条のいかなる規定も、食物の南極条約地域への持込みについては、適用しない。ただし、いかなる生きている動物も、食用のため同地域に持ち込んではいならず、すべての植物並びに動物の部分及び製品は、慎重に管理された状態に保ち、並びに附属書III及びこの附属書の付録Cに従つて処分する。

6 各締約国は、在来の動物相及び植物相に存在しない微生物(例えば、ウイルス、細菌、寄生虫、酵母、菌類)の持込みを防止するために予防措置(この附属書の付録Cに定める措置を含む)がとられることを義務付ける。

第五条 情報  
各締約国は、南極条約地域に滞在し又は同地域に入る意図を有するすべての者がこの附属書の規定を理解し及び遵守することを確保するため、禁止されている活動に関する情報並びに特別保護種及び関連する保護地区の表を取りまとめ、かつ、これらの者が利用することができるようにする。

第六条 情報の交換  
1 締約国は、次の事項のための措置をとる。

(a) 在来哺乳類、在来鳥類又は在来植物のそれの種について南極条約地域において毎年採捕される数又は量に関する記録(許可証の記録を含む)及び統計の収集及び交換

(b) 南極条約地域における在来哺乳類、在来鳥類、在来植物及び在来無脊椎動物の状態に関する情報並びに種又は個体群が保護を必要とする程度に関する情報の入手及び交換

(c) 2の規定により締約国が提供する(a)及び(b)に規定する情報についての共通の書式の作成  
各締約国は、他の締約国及び委員会に對し、毎年十一月の末日までに、当該年の前年の七月一日から当該年の六月三十日までの間に1の規定によつてとつた措置並びにこの附属書に基づき発給した許可証の数及び性質を通報する。

第七条 南極条約体制の範囲外の他の合意との関係

この附属書のいかなる規定も、締約国が国際捕鯨取締条約に基づき有する権利を害し及び同条約に基づき負う義務を免れさせるものではない。

第八条 検討  
締約国は、委員会の勧告を考慮して、南極の動物相及び植物相の保存のための措置を常に検討する。

第九条 改正又は修正  
1 この附属書は、南極条約第九条1の規定に従つてとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に對しこの期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

2 その後、1の規定に従つて効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

各締約国は、南極条約地域に滞在し又は同地域に入る意図を有するすべての者がこの附属書の規定を理解し及び遵守することを確保するため、禁止されている活動に関する情報並びに特別保護種及び関連する保護地区の表を取りまとめ、かつ、これらの者が利用することができるようにする。

この附属書のいかなる規定も、締約国が国際捕鯨取締条約に基づき有する権利を害し及び同条約に基づき負う義務を免れさせるものではない。

締約国は、委員会の勧告を考慮して、南極の動物相及び植物相の保存のための措置を常に検討する。

改正又は修正  
1 この附属書は、南極条約第九条1の規定に従つてとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に對しこの期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

その後、1の規定に従つて効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

南極条約地域における在来哺乳類、在来鳥類、在来植物及び在来無脊椎動物の状態に関する情報並びに種又は個体群が保護を必要とする程度に関する情報の入手及び交換

2の規定により締約国が提供する(a)及び(b)に規定する情報についての共通の書式の作成  
各締約国は、他の締約国及び委員会に對し、毎年十一月の末日までに、当該年の前年の七月一日から当該年の六月三十日までの間に1の規定によつてとつた措置並びにこの附属書に基づき発給した許可証の数及び性質を通報する。



付録A 特別保護種

みなみおっとせい属(アルクトケファルス属)に属するすべての種  
ロスあざらし(オンマトフォカ・ロスイ)

付録B 動物及び植物の持込み

次に掲げる動物及び植物については、第四条の規定により発給される許可証に基づき南極条約地域に持ち込むことができる。

- (a) 栽培用の植物
- (b) 実験用の動物及び植物(ウイルス、細菌、酵母及び菌類を含む。)

付録C 微生物の持込みを防止するための予防措置

1 家さん。いかなる生きている家さんその他の生きている鳥類も、南極条約地域に持ち込んでいかならない。調理用に処理された家さんは、南極条約地域への輸送のためにこん包される前に、ニューカッスル病、結核、酵母による感染等の疾病の検査を受ける。消費されない家さん又はその部分については、南極条約地域から除去し、又は焼却による処分若しくは在来の植物相及び動物相に対する危険を生じさせることのない焼却と同様に効果的な方法による処分を行う。

2 滅菌されていない土壌の持込みについては、実行可能な限り、避ける。

附属書III 廃棄物の処分及び廃棄物の管理

第一条 一般的義務

1 この附属書は、南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施される活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であって、南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの(関連する後方支援活動を含む。)について適用する。

2 南極条約地域において発生し又は処分される廃棄物の量については、南極の環境への影響を最小にし並びに南極地域の自然的価値への影響並びに科学的調査及び南極条約に適合する南極地域の他の利用への影響を最小にするため、実行可能な限り、削減する。

3 南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり、廃棄物の保管、処分及び南極条約地域からの除去、その再使用又は再生利用並びにその発生源の削減については、不可欠な検討事項とする。

4 南極条約地域から除去される廃棄物については、実行可能な最大限度まで、当該廃棄物を発生させた活動が組織された国に持ち帰り、又は関連する国際協定に従い当該廃棄物の処分についての取決めが行われているその他の国に持ち込む。

5 陸上における過去又は現在の廃棄物の処分場及び南極における活動のために使われ、遺棄された作業場については、当該廃棄物の発生者及び当該作業場の使用者が浄化する。この義務については、次の事項を義務付けるものと解してはならない。

- (a) 史跡又は歴史的記念物として指定された建造物の除去
  - (b) いかなる実行可能な方法によっても建造物又は廃棄物を元の場所に残しておくことよりも大きな悪影響を環境に及ぼす場合において、当該建造物又は廃棄物を除去すること。
- 第二条 南極条約地域からの除去による廃棄物の処分
- 1 次に掲げる廃棄物については、この附属書が効力を生じた後に発生した場合には、当該廃棄物の発生者が南極条約地域から除去する。
- (a) 放射性物質
  - (b) 電池

(c) 液体燃料及び固体燃料

(d) 有害な量の重金属を含む廃棄物又は急性毒性の若しくは有害な持続性の化合物を含む廃棄物

(e) ポリ塩化ビニル(PVC)、ポリウレタンフォーム、ポリスチレンフォーム、ゴム及び焼却した場合に有害物質を排出するおそれのある添加物を含有する潤滑油、処理された木材その他の物質

(f) (e)に規定するものを除くすべてのプラスチック廃棄物(次条1の規定に従って焼却される場合には、低密度ポリエチレン容器(例えば、廃棄物保管用の袋)を除く。)

(g) 燃料貯蔵用ドラム缶

(h) その他の固形の不燃性廃棄物

ただし、(g)及び(h)に規定するドラム缶及び固形の不燃性廃棄物を除去する義務は、いかなる実行可能な方法によっても当該廃棄物を除去することが当該廃棄物を元の場所に残しておくことよりも大きな悪影響を環境に及ぼす場合には、適用しない。

2 汚水、生活排水及び1に規定していない液体状の廃棄物については、実行可能な最大限度まで、これらの廃棄物の発生者が南極条約地域から除去する。

3 次に掲げる廃棄物については、焼却され、高圧下で蒸気により滅菌され又はその他の方法で滅菌処理されない限り、当該廃棄物の発生者が南極条約地域から除去する。

- (a) 持ち込まれた動物の死体
- (b) 微生物及び植物病原体の実験用培養物
- (c) 鳥類を用いた製品(持ち込まれたもの)

第三条 焼却による廃棄物の処分

1 2の規定に従う場合を除くほか、前条1に規定していない可燃性廃棄物であって南極条約地域から除去されないものについては、焼却炉

(有害物質の排出を実行可能な最大限度まで削減できるもの)で焼却する。この場合において、特に委員会及び南極科学研究委員会が勧告する排出基準及び設備に関する指針を考慮する。焼却による固形の残滓については、南極条約地域から除去する。

2 廃棄物の焼却炉を用いないすべての焼却については、できる限り速やかに、千九百九十九年の南極の夏の終わりに段階的に廃止する。その廃止が完了するまでの間、焼却炉を用いない焼却により廃棄物を処理することが必要な場合には、ばいじんのたい積を制限し及び生物学上、科学上、歴史上、芸術上又は原生地域として重要な価値を有する地域、特に南極条約により保護されている地域においてはばいじんがたい積することを避けるため、風向及び風速並びに焼却される廃棄物の種類を考慮する。

第四条 廃棄物の陸上におけるその他の処分

1 前二条の規定に従って除去し又は処分されない廃棄物については、露岩地域又は淡水の陸上において処分してはならない。

2 第二条の規定に従って南極条約地域から除去されない汚水、生活排水その他液体状の廃棄物については、実行可能な限り、海水、氷棚又は着底氷床の上で処分してはならない。ただし、氷棚又は着底氷床の上の内陸部に位置する基地から発生した当該廃棄物を深い水の穴の中において処分することが唯一の実行可能な方法である場合には、そのような方法で処分することができる。露岩地域又は水の消耗が著しい地域を終点とする既知の水の流線上にこのような穴を掘ってはならない。

3 野営地において発生した廃棄物については、実行可能な最大限度まで、当該廃棄物の発生者がこの附属書に従って処分するため、支援基地又は船舶に持ち帰る。

第五条 海洋における廃棄物の処分

1 汚水及び生活排水については、その影響を受ける海洋環境の同化能力を考慮して及び次のことを条件として、海洋に直接排出することができ。

(a) 実行可能な場合には、初期希釈及び急速な拡散のための条件が存在する場所で排出が行われること。

(b) 大量の汚水及び生活排水(南半球の夏の週間の平均の滞在者がおよそ三十人以上である基地において発生したもの)については、少なくともこれらに含まれる固形状の物をふやかす処理を行うこと。

2 回転円板処理装置による処理又はこれと類似の過程による処理によって生じた汚泥については、海洋へ処分することができ。ただし、その処分が行われる地域の環境に対して悪影響を及ぼすものであってはならず、かつ、海洋におけるいずれの当該処分も、附属書IVに従うものとする。

第六条 廃棄物の保管

南極条約地域から除去され又はその他の方法で処分されるすべての廃棄物については、これらの廃棄物の環境への拡散を防ぐような方法で保管する。

第七条 持込禁止品

ポリ塩化ビフェニル(PCB)、滅菌されていない土壌、ポリスチレン・ビーズ、ポリスチレン・チップ若しくはこれと類似の包装材料又は駆除剤(科学上、医学上又は衛生上の目的のために必要とされるものを除く)については、南極条約地域の陸地、氷棚又は水中に持ち込んではならない。

第八条 廃棄物の管理計画の立案

1 南極条約地域において活動を実施する各締約国は、これらの活動に関して、廃棄物を記録するための基礎とするため並びに科学的活動及びこれに関連する後方支援活動の環境に対する影響を評価することを目的とした研究に資するため、廃棄物の処分の分類制度を作成する。このため、発生した廃棄物は、次のとおり分類される。

(a) 汚水及び生活排水(グループ1)

(b) その他の液体状の廃棄物並びに燃料及び潤滑油を含む液体状の化学物質(グループ2)

(c) 可燃性の固形物(グループ3)

(d) その他の固形廃棄物(グループ4)

(e) 放射性物質(グループ5)

2 各締約国は、廃棄物が南極の環境に及ぼす影響を更に削減するため、自国の廃棄物の管理計画(廃棄物の削減、保管及び処分を含む)を作成し、毎年検討し及び状況に応じて改定する。この管理計画は、各固定地点、野営地一般及び各船舶(船舶に関する既存の管理計画を考慮するものとし、固定地点における又は船舶による活動の一部とみなされる小艇を除く)について、次の事項を明示する。

(a) 廃棄物の既存の処分場及び遺棄された作業場の浄化計画

(b) 廃棄物についての現行の及び計画されている管理措置(最終処分を含む)。

(c) 廃棄物及びその管理が環境に及ぼす影響を分析するための現行の及び計画されている措置

(d) 廃棄物及びその管理が環境に及ぼす影響を最小にするためのその他の活動

3 各締約国は、実行可能な限り、過去における活動の場所(例えば、調査旅行の経路、燃料貯蔵地及び野外拠点の場所、航空機の墜落地点)が将来の科学的計画(例えば、雪の化学的性質、地衣類中の汚染物質又は氷の柱状試料の掘削についてのもの)の立案に当たり考慮されるよう、その場所に関する情報が失われる以前に当該場所の目録を作成する。

第九条 廃棄物の管理計画の送付及び検討

1 前条の規定に従って作成された廃棄物の管理計画、その実施に関する報告書及び同条3に規定する目録については、南極条約の第二条及び第七条の規定並びに同条約第九条の規定に基づく関連する勧告に従い毎年の情報交換に含めらる。

2 各締約国は、委員会に対し、自国の廃棄物の管理計画の写し並びにその実施及び検討に関する報告書の写しを送付する。

3 委員会は、廃棄物の管理計画並びにその実施及び検討に関する報告書を検討することができ、そのものとし、締約国に対し、当該締約国の検討のため、意見(影響を最小にするための提案並びに管理計画の修正及び改善についての提案を含む)を提出することができる。

4 締約国は、特に、利用可能な廃棄物低減技術、既存の施設の再使用、流体状の排出物に関する特別の要件並びに適当な処分及び排出の方法に関し、情報を交換し及び助言を行うことができる。

第十条 管理の方法

(a) 廃棄物の管理計画を作成し及び監視するための廃棄物の管理官を指名する。活動の場所においては、当該管理計画についての責任は、それぞれの場所における適当な者に委任する。

(b) 自国の探検隊の活動による南極の環境への影響を制限し及びこの附属書に定める要件を周知させるための研修を探検隊員が受けることを確保する。

(c) ポリ塩化ビフェニル(PVC)製品の使用を抑制し、及びこの附属書に従ってポリ塩化ビフェニル(PVC)製品を事後に除去することができるようにするため南極条約地域に持ち込む可能性があるすべてのポリ塩化ビフェニル(PVC)製品につき自国の探検隊に周知させることを確保する。

第十一条 検討

この附属書については、廃棄物の処分の技術及び方法の改善を反映させることによって最新のものとすることを確保するため並びにこれにより南極の環境を最大限に保護することを確保するため、定期的に検討する。

第十二条 緊急事態

1 この附属書は、人命の安全若しくは船舶、航空機若しくは重要な備品及び施設の安全又は環境の保護に関する緊急事態については、適用しない。

2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第十三条 改正又は修正

- 1 この附属書は、南極条約第九条1の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができ、当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。
- 2 その後、1の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

附属書IV 海洋汚染の防止

第一条 定義

- この附属書の適用上、
- (a) 「排出」とは、原因のいかんを問わず船舶からのすべての流出をいい、いかなる流失、処分、漏出、吸排又は放出も含む。
  - (b) 「廃物」とは、船舶の通常の航行中に食事、生活及び運航に関連して生ずるあらゆる種類の廃棄物(生鮮魚及びその一部を除く。)をいう。ただし、第三条及び第四条に規定する物質を除く。
  - (c) 「MARPOL七三/七八」とは、千九百七十八年の議定書及び他の改正で効力を有しているものによって改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約をいう。

(d) 「有害液体物質」とは、MARPOL七三/七八附属書IIに定義する有害液体物質をいう。

(e) 「油」とは、原油、重油、スラッジ、廃油、精製油その他のあらゆる形態の石油(第四条の規定の適用を受ける石油化学物質を除く。)をいう。

(f) 「油性混合物」とは、油を含有する混合物をいう。

(g) 「船舶」とは、海洋環境において運航するすべての型式の船舶をいい、水中翼船、エアクッション船、潜水船、浮遊機器及び固定され又は浮いているプラットフォームを含む。

第二条 適用

この附属書は、各締約国に対し、当該締約国を旗国とする船舶及び当該締約国の南極活動に従事し又はこれを支援するその他の船舶について、これらの船舶が南極条約地域を運航している間、適用する。

第三条 油の排出

1 MARPOL七三/七八附属書Iにより認められている場合を除くほか、油又は油性混合物の海洋への排出は、禁止する。南極条約地域を運航している間、船舶は、スラッジその他の油性残留物及び汚れたバラスト、タンク洗浄水その他の油性混合物であって海洋に排出してはならないものを船内に保留する。船舶は、南極条約地域の外においてのみこれらの残留物を排出する。この場合において、その排出は、受入施設で又は同附属書により認められているその他の方法で行う。

2 この条の規定は、次の排出については、適用しない。

(a) 船舶又はその設備の損傷に起因する油又は油性混合物の海洋への排出。ただし、次のことと条件とする。

(i) 損傷の発生又は排出の発見の後に、排出を防止し又は最小にするためすべての合理的な予防措置がとられていること。

(ii) 船舶所有者又は船長が損傷をもたらす意図をもって又は無謀にかつ損傷を生ずるおそれがあることを認識して行動することのなかったこと。

(b) 特定の汚染事件に対応することを目的として汚染による損害を最小にするために使用される油を含有する物質の海洋への排出

第四条 有害液体物質の排出

すべての有害液体物質、その他のいづれかの化学薬品その他これらに類する物質については、海洋環境に有害な量又は有害な濃度で海洋へ排出することを禁止する。

第五条 廃物の処分

1 合成繊維製のロープ及び漁網、プラスチック製のゴミ袋等のすべてのプラスチック類の海洋への投入による処分は、禁止する。

2 その他のすべての廃物(紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器、焼却灰、ダンネージ、ライニング及び包装材料を含む。)の海洋への投入による処分は、禁止する。

3 食物くずの海洋への投入による処分については、粉碎装置又は圧砕装置を使用し、かつ、MARPOL七三/七八附属書Vにより認められている場合を除くほか、陸地及び水棚からで

きる限り離れて行う(最も近い陸地又は水棚からの距離が十二海里以上でなければならぬ)ときに認めることができる。海洋への投入による処分を認める場合には、粉碎され又は圧砕された食物くずは、二十五ミリメートルの網目を有する網を通過することのできるものでなければならぬ。

4 この条に規定する物質が処分又は排出の要件を異にする他の物質と混在して排出又は処分される場合には、最も厳しい処分又は排出の要件を適用する。

5 1及び2の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 船舶又はその設備の損傷に起因する廃物の流失。ただし、損傷の発生の前後に、流失を防止し又は最小にするためすべての合理的な予防措置がとられていることを条件とする。

(b) 合成繊維製漁網の流失。ただし、流失を防止するためすべての合理的な予防措置がとられていることを条件とする。

6 締約国は、適当な場合には、廃物記録簿の使用を義務付ける。

第六条 汚水の排出

1 南極活動に著しい支障を来す場合を除くほか、

(a) 各締約国は、陸地又は水棚から十二海里以内の海洋において未処理の汚水(「汚水」とは、MARPOL七三/七八附属書IVに定義するものをいう。)を排出してはならない。

(b) 陸地又は水棚から十二海里を超える距離の場所において、貯留タンク内の汚水は、一度に排出してはならないものとし、実行可能な

場合には、船舶が四ノット以上の速力で航行している間に適当な速度で排出しなければならぬ。

この1の規定は、最大搭載人員が十人を超えない船舶については、適用しない。

2 締約国は、適当な場合には、汚水記録簿の使用を義務付ける。

第七条 緊急事態

1 第三条から前条までの規定は、船舶及び乗船者の安全又は海上における人命の救助に関する緊急事態については、適用しない。

2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第八条 南極の環境に依存し及び関連する生態系に及ぼす影響

この附属書の実施に当たり、南極の環境に依存し及び関連する生態系に及ぼす有害な影響を回避する必要性につき、南極条約地域の外においても妥当な考慮を払う。

第九条 船舶の保管能力及び受入施設

1 各締約国は、自国を旗国とするすべての船舶及び締約国の南極活動に従事し又はこれを支援するその他の船舶が、南極条約地域に入る前に、すべてのスラッジその他の油性残留物及びすべての汚れたバラスト、すべてのタンク洗浄水その他の油性混合物を南極条約地域を運航している間船内に保管するための十分な容量のタンクを備えること、廃物を南極条約地域を運航している間船内に保管するための十分な収容能力を有すること並びにこれらの油性残留物及び廃物を同地域を出た後に受入施設で排出するた

めの取決めを締結することを確保することを約束する。これらの船舶は、更に、有害液体物質を船内に保管するための十分な収容能力を有するものとする。

2 各締約国は、自国の港から船舶が南極条約地域へ向けて出航する場合又は同地域から自国の港に到着する場合には、すべてのスラッジその他の油性残留物及びすべての汚れたバラスト、すべてのタンク洗浄水その他の油性混合物並びに船舶からの廃物を受け入れるための十分な施設であつて、航海に不当な遅延を生じさせず、かつ、これを利用する船舶の必要に応じたものができる限り速やかに設けられることを確保することを約束する。

3 南極条約地域に隣接する他の締約国の港から同地域へ向けて出航し又は同地域から当該他の締約国の港に到着する船舶を運航する締約国は、港灣の受入施設が当該他の締約国に不公平な負担を生じさせないことを確保するため、当該他の締約国と協議する。

第十条 船舶の設計、建造、乗組員の配乗及び設備

各締約国は、南極活動に従事し又はこれを支援する船舶の設計、建造、乗組員の配乗及び設備の備付けを行うに当たり、この附属書の目的を考慮する。

第十一条 主権免除

1 この附属書は、軍艦、軍の支援船又は国が所有し若しくは運航する他の船舶で政府の非商業的任務のみ使用しているものについては、適用しない。ただし、締約国は、自国が所有し又は運航するこれらの船舶の運航又は運航能力を

阻害しないような適当な措置をとることによる。これらの船舶が合理的かつ実行可能である限りこの附属書に即して行動することを確保する。

2 1の規定の適用に当たり、各締約国は、南極の環境を保護することの重要性を考慮する。

3 各締約国は、他の締約国に対し、この条の規定の実施方法を通報する。

4 議定書第十八条から第二十条までに規定する紛争解決のための手続は、この条については、適用しない。

第十二条 防止措置並びに緊急事態に係る準備及び対応

1 締約国は、南極条約地域における海洋汚染の緊急事態又はその脅威に対し一層効果的に対応するため、議定書第十五条の規定に従い、同地域における海洋汚染への対応に関する緊急時計画を作成する。この緊急時計画には、同地域を運航する船舶(固定地点における又は船舶による活動の一部とみなされる小艇を除く)、特に油を貨物として輸送する船舶に関する計画及び沿岸施設に起因する海洋環境への油の漏出に関する計画を含める。このため、締約国は、(a) 当該緊急時計画の作成及び実施について協力する。(b) 委員会及び国際海事機関その他の国際機関の助言を参考とする。

2 締約国は、更に、汚染に関する緊急事態について協力して対応するための手続を定めるものとし、当該手続に従い、適当な対応措置をとる。

第十三条 検討

締約国は、この附属書の目的を達成するため、この附属書の規定並びに南極の海洋環境の汚染を防止し、軽減し及びこれに対応するための他の措置(MARPOL七三/七八)について採択される改正及び新たな規則を含む。を絶えず検討する。

第十四条 MARPOL七三/七八との関係

MARPOL七三/七八の締約国である議定書の締約国に関しては、この附属書のいかなる規定も、MARPOL七三/七八に基づき有する特定の権利を害し及びMARPOL七三/七八に基づき負う特定の義務を免れさせるものではない。

第十五条 改正又は修正

1 この附属書は、南極条約第九条1の規定に従つてとられる措置により改正し又は修正することが出来る。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

2 その後、1の規定に従つて効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外

の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十一年十月四日にマドリッドで作成した。

V 環境保護に関する南極条約議定書の附属書

地区の保護及び管理

第一条 定義

この附属書の適用上、

(a) 「適当な当局」とは、締約国によりこの附属書に基づく許可証を発給する権限を与えられた者又は機関をいう。

(b) 「許可証」とは、適当な当局によって発給された書面による正式な許可をいう。

(c) 「管理計画」とは、南極特別保護地区又は南極特別管理地区における活動を管理し及びこれらの地区の特別の価値を保護するための計画をいう。

第二条 目的

この附属書の適用上、いかなる地域(海域を含む)も、南極特別保護地区又は南極特別管理地区として指定することができる。これらの地区における活動は、この附属書に基づいて採択された管理計画に従い禁止され、制限され又は管理されるものとする。

第三条 南極特別保護地区

1 いかなる地域(海域を含む)も、環境上、科学上、歴史上、芸術上若しくは原生地域としての顕著な価値若しくはこれらの価値の組合せ又は実施中若しくは計画中の科学的調査を保護するため、南極特別保護地区として指定することができる。

2 締約国は、環境上の及び地理的な観点から系統的な検討を行った上で、次のものを特定し、南極特別保護地区に含めるよう努める。

(a) 人間活動によって影響を受けた場所との将来の比較を可能にするような人為的干渉を受けていない地区

(b) 主要な陸上(氷河及び降水を含む)生態系及び海洋生態系の代表的な例

(c) 種の重要な又は珍しい集合のある地区(在来鳥類又は在来哺乳類の主な集団繁殖地を含む)。

(d) 基準産地又はいずれかの種について唯一知られている生息地

(e) 実施中又は計画中の科学的調査に特に関係のある地区

(f) 地質学上、水文学上又は地形学上の顕著な特性を有する場所の例

(g) 芸術上及び原生地域としての顕著な価値を有する地区

(h) 歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物

(i) 1に規定する価値を保護するために適当であるその他の地区

3 過去の南極条約協議国会議により特別保護地区及び特別科学的関心地区として指定された地区は、ここに南極特別保護地区として指定され、かつ、これに依りて名称及び番号が変更されるものとする。

4 南極特別保護地区への立入りは、第七条の規定に従って発給される許可証による場合を除くほか、禁止する。

第四条 南極特別管理地区

1 活動が行われているか又は将来行われる可能性のあるいかなる地域(海域を含む)も、活動を計画し及び調整することを補助し、生ずることのある紛争を回避し、締約国間の協力を一層推進させ又は環境への影響を最小にするため、南極特別管理地区として指定することができる。

2 南極特別管理地区には、次のものを含めることができる。

(a) 活動が互いに干渉するおそれがあり又は累積的な環境への影響をもたらすおそれがある地区

(b) 歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物

3 南極特別管理地区への立入りについては、許可証を必要としない。

4 南極特別管理地区が一又は二以上の南極特別保護地区を含む場合には、3の規定にかかわらず、当該保護地区への立入りは、第七条の規定に従って発給される許可証による場合を除くほか、禁止する。

第五条 管理計画

1 締約国、委員会、南極研究科学委員会又は南極の海洋生物資源の保存に関する委員会は、管理計画案を南極条約協議国会議に提出することにより、いずれかの地域を南極特別保護地区又は南極特別管理地区として指定する提案を行うことができる。

2 1の指定を提案された地区については、当該地区について特別の保護を必要とし又は当該地区における活動に関する特別の管理を必要とする

3 管理計画案には、適当な場合には、次のものを含める。

(a) 1の指定を提案された地区について特別の保護を必要とし又は当該地区における活動に関する特別の管理を必要とする価値についての記述

(b) (a)に規定する保護又は管理に関する管理計画の目的の説明

(c) (a)に規定する価値を保護するために行われる管理活動

(d) 指定の期間

(e) 次の事項を含む1の指定を提案された地区についての記述

(i) 当該地区の位置を示す地理学的経緯度、境界の標示及び自然の特徴

(ii) 陸、海又は空からの当該地区への出入りの経路(海洋からの進入路及びびよう地、当該地区内における歩行者用及び車両用の道並びに航空路及び着陸場を含む)。

(iii) 当該地区内及び当該地区の付近にある建造物(科学的基地及び研究又は避難のための施設を含む)の位置

(iv) 当該地区内若しくは当該地区の付近にあるこの附属書によって指定されたその他の南極特別保護地区若しくは南極特別管理地区の位置又は当該地区内若しくは当該地区の付近にある南極条約体制の他の構成要素の下でとられた措置に従って指定されたその他の保護地区の位置

2 1の指定を提案された地区については、当該地区について特別の保護を必要とし又は当該地区における活動に関する特別の管理を必要とする

3 管理計画案には、適当な場合には、次のものを含める。

(a) 1の指定を提案された地区について特別の保護を必要とし又は当該地区における活動に関する特別の管理を必要とする価値についての記述

(b) (a)に規定する保護又は管理に関する管理計画の目的の説明

(c) (a)に規定する価値を保護するために行われる管理活動

(d) 指定の期間

(e) 次の事項を含む1の指定を提案された地区についての記述

(i) 当該地区の位置を示す地理学的経緯度、境界の標示及び自然の特徴

(ii) 陸、海又は空からの当該地区への出入りの経路(海洋からの進入路及びびよう地、当該地区内における歩行者用及び車両用の道並びに航空路及び着陸場を含む)。

(iii) 当該地区内及び当該地区の付近にある建造物(科学的基地及び研究又は避難のための施設を含む)の位置

(iv) 当該地区内若しくは当該地区の付近にあるこの附属書によって指定されたその他の南極特別保護地区若しくは南極特別管理地区の位置又は当該地区内若しくは当該地区の付近にある南極条約体制の他の構成要素の下でとられた措置に従って指定されたその他の保護地区の位置

2 1の指定を提案された地区については、当該地区について特別の保護を必要とし又は当該地区における活動に関する特別の管理を必要とする

3 管理計画案には、適当な場合には、次のものを含める。

(a) 1の指定を提案された地区について特別の保護を必要とし又は当該地区における活動に関する特別の管理を必要とする価値についての記述

(b) (a)に規定する保護又は管理に関する管理計画の目的の説明

(c) (a)に規定する価値を保護するために行われる管理活動

(d) 指定の期間

(e) 次の事項を含む1の指定を提案された地区についての記述

(i) 当該地区の位置を示す地理学的経緯度、境界の標示及び自然の特徴

(ii) 陸、海又は空からの当該地区への出入りの経路(海洋からの進入路及びびよう地、当該地区内における歩行者用及び車両用の道並びに航空路及び着陸場を含む)。

(iii) 当該地区内及び当該地区の付近にある建造物(科学的基地及び研究又は避難のための施設を含む)の位置

(iv) 当該地区内若しくは当該地区の付近にあるこの附属書によって指定されたその他の南極特別保護地区若しくは南極特別管理地区の位置又は当該地区内若しくは当該地区の付近にある南極条約体制の他の構成要素の下でとられた措置に従って指定されたその他の保護地区の位置

- (f) (b)に規定する目的を達成するため、1の指定を提案された地区内において活動が禁止され、制限され又は管理される区域の特定
- (g) 1の指定を提案された地区の重要な特徴及びその周囲の特徴との関連において当該地区の境界を明らかに示す地図及び写真
- (h) 裏付けとなる文書
- (i) 南極特別保護地区としての指定が提案された地区については、次の事項に関し適当な当局によって許可証が発給されるための条件についての明確な記述
  - (i) 当該地区への出入りの経路及び当該地区内又は当該地区の上空での移動
  - (ii) 当該地区内で実施されているか又は実施することのできる活動(時期及び場所に関する制限を含む。)
  - (iii) 建造物の設置、改築又は除去
  - (iv) 野営地の位置
  - (v) 当該地区に持ち込むことのできる物質及び生物に関する制限
  - (vi) 在来の植物及び動物の採捕又はこれらに対する有害な干渉
  - (vii) 許可証の所持者によって当該地区に持ち込まれた物以外の物の収集又は除去
  - (viii) 廃棄物の処分
  - (ix) 管理計画の目的の達成が継続されることを確保するために必要な措置
  - (x) 当該地区への立入りに関し適当な当局に対して行われるべき報告事項
  - (j) 南極特別管理地区としての指定が提案された地区については、次の事項に関する行動規範

- (i) 当該地区への出入りの経路及び当該地区内又は当該地区の上空での移動
  - (ii) 当該地区内で実施されているか又は実施することのできる活動(時期及び場所に関する制限を含む。)
  - (iii) 建造物の設置、改築又は除去
  - (iv) 野営地の位置
  - (v) 在来の植物及び動物の採捕又はこれらに対する有害な干渉
  - (vi) 立入りをを行う者によって当該地区に持ち込まれた物以外の物の収集又は除去
  - (vii) 廃棄物の処分
  - (viii) 当該地区への立入りに関し適当な当局に対して行われるべき報告事項
  - (ix) 締約国が計画中の活動を実施する前に情報を交換すべき事態に関する規定
- 第八条 指定の手続
- 1 管理計画案については、委員会、南極研究科学委員会及び適当な場合には南極の海洋生物資源の保存に関する委員会に送付する。南極条約協議国会議に対する助言を行うに当たって、委員会は、南極研究科学委員会及び適当な場合には南極の海洋生物資源の保存に関する委員会によって提出されたすべての意見を考慮に入れる。その後、南極条約協議国は、南極条約第九条1の規定に従い南極条約協議国会議においてとられる措置により、管理計画を承認することができる。当該措置に別段の定めがない限り、管理計画は、措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後九十日以内で南極条約協議国により承認されたものとする。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対して

- し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。
- 2 議定書の第四条及び第五条の規定を考慮し、いかなる海域も、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会の事前の承認を得ることなく南極特別保護地区又は南極特別管理地区として指定することができない。
- 3 南極特別保護地区又は南極特別管理地区の指定については、管理計画に別段の定めがない限り、無期限とする。管理計画については、少なくとも五年ごとに検討を行う。管理計画は、必要に応じて改定する。
- 4 管理計画は、1の規定に従って改正し又は廃止することができる。
- 5 寄託政府は、管理計画の承認の後、すべての締約国に対し当該管理計画を速やかに送付する。寄託政府は、その時点で承認されているすべての管理計画の記録を保管する。
- 第七条 許可証
- 1 各締約国は、南極特別保護地区に立ち入り、かつ、当該保護地区内で活動を行うための許可証を当該保護地区に関する管理計画に定める要件に従い発給する適当な当局を指定する。許可証には、管理計画の関連事項を添付するものと し、当該保護地区の範囲及び場所、認められた活動、発給日、発給場所、発給した者又は機関並びに管理計画によって課される他の条件を明記する。
- 2 過去の南極条約協議国会議で指定された管理計画を有しない特別保護地区については、適当な当局は、その他の場所では達成することがで

- きず、かつ、当該保護地区の自然の生態系を書さないやむを得ない科学的目的のための活動について許可証を発給することができる。
- 3 各締約国は、許可証の所持者が南極特別保護地区にいる間、当該所持者が許可証の写しを携帯するよう義務付ける。
- 第八条 史跡及び歴史的記念物
- 1 歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物であって、南極特別保護地区又は南極特別管理地区に指定され又はこれらの地区内に所在するものについては、史跡及び歴史的記念物として一覽表に掲げる。
- 2 各締約国は、歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物であって、南極特別保護地区又は南極特別管理地区に指定されず、かつ、これらの地区内に所在しないものを史跡又は歴史的記念物として一覽表に掲げるための提案を行うことができる。南極条約協議国は、南極条約第九条1の規定に従い南極条約協議国会議においてとられる措置により、当該提案を承認することができる。当該措置に別段の定めがない限り、当該提案は、措置がとられる同会議の終了の後九十日以内で南極条約協議国により承認されたものとする。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対して当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。
- 3 過去の南極条約協議国会議で一覽表に掲げられた現存する史跡及び歴史的記念物については、この条に規定する史跡及び歴史的記念物の一覽表に含める。

4 一覽表に掲げられる史跡及び歴史的記念物については、損傷し、除去し又は破壊してはならない。

5 史跡及び歴史的記念物の一覽表については、2の規定に従って改正することができる。寄託政府は、最新の史跡及び歴史的記念物の一覽表を保管する。

第九條 情報及び公表

1 各締約国は、南極地域に立ち入り又は立ち入ろうとするすべての者がこの附屬書の規定を理解し及び遵守することを確保するため、特に次の事項に関する情報を利用することができるようにする。

(a) 南極特別保護地区及び南極特別管理地区の位置

(b) (a)の地区の一覽表及び地図

(c) (a)の地区の管理計画(それぞれの地区において禁止されている事項の一覽表を含む。)

(d) 史跡及び歴史的記念物の位置並びに関連する禁止又は制限

2 各締約国は、南極特別保護地区、南極特別管理地区並びに史跡及び歴史的記念物の位置及び可能な場合にはこれらの境界が、地形図、海図及び他の適当な出版物に表示されることを確保する。

3 締約国は、南極特別保護地区、南極特別管理地区並びに史跡及び歴史的記念物の境界が、適当な場合には、適切に現場に標示されることを確保するために協力する。

第十條 情報の交換

1 締約国は、次の事項のための措置をとる。

(a) 記録(許可証の記録、南極特別保護地区への

の立入り(査察のための立入りを含む)の報告書及び南極特別管理地区への査察のための立入りの報告書を含む)の収集及び交換

(b) あらゆる南極特別管理地区、南極特別保護地区又は史跡若しくは歴史的記念物の著しい変化又は損傷に関する情報の入手及び交換

(c) 2の規定により締約国が提供する記録及び情報についての共通の書式の作成

2 各締約国は、他の締約国及び委員会に対し、毎年十一月の末日までに、当該年の前年の七月一日から当該年の六月三十日までの間にこの附屬書に基づき発給された許可証の数及び性質を通報する。

3 南極特別保護地区又は南極特別管理地区における研究その他の活動を実施し若しくは認め又はこれらの活動について資金供与を行う各締約国は、これらの活動の記録を保管するものとし、自国の管轄の下にある者がこれらの地区内において前年に実施した活動の要約を南極条約に従って行われる毎年の情報交換の中で提供する。

4 各締約国は、他の締約国及び委員会に対し、毎年十一月の末日までに、この附屬書を実施するためにとった措置(すべての査察及び南極特別保護地区又は南極特別管理地区の承認された管理計画に反する活動に関してとったすべての措置を含む)を通報する。

第十一條 緊急事態

1 この附屬書により定められ、かつ、認められた制限は、人命の安全若しくは船舶、航空機若しくは重要な備品及び施設の安全又は環境の保護に関する緊急事態については、適用されない。

2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第十二條 改正又は修正

1 この附屬書は、南極条約第九條1の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

2 その後、1の規定に従って効力を生じたこの附屬書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

審査報告書

アジア太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めめるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月十八日

外務委員長 寺澤 芳男  
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この追加議定書は、アジア太平洋郵便連合の組織及び運営の合理化のためのアジア太平洋郵便連合憲章の改正について定めるものであり、また、この一般規則は、アジア太平洋郵便連合の運営の詳細等について定めるものである。我が国がこの追加議定書及び一般規則を締結することは、引き続きアジア太平洋郵便連合の加盟国としてアジア太平洋地域における国際郵便業務を円滑に行う上において必要であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用  
別に費用を要しない。

アジア太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めめるの件

右  
国会に提出する。

平成九年三月十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

アジア太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めめるの件

アジア太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めめるの件

アジア太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めめるの件

アジア太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めめるの件

外務委員長 寺澤 芳男  
参議院議長 斎藤 十朗殿

アジア太平洋郵便連合憲章の追加議定書

シンガポールにおいて大会議として会合したアジア太平洋郵便連合の加盟国の政府の全権委員は、千九百八十五年十二月四日にバンコックで作成されたアジア太平洋郵便連合憲章第二十条の二の規定にかんがみ、批准、受諾又は承認を条件として、同憲章に対する次の改正を採択した。

第一条

憲章第六条を次のように改める。

第六条 連合への加盟

1 万国郵便連合の加盟国である主権国であつて、その全領域がアジア、オーストラレイシア、メラネシア、ミクロネシア又はポリネシアに所在するものは、アジア太平洋郵便連合の加盟国となることができる。この条の規定の適用上、「アジア」とは、イラン以東のアジアの地域をいう。

2 連合への加盟は、連合の文書への加入の正式の宣言によつて行ふ。この宣言は、当該宣言を行う国の政府が中央事務局長に送付するものとし、同事務局長は、加盟を通告し、又は加盟の請求について加盟国に諮問する。

3 連合への加盟は、中央事務局長が他の加盟国の政府に通告するものとし、その通告の日から効力を生ずる。

4 連合への加盟に必要な資格を有する国は、一般規則第五章のいずれかの規定に従ふことができない場合には、留保を付して、連合への加盟を請求することができる。

5 4の規定に基づき加盟の請求の文書は、加盟を請求する国の政府が中央事務局長に送付するものとし、同事務局長は、加盟の請求について加盟国に諮問する。

6 5の規定に従つて加盟の請求を行つた国は、その請求が加盟国の過半数によつて承認された場合には、加盟を認められる。

7 5の諮問に対して通告の日から四箇月以内に回答しない加盟国は、棄権したものとみなされる。

第二条

憲章第七条を次のように改める。

第七条 連合からの脱退

1 加盟国は、自国の政府が中央事務局長に対して行ふ連合の文書の廃棄通告により連合から脱退する権利を有するものとし、同事務局長は、この通告を他の加盟国の政府に通報する。

2 連合からの脱退は、中央事務局長が脱退する国から1の廃棄通告を受領した日から一年を経過した時に効力を生ずる。

第三条

憲章第十三条を次のように改める。

第十三条 アジア太平洋郵便研修センター

アジア太平洋郵便研修センターは、アジア及び太平洋の地域における郵便業務を改善するため研修の便宜を供与し及び指導業務を行うことを目的とする。同センターは、運営理事会が管理するものとし、同理事会の構成、目的及び権限は、一般規則で定める。

第四条

憲章第十五条を次のように改める。

第十五条 連合の文書

1 憲章は、連合の基本的文書とする。憲章は、連合の組織規定を内容とする。

2 一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定並びに加盟国間の国際郵便業務に関する規定を内容とする。一般規則は、すべての加盟国について義務的な文書とする。

3 憲章の追加議定書及び一般規則の追加議定書は、連合の文書とする。

4 一般規則に不可分の一部として附属する最終議定書は、一般規則に対する留保を内容とする。

第五条

憲章第十六条を次のように改める。

第十六条 連合の文書への署名及びこれらの文書の批准その他の承認

1 全権委員による連合の文書への署名は、大会議の終了の際に行ふ。

2 憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書は、署名国により、自国の憲法上の規則に従つてできる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。

3 いずれかの国がその署名した連合の文書を批准せず、受諾せず又は承認しない場合においても、憲章その他の文書は、これらを批准し、受諾し又は承認した国については、効力を有する。

第六条

憲章第十七条を次のように改める。

第十七条 連合の文書の批准その他の承認の通報

憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書の批准書、受諾書又は承認書は、できる限り速やかに中央事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、これらの寄託を他の加盟国の政府に通報する。

第七条

憲章第十八条を次のように改める。

第十八条 連合の文書への加入

1 憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書に署名しなかつた加盟国は、いつでも加入することができる。

2 加入の正式の宣言は、中央事務局長に送付するものとし、同事務局長は、その寄託を他の加盟国の政府に通報する。

第八条

憲章第十九条を次のように改める。

第十九条 議案の提出

1 加盟国の郵政庁は、連合の文書に関する議案を大会議に提出する権利を有する。

2 もつとも、一般規則第五章に関する議案は、大会議から大会議までの間においても提出することができる。

第九条

憲章第二十条を次のように改める。

第二十条 憲章の改正

1 憲章に関する議案で大会議で提出されたものは、採択されるためには、加盟国の三分の二以上の議決で承認されなければならない。

2 大会議が採択する憲章の改正は、憲章の追加議定書の対象とするものとし、当該追加議



定書に定める日に効力を生ずる。この改正は、加盟国により、できる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。その批准書、受諾書又は承認書は、第十七条に規定する手続に従つて取り扱う。

第十条

憲章第二十一条を次のように改める。

第二十一条 一般規則の改正

1 一般規則は、一般規則に関する議案の承認のための条件を定める。

2 大会議が採択する一般規則の改正は、一般規則の追加議定書の対象とするものとし、当該追加議定書に定める日に効力を生ずる。この改正は、加盟国により、できる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。その批准書、受諾書又は承認書は、第十七条に規定する手続に従つて取り扱う。

第十一条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、千九百九十七年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託される本書一通に署名した。寄託政府は、その原本一通を各加盟国に送付する。

千九百九十五年九月十二日にシンガポールで作成した。

アジア太平洋郵便連合一般規則

各目的の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、アジア太平洋郵便連合憲章第十五条2の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第十六条2の規定の適用があることを条件として、同憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定並びに加盟国間の国際郵便業務に関する規定を次のとおりこの一般規則で定めた。

第一章 一般規定

第一条 書類の発行、公用の通信及び会合における審議に使用する言語

1 中央事務局の書類の発行及び同事務局と加盟国との間の公用の通信には、英語を使用する。  
2 連合の機関の会合における審議の際には、英語を使用する。ただし、その他の言語も、英語への通訳を確保することを条件として、使用することができる。

3 2の通訳の費用については、英語に代わる言語を使用する代表団が負担する。ただし、フランス語に関しては、会合の招請国は、フランス語を使用する代表団に対し、できる限り通訳上の便宜を提供する。

第二条 英語以外の言語

英語を国語としない加盟国は、自らの費用負担で翻訳が作成されるよう手配することができる。

第三条 特別取極

憲章第四条の規定に基づく特別取極の締結については、中央事務局を通じて加盟国又はその郵政庁に通報する。

第一百四条 大会議の決議

加盟国の郵政庁は、大会議の決議及び勧告を実施するためにとった措置を中央事務局に通報する。

第二章 連合の機関の運営

第一百五条 大会議又は臨時大会議の組織及び会合

1 加盟国の代表者は、必要があるときは連合の文書を改正するため及び加盟国に共通の利害関係のある他の必要と認める郵便上の問題を審議するため、万国郵便大会議の開催の後二年以内に大会議として会合する。  
2 各加盟国は、大会議において、その政府が正当に委任した一人又は二人以上の代表によって代表される。加盟国は、大会議において、他の加盟国が自国を代表するよう措置をとることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができず、かつ、自国のほかに二以上の加盟国に代わって投票することができない。

3 各加盟国は、一の票を有する。

4 大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定をすることができないこと又はその指定がされた国において開催することができないことが判明した場合に、執行理事会は、大会議の開催される国を、これと協議の上、指定する。

5 大会議の招請政府は、中央事務局と協議の上、大会議の期日及び場所を定める。招請状については、原則として、同事務局が大会議の期

日の六箇月前に招請政府に代わって加盟国の政府に発出する。招請政府が希望する場合には、招請状は、招請政府が発出することができる。連合の会議には、顧問の資格で投票権なしで出席するオブザーバーとして、国際連合若しくはその専門機関又は連合の活動に利害関係を有するその他の国際機関を代表する者を招請することができる。その他のオブザーバーについても、これらが他の限定郵便連合、万国郵便連合の加盟国の郵政庁又はアジア及び太平洋の地域にある万国郵便連合の非加盟国の郵政庁若しくは同地域にある非自治地域その他の地域の郵政庁を代表する者であることを条件として、連合の会議に出席するよう招請することができる。

6 招請については、大会議又は執行理事会の請求に応じ、中央事務局が行う。招請政府が希望する場合には、招請状は、招請政府が発出することができる。

7 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議の手続規則を適用する。

8 臨時大会議の場所及び期日については、執行理事会が、開催を決議した加盟国の同意を得て決定する。

9 2、3、6及び7の規定は、臨時大会議について準用する。

第六六条 執行理事会の構成、運営及び会合

1 執行理事会は、すべての加盟国で構成する。会合には、加盟国の過半数が出席していなければならない。

2 大会議の議長は、当該大会議開催後の執行理事会の第一回会合を招集する。この会合において、同理事会は、理事国のうちから一の議長国及び一の副議長国を選出するものとし、議長国及び副議長国の任期は、次回の大会議の終了の時までとする。大会議開催国は、通常の場合には当然に議長国となるものとし、希望する場合に議長国となる権利を放棄することができ

3 執行理事会の第一回会合の後の年次会合については、同理事会の議長が招集する。

4 執行理事会は、各会合において、次回の会合の開催される国を指定する。会合の開催が必要であるにもかかわらず招請国がない場合には、会合は、中央事務局の所在地において開催される。

5 執行理事会の議長は、通常会合から通常会合までの間において、加盟国の少なくとも三分の二の請求に応じ、原則として中央事務局の所在地において同理事会の会合を招集することができる。

6 執行理事会の会合の招請国は、同理事会の議長と協議の上、会合の期日及び場所を定める。会合への招請状については、同理事会の議長(議長が希望する場合には、中央事務局が加盟国及びオブザーバーに発出する。招請国が希望する場合には、招請状は、招請国が発出することができる。

7 執行理事会の運営費については、連合が負担する。理事国の職務は、無報酬とする。

8 加盟国は、執行理事会の会合に資格のある郵政職員を代表として出席させる。

9 執行理事会の権限は、次のとおりとする。  
(A) 大会議の決議によって課される任務を遂行すること。  
(B) 加盟国間の国際郵便業務の運営に必要な細目について規定する国際郵便業務規則を定めること。

(C) 郵便業務の改善のため加盟国の郵政庁と連絡を保つこと。  
(D) 中央事務局の管理に関する規則を定め及びその活動を監督すること。

(E) 大会議から大会議までの間において、中央事務局の作成する連合の年次予算及び計算書を審査し及び承認すること。  
(F) 万国郵便連合の機関、他の限定連合又はアジア及び太平洋の地域に特別の利害関係を有する国際連合の他の専門機関と有益な連絡を保つこと及び必要があるときはこれらの機関の会議に出席する代表者を任命すること。

(G) 技術協力のような事項につき、加盟国の少なくとも三分の二の同意を得て、連合の名において万国郵便連合、他の限定連合又は国際機関と取決を締結すること及び中央事務局長に対して、当該取決を実施するための権限を付与すること。

(H) 第百十五条の二の規定により、万国郵便大会議に先立って会合すること。

(I) 管理上の問題であつて、連合の文書に規定されておらず、かつ、次回の大会議まで解決

を待つことのできないものを暫定的に処理するため、加盟国の過半数の同意を得て必要な措置をとること。

(J) 特定の年につき、連合の予算にアジア太平洋郵便研修センターへの拠出金を計上することかしないかを決定すること及び計上することを決定した場合には当該拠出金の額を示すこと。

10 執行理事会は、その活動に必要な手続規則を定める。  
11 執行理事会の協議及び決定については、必要があるときは、通信によって行うことができる。

12 中央事務局長は、執行理事会の事務局長の職務を行う。  
13 執行理事会は、各会合の後に、参考のため、加盟国の郵政庁に概要報告書を送付する。

14 執行理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議に提出する。  
15 執行理事会の各理事国の代表者は、空路、海路又は陸路によるエコノミー・クラスの往復切符の代金の償還を受ける権利を有する。この償還については、連合の年次経費の当該国の分担金から控除することにより行う。

第百七条 中央事務局  
1 中央事務局は、中央事務局長及び連合が必要とする他の職員で構成される。

2 中央事務局長は、連合の会議に出席し、投票権なしで討議に参加する。

3 中央事務局は、連合の会議の開催国の郵政庁と共同して当該会議の事務局の事務を行う。  
4 大会議又は必要があるときは執行理事会は、資格のある郵政職員のうちから中央事務局長を選出する。同事務局長の任期については、これを選出した機関が定める。

5 中央事務局は、執行理事会の監督を受けるものとし、同事務局の会計については、所在国の権限のある当局が監査する。  
第百八条 中央事務局の組織及び職員

1 中央事務局の管理は、中央事務局長に委託される。同事務局長は、必要があるときは、郵便業務に少なくとも五年間従事しかつ英語のほかフランス語又はアジアのいずれかの言語につき職務を遂行するに足りる知識を有する適格な職員の補佐を受ける。当該職員の選考に当たっては、いずれの加盟国が代表されるかについて考慮する。同事務局長は、執行理事会の確認を得ることを条件として、各郵政庁が推薦した者のうちから当該職員を任命する。ただし、当該職員は、専門分野における同事務局の必要を満たす者であることを条件とする。

2 中央事務局長は、中央事務局が連合の文書及び大会議の決定に従って行うすべての任務につき、同事務局を法的に代表する。

3 中央事務局長は、執行理事会が別段の決定を行わない限り、連合の出席が要請される郵便業務に関する国際会議において連合を代表する。  
第百九条 中央事務局の任務

1 中央事務局は、連合の会議のために仮議事日

程の作成その他の準備を行う。

2 中央事務局は、アジア及び太平洋の地域にあり、かつ、連合に加盟していない万国郵便連合の加盟国の郵政庁が自国の政府に対し連合への加盟を外交上の経路を通じて請求するよう勧告することについて、当該郵政庁と連絡を取る。

3 中央事務局は、要請があったときはいつでも、執行理事会及び連合の加盟国の郵政庁に対し、郵便業務の問題に関する必要な情報を提供する。

4 中央事務局は、連合の活動に関する年次報告書を作成し、これを加盟国の郵政庁に送付する。当該報告書については、大会議又は、大会議が開催されない場合には、執行理事会が承認する。年次報告書が対象とする年の翌年の五月末までに大会議又は同理事会が開催されない場合には、加盟国による承認については、通信によって行う。当該報告書を承認するかしないかを四十日以内に回答しない加盟国は、これを承認したものとみなされる。

5 中央事務局は、加盟国が発行した郵便切手の収集(常に最新の郵便切手を含めるものとする。)を保有する。

第一百十條 中央事務局の刊行物

1 中央事務局は、同事務局が発行する書類を加盟国の郵政庁及びスイスのベルヌにある万国郵便連合国際事務局に無料で提供するものとし、各郵政庁は、その分担単位数に対応する部数を受領する。郵政庁が請求する追加の部数については、請求を行った郵政庁が実費を支払う。

2 中央事務局は、加盟国が検討することができるとするに、第百十五條1の規定により受領するすべての議案の表を作成し、加盟国の郵政庁に配布する。

第百十一條 アジア太平洋郵便研修センター運営理事会

1 アジア太平洋郵便研修センターの管理上の責任は、運営理事会に委託される。同理事会は、少なくとも一年に一回会合するものとし、別段の決定を行わない限り、バンコックにおいて会合する。

2 運営理事会は、大会議に対する自己の責任を遂行するに当たり、次の権限を有する。

(A) アジア太平洋郵便研修センターの管理に関する規則を定めること。

(B) 同センターの一般的な研修の方針を定めること。

(C) 同センターの予算を承認し及び当該予算の執行を監督すること。

(D) 同センターの管理職の職員及び教員を任命すること。

(E) 同センターの管理職の職員、教員及び事務職員の俸給表及び勤務条件を定めること。

3 運営理事会は、アジア太平洋郵便研修センターの所在国の郵政庁の議長とし、執行理事会の議長、参加国の郵政庁の代表者及び同センターの活動に対して年間一万合衆国ドル以上の額に相当する現金若しくは現物の拠出又は奨学制度若しくは専門家の派遣による貢献を行うその他の加盟国の郵政庁の代表者で構成される。

る。これらの者は、投票権を有する。中央事務局長、万国郵便連合国際事務局長又はその代理、国際連合アジア太平洋経済社会委員会の代表者及び国際連合開発計画の代表者は、オブザーバーとして運営理事会の会合に出席することができる。運営理事会の構成員でない加盟国も、オブザーバーとして運営理事会の会合に出席することができる。運営理事会は、適当と認めるその他のオブザーバーを招聘することを決定することができる。

4 「参加国」とは、アジア太平洋郵便研修センターを定期的に利用し、かつ、自国の研修生の費用の一部又は全部を負担する加盟国をいう。

5 加盟国は、自国の費用負担による研修生を連続して二年間にわたり派遣しない場合には、参加国として取り扱われない。

6 3の加盟国で参加国以外のものは、3に定める額に相当する援助を連続して二年間にわたり行わない場合には、運営理事会の会合に代表を出す権利を有しない。

7 運営理事会の会合については、同理事会の議長が招集する。

8 運営理事会の議長は、同理事会の構成員の三分の二の請求を受領した場合に、原則としてバンコックにおいて同理事会の臨時会合を招集する。

9 運営理事会の協議及び決定については、必要があるときは、通信によって行うことができる。

10 アジア太平洋郵便研修センターの所長は、運営理事会の事務局長の職務を行う。

11 運営理事会は、前回の大会議以降の同理事会の活動及び将来の活動計画に関し、大会議に報告書を提出する。当該報告書には、参考のため過去及び将来の財政措置の詳細を含むべきである。

12 アジア太平洋郵便研修センターの予算は、連合の予算とは別個のものとし、原則として同センターの利用に直接的に比例する参加国の負担及び他の国若しくは機関又は連合の任意拠出により賄われる。

13 負担金及び任意拠出金については、これらに係る年の一月三十一日までにアジア太平洋郵便研修センターに支払う。

14 資金の不足を補うため予備基金を設けるものとし、その額については、運営理事会が定める。予備基金については、主として予算の剰余金により維持するものとし、予算の収支を合わせるためにも、参加国の負担金の額を引き下げたためにも、使用することができる。

15 一時的な資金不足に関しては、アジア太平洋郵便研修センターの所在国は、関係国が償還を保証することを条件として、運営理事会に対し、同センターの運営を確保するために必要な資金の立替払を行う。立て替えられる資金の額は、同センターの予算の限度を超過してはならない。

16 アジア太平洋郵便研修センターの所在国によって資金が立て替えられる場合には、15の関

係国の郵政庁は、15の規定に従って立て替えられた金額を運営理事会を通じて当該所在国に償還する。その償還は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも同理事会が割当てを承認した日の属する年の翌年の十二月三十一日までに行われなければならない。

17 運営理事会は、同理事会の会合から会合までの間におけるアジア太平洋郵便研修センターの円滑な運営を確保するため、現地執行委員会を設置し、これに必要な任務を課することができ。

第三章 議案の提出及び審議の手續

第百十二条 大会議への議案の提出

1 大会議に提出する議案は、大会議の開会日の三箇月前までに中央事務局に到達しなければならない。ただし、大会議の開会日に先立つ三箇月の期間内に同事務局に到達する議案であっても、大会議の裁量により、審議することができ。

2 1に定める手續は、既に提出された議案に対する修正案の提出については、適用しない。

3 中央事務局は、1及び2の議案をできる限り速やかに加盟国の郵政庁に配布する。

第百十三条 留保

1 この一般規則の第五章の規定に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの一般規則の最終議定書に規定する。

2 大会議への議案の提出に関する前条の規定は、留保に関する議案については、適用しない。

3 大会議に提出された留保に関する議案は、採択されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

4 留保を行っている加盟国は、いつでも当該留保を撤回することができる。留保の撤回については、中央事務局を通じて加盟国に通報する。

第百十四条 大会議から大会議までの間

案 において提出されたこの一般規則を改正するための議案

1 郵政庁が大会議から大会議までの間に提出したこの一般規則の第五章及び最終議定書の規定を改正するための議案については、中央事務局を通じて他の郵政庁に送付する。

2 議案は、次の手續に付する。

加盟国の郵政庁は、中央事務局の回章によって通告された議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。同事務局は、回答を取りまとめ、これを加盟国の郵政庁に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう要請する。その後二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国の郵政庁は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。

3 この一般規則の第五章及び最終議定書の規定の改正は、加盟国政府に対する中央事務局長の通告によって確定する。

第百十五条 万国郵便大会議に提出する議案

1 加盟国の郵政庁は、万国郵便大会議に提出する議案を、万国郵便連合国際事務局に通報すると同時に他の加盟国及び中央事務局に通報する。これらの議案については、憲章第三条の規定にかかわらず、フランス語で作成することができる。

2 加盟国は、万国郵便大会議において討議される議案その他の重要事項について意見を交換し及び調整するため、当該万国郵便大会議に先立ち及び当該万国郵便大会議の期間中において会合することができる。

第四章 財政

第百十六条 分担等級

1 加盟国は、連合の経費の分担に関し、四の集団に区分される。万国郵便連合の経費の分担において五十単位を超える分担単位数を有し又は五十単位等級、四十単位等級、三十五単位等級、二十五単位等級若しくは二十単位等級に属する加盟国は五単位を、同連合の経費の分担において十五単位等級、十単位等級又は五単位等級に属する加盟国は三単位を、同連合の経費の分担において三単位等級又は一単位等級に属する加盟国は二単位を、同連合の経費の分担において二分の一単位等級に属する加盟国は一単位をそれぞれ分担する。もっとも、加盟国は、より多くの単位を分担することができる。

2 連合に加盟する国及び連合から脱退する国は、加盟又は脱退が効力を生ずる年について

は、その全期間について連合の経費を分担する。

第百十七条 連合の予算及び計算書

1 連合の支出は、年額十一万合衆ドルを超過してはならない。

2 中央事務局は、遅くとも各暦年の終了する二箇月前までに、翌年一月一日から十二月三十一日までの期間の予算見積書を作成する。当該予算見積書には、これを作成する年の予算及びその前年の決算の数字と比較した収支の見積りの詳細な資料を含める。同事務局は、承認を得るため、執行理事会又は、大会議が開催される場合には、大会議に当該予算見積書を提出する。その承認が得られるまでの間、同事務局は、前年の予算額の限度内で任務を遂行する。

3 中央事務局は、前年の活動に関する詳細な決算書及び収支に関するすべての書類を添付した報告書を毎年第一四半期に作成する。この報告書については、承認を得るため及び連合の加盟国の郵政庁に配布するため執行理事会又は大会議に提出する。

4 中央事務局の支出については、執行理事会又は大会議が承認した予算に基づいて行う。

5 1に定める限度額については、職員採用その他の方法による中央事務局の効果的運営のために超過することができる。ただし、加盟国の過半数が同意する場合に限る。

6 加盟国は、大会議又は執行理事会が決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金を前払する。分担金については、遅くとも

も当該予算に係る会計年度の初日までに支払う。期限を経過した後は、未払金額については、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目からは年六パーセントの割合で利子が課されるものとし、この利子は、連合に帰属する。

7 連合の資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額については、執行理事会が定める。予備基金については、主として予算の剰余金により維持するものとし、予算の収支を合わせるためにも、加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

第五章 加盟国間の国際郵便業務に関する規定

第百十八条 継続料

加盟国間で交換する郵便物の陸路、河川路又は海路による継続しについては、原則として料金を徴収しない。加盟国は、無料継続しを認めることができる。その料金は、万国郵便条約によって認められ又は定められている料金よりも低い額のものとすることができる。

第百十九条 通常郵便

この一般規則の適用上、「通常郵便物」とは、万国郵便連合の文書に定める通常郵便物をいう。

第百二十条 郵便料金

連合の郵政庁の間の郵便関係においては、平面的路によって交換する書状及び郵便葉書について低減郵便料金を適用することができる。低減郵便料金の額は、内国料金の額と国際料金の八十五パーセントに相当する額との間の額とすることができる。

る。低減郵便料金は、例外的に他の種類の通常郵便物及び航空通常郵便物についても適用することができる。

第百二十一条 郵便業務の事務用通常郵便物の免除

1 連合の機関と次の者との間で交換される公用の通常郵便物については、郵便料金を免除する。

(A) 郵政庁

(B) 万国郵便連合の機関

(C) 他の限定郵便連合

2 1の免除は、連合の機関が差し出す航空通常郵便物については、適用しない。

第百二十二条 万国郵便連合の文書の適用

1 この一般規則及び執行理事会が定める国際郵便業務規則は、加盟国間で交換される通常郵便物に関するすべての事項及び業務を規律する。2 加盟国間における通常郵便物の交換に関する事項でこの一般規則及び執行理事会が定める国際郵便業務規則に定めのないものについては、万国郵便連合の文書の定めるところによる。

第六章 最終規定

第百二十三条 この一般規則に関する議案の承認の条件

1 この一般規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

2 加盟国は、前章の規定を改正するための議案を大会議から大会議までの間に提出することができるものとし、この議案は、実施されるためには、全会一致で承認されなければならない。前章の規定の解釈に関する議案については、当該解釈が憲章第二十三条に規定する仲裁の対象となる場合を除くほか、投票の過半数による議決で承認されなければならない。

第百二十四条 アジア太平洋郵便条約の廃棄

この一般規則の批准、受諾及び承認は、千九百九十年十二月六日にロトルアで作成されたアジア太平洋郵便条約の締約国については、同条約の廃棄を意味する。その廃棄は、この一般規則の締約国について、この一般規則が当該締約国について効力を生ずる日に効力を生ずる。

第百二十五条 この一般規則の効力発生の日及び有効期間

この一般規則は、千九百九十七年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託されるこの一般規則の本書一通に署名した。寄託政府は、その原本一通を各加盟国に送付する。千九百九十五年九月十二日にシンガポールで作成した。

審査報告書

国家公務員法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月十七日

内閣委員長 鎌田 要人

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の上限を、七年以下の範囲内で人事院規則で定める期間としようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

国家公務員法の一部を改正する法律案 右の本院提出案をここに送付する。

平成九年三月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。附則に次の一条を加える。

第十八条 第百八条の六の規定の適用については

は、国家公務員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項

平成九年三月十九日 参議院會議録第十号(その二) 恩給法等の一部を改正する法律案

中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で人事院規則で定める期間」とする。

附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。  
平成九年三月十七日

内閣委員長 鎌田 要人  
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給及び扶助料の最低保障額等の引上げを行おうとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成九年度一般会計予算に、九十八億五千百万円が計上されてゐる。

恩給法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月七日  
衆議院議長 伊藤宗一郎  
参議院議長 斎藤 十朗殿

恩給法等の一部を改正する法律案  
恩給法等の一部を改正する法律  
(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号表中「五、五五五、〇〇〇円を「五、六〇二、〇〇〇円に、「四、六二九、〇〇〇円を「四、六六八、〇〇〇円に、「三、八〇〇円を「三、八四四、〇〇〇円に、「三、〇一六、〇〇〇円を「三、〇四一、〇〇〇円に、「二、四四一、〇〇〇円を「二、四六二、〇〇〇円に、「一、九七三、〇〇〇円を「一、九九〇、〇〇〇円に改める。

別表第三号表中「五、九一〇、〇〇〇円を「五、九六〇、〇〇〇円に、「四、九〇一、〇〇〇円を「四、九四三、〇〇〇円に、「四、二〇五、〇〇〇円を「四、二四一、〇〇〇円に、「三、四五五、〇〇〇円を「三、四八四、〇〇〇円に、「二、七七一、〇〇〇円を「二、七九五、〇〇〇円に改める。

別表第四号表中「五、二二六、六〇〇円を「五、二六〇、九〇〇円に、「四、八一九、〇〇〇円を「四、八六〇、〇〇〇円に、「四、六一八、四〇〇円を「四、六五七、七〇〇円に、「四、四五九、四〇〇円を「四、四九七、三〇〇円に、「三、一四六、三〇〇円を「三、一七三、〇〇〇円に、「三、〇〇〇、三〇〇円を「三、〇二五、八〇〇円に、「二、七〇五、五〇〇円を「二、七二八、五〇〇円に、「二、二二二、〇〇〇円を「二、二二九、八〇〇円に、「二、一五六、九〇〇円を「二、一四五、〇〇〇円に、「一、九八八、六〇〇円を

「二、〇〇五、五〇〇円に、「一、九三三、六〇〇円を「一、九五〇、〇〇〇円に、「一、八七七、二〇〇円を「一、八九三、二〇〇円に、「一、六五三、二〇〇円を「一、六六七、三〇〇円に、「一、四六六、四〇〇円を「一、四七八、九〇〇円に、「一、四一四、九〇〇円を「一、四二六、九〇〇円に、「一、三七八、八〇〇円を「一、三九〇、五〇〇円に、「一、三四六、七〇〇円を「一、三五八、一〇〇円に、「一、三四八、八〇〇円を「一、三三六、〇〇〇円に、「一、二七四、三〇〇円に、「一、七六〇、〇〇〇円を「一、七七五、〇〇〇円に改める。

別表第五号表中「五、二二六、六〇〇円を「五、二六〇、九〇〇円に、「四、八一九、〇〇〇円を「四、八六〇、〇〇〇円に、「四、六一八、四〇〇円を「四、六五七、七〇〇円に、「四、四五九、四〇〇円を「四、四九七、三〇〇円に、「三、一四六、三〇〇円を「三、一七三、〇〇〇円に、「三、〇〇〇、三〇〇円を「三、〇二五、八〇〇円に、「二、七〇五、五〇〇円を「二、七二八、五〇〇円に、「二、二五六、九〇〇円を「二、二五九、〇〇〇円に、

「二、二二六、九〇〇円を「二、一四五、〇〇〇円に、「一、九八八、六〇〇円を「二、〇〇五、五〇〇円に、「一、八七七、二〇〇円を「一、八九三、二〇〇円に、「一、七六三、九〇〇円を「一、七七八、九〇〇円に、「一、六五三、二〇〇円を「一、六六七、三〇〇円に、「一、六〇二、七〇〇円を「一、六一六、三〇〇円に、「一、五一一、〇〇〇円を「一、五二三、八〇〇円に、「一、三四六、七〇〇円を「一、三五八、一〇〇円に、「一、三三六、〇〇〇円を「一、二七四、三〇〇円に、「一、二六三、六〇〇円を「一、二七四、三〇〇円に、「一、二六九、〇〇〇円を「一、二八一、〇〇〇円に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)  
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七条ただし書中「百七十六万円を「百七十七万五千円に、「百三十六万九千円を「百三十八万五千円に改める。  
附則第一を次のように改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階	級	仮定俸給年額
大將		七、七九二、〇〇〇円
中將		六、九九七、八〇〇円
少將		五、五二一、五〇〇円
大佐		四、八六〇、〇〇〇円
中佐		四、四九七、三〇〇円

少佐	三、六五七、〇〇〇円
大尉	三、〇二五、八〇〇円
中尉	二、四六六、八〇〇円
少尉	二、一一五、四〇〇円
准士官	一、八九三、二〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、五六五、七〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、四七八、九〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、四二六、九〇〇円
兵	一、三三六、〇〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、七九八、〇〇〇円」を「一、八二三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、六三六、〇〇〇円」を「一、六五〇、〇〇〇円」に、「一、三二三、〇〇〇円」を「一、三三四、〇〇〇円」に、「一、〇五六、〇〇〇円」を「一、〇六五、〇〇〇円」に、「九三三、〇〇〇円」を「九四一、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
七、七九二、〇〇〇円	七、四二五、四〇〇円
六、九九七、八〇〇円	六、六五八、七〇〇円
五、五二一、五〇〇円	五、二六〇、九〇〇円
四、八六〇、〇〇〇円	四、四九七、三〇〇円
四、四九七、三〇〇円	四、二五〇、五〇〇円
三、六五七、〇〇〇円	三、三六〇、二〇〇円
三、〇二五、八〇〇円	二、七二八、五〇〇円
二、四六六、八〇〇円	二、一四五、〇〇〇円
二、一一五、四〇〇円	一、八九三、二〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

一、八九三、二〇〇円	一、六六七、三〇〇円
一、五六五、七〇〇円	一、三九〇、五〇〇円
一、四七八、九〇〇円	一、三三六、〇〇〇円
一、四二六、九〇〇円	一、二七四、三〇〇円
一、三三六、〇〇〇円	一、一一二、七〇〇円

仮定俸給年額	金額
七、七九二、〇〇〇円	八、一七九、四〇〇円
六、九九七、八〇〇円	七、二九六、一〇〇円
五、五二一、五〇〇円	六、一七四、二〇〇円
四、八六〇、〇〇〇円	五、三八七、一〇〇円
四、四九七、三〇〇円	五、〇六一、二〇〇円
三、六五七、〇〇〇円	四、〇三九、七〇〇円
三、〇二五、八〇〇円	三、三六〇、二〇〇円
二、四六六、八〇〇円	二、六七七、五〇〇円
二、一一五、四〇〇円	二、三四三、三〇〇円
一、八九三、二〇〇円	二、一一五、四〇〇円
一、五六五、七〇〇円	一、七二三、七〇〇円
一、四七八、九〇〇円	一、六一六、三〇〇円
一、四二六、九〇〇円	一、五六五、七〇〇円
一、三三六、〇〇〇円	一、四二六、九〇〇円





百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六條 傷病年金については、平成九年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七條 特例傷病恩給については、平成九年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同條第二項に規定する年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第八條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。次條において「法律第五十一号」という。)附則第十四條第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成九年四月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

第九條 傷病者遺族特別年金については、平成九年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によって算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

第十條 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成九年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第百五十五号附則第十三條第二

項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(職権改定)

第十一條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十二條 平成九年四月分から同年八月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則別表(附則第一条関係)

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額	仮定俸給年額
一、一三三、二〇〇円	一、一三三、七〇〇円
一、一六一、六〇〇円	一、一七一、五〇〇円
一、一三三、三〇〇円	一、二二三、六〇〇円
一、二六三、六〇〇円	一、二七四、三〇〇円
一、三三四、八〇〇円	一、三三六、〇〇〇円
一、三四六、七〇〇円	一、三五八、一〇〇円
一、三七八、八〇〇円	一、三九〇、五〇〇円
一、四一四、九〇〇円	一、四二六、九〇〇円
一、四六六、四〇〇円	一、四七八、九〇〇円
一、五一一、〇〇〇円	一、五三三、八〇〇円
一、五五二、五〇〇円	一、五六五、七〇〇円
一、六〇二、七〇〇円	一、六一六、三〇〇円
一、六五三、二〇〇円	一、六六七、三〇〇円
一、七〇八、二〇〇円	一、七二二、七〇〇円
一、七六三、九〇〇円	一、七七八、九〇〇円
一、八三三、三〇〇円	一、八四八、九〇〇円
一、八七七、二〇〇円	一、八九三、二〇〇円
一、九三三、六〇〇円	一、九五〇、〇〇〇円
一、九八八、六〇〇円	一、一〇五、五〇〇円
二、〇九七、六〇〇円	一、一一五、四〇〇円
二、二二六、九〇〇円	一、一四五、〇〇〇円
二、二二一、〇〇〇円	一、二二九、八〇〇円
二、三三三、六〇〇円	一、三三四、三〇〇円
二、四四六、〇〇〇円	一、四六六、八〇〇円
二、五〇九、二〇〇円	一、五三〇、五〇〇円

二、五六九、二〇〇円	二、五九一、〇〇〇円
二、六五四、九〇〇円	二、六七七、五〇〇円
二、七〇五、五〇〇円	二、七二八、五〇〇円
二、八五一、九〇〇円	二、八七六、一〇〇円
二、九二四、五〇〇円	二、九四九、四〇〇円
三、〇〇〇、三〇〇円	三、〇二五、八〇〇円
三、一四六、三〇〇円	三、一七三、〇〇〇円
三、二九三、五〇〇円	三、三二一、五〇〇円
三、三三一、九〇〇円	三、三六〇、二〇〇円
三、四五三、五〇〇円	三、四八二、九〇〇円
三、六二六、二〇〇円	三、六五七、〇〇〇円
三、七九七、一〇〇円	三、八二九、四〇〇円
三、九〇二、七〇〇円	三、九三五、九〇〇円
四、〇〇五、七〇〇円	四、〇三九、七〇〇円
四、二一四、七〇〇円	四、二五〇、五〇〇円
四、四一九、二〇〇円	四、四五六、八〇〇円
四、四五九、四〇〇円	四、四九七、三〇〇円
四、六一八、四〇〇円	四、六五七、七〇〇円
四、八一九、〇〇〇円	四、八六〇、〇〇〇円
五、〇一八、五〇〇円	五、〇六一、二〇〇円
五、二二六、六〇〇円	五、二六〇、九〇〇円
五、三四一、七〇〇円	五、三八七、一〇〇円
五、四七五、〇〇〇円	五、五二一、五〇〇円
五、七三二、八〇〇円	五、七八〇、五〇〇円
五、九九一、四〇〇円	六、〇四二、三〇〇円
六、一二一、二〇〇円	六、一七四、二〇〇円
六、二四六、三〇〇円	六、二九九、四〇〇円
六、四九一、七〇〇円	六、五四七、九〇〇円

六、六〇二、六〇〇円	六、六五八、七〇〇円
六、七二四、〇〇〇円	六、七八一、二〇〇円
六、九三八、八〇〇円	六、九九七、八〇〇円
七、一五五、九〇〇円	七、二二六、七〇〇円
七、一九六、三〇〇円	七、二五七、五〇〇円
七、二三四、六〇〇円	七、二九六、一〇〇円
七、二七二、九〇〇円	七、三三四、七〇〇円
七、三六一、八〇〇円	七、四二五、四〇〇円
七、五四四、七〇〇円	七、六〇八、八〇〇円
七、七二六、三〇〇円	七、七九二、〇〇〇円
七、八一六、二〇〇円	七、八八二、六〇〇円
七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一、一一三、二〇〇円未満の場合又は七、九〇八、三〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇〇八五を乗じて得た額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、仮定俸給年額とする。

審査報告書

男女共同参画審議会設置法案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
平成九年三月十七日

内閣委員長 鎌田 要人  
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、男女の権利が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成の促進に資するため、男

女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議するための機関として、総理府に、男女共同参画審議会を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法律施行に要する経費として、平成九年度一般会計予算に、約一千二百万円が計上されてゐる。

男女共同参画審議会設置法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 齋藤 十朗殿

男女共同参画審議会設置法案

男女共同参画審議会設置法

(目的及び設置)

第一条 男女の人權が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を實現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会(男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。以下同じ。)の形成の促進に資するため、総理府に、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることが出来る。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であつてはならない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験のある者のうちから、

平成九年三月十九日 参議院会議録第十号(その二)

男女共同参画審議会設置法案 関稅定率法等の一部を改正する法律案

内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることが出来る。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力)

第六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することが出来る。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「港灣調整審議会」に改め、同条第一項を次のように改める。

本府に、港灣調整審議会を置く。

第八条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「前二項」を「前項」に、「第一項に掲げる審議会」及び「これらの審議会を、港灣調整審議会」に改め、同項を同条第三項とする。

審査報告書

関稅定率法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月十七日

大蔵委員長 松浦 孝治

参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、石油製品、粗糖等の関稅率の引下げ等を行うとともに、石油アスファルト等に係る関稅の還付制度の新設並びに平成九年三月三十一日に適用期限の到来する石油関係の還付制度及び暫定関稅率の延長等を図るため関稅定率法及び関稅暫定措置法について、税関手続の簡素化及び過少申告加算稅等の導入のため関稅法について、それぞれ所要の改正を行うものあり、おむね必要な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法律施行に伴う平成九年度一般会計の関稅減収見込額は、約九十億圓、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の原油等関稅減収見込額は、約四億圓である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関稅率の改正に当たっては、貿易自由化の流れに基礎を置きながら、国民経済的な観点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

二 関稅の執行に当たっては、過少申告加算稅等の導入を踏まえ、より一層適正・公平な課稅の確保に努めること。

三 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、鉄砲を始め、麻薬・覚せい剤、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の一層の効率的・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮し、中長期的展望に基づき税関職員の見直し確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実に特段の努力を払うこと。

右決議する。

関稅定率法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成九年三月五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 齋藤 十朗殿

平成九年三月十九日 参議院會議録第十号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

関稅定率法等の一部を改正する法律案

関稅定率法等の一部を改正する法律

(関稅定率法の一部改正)

第一条 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第三号中第六十二條の十二(總合保税地域についての記帳義務)を「第三十四條の二(記帳義務)」に改める。

別表第一七〇一・一一号及び第一七〇一・一二号中「二〇円を」「一五円」を「三五円五〇銭を」「三二円」に改める。

別表第一七〇一・九九号中「三五円五〇銭を」「三二円」に改める。

別表第二二〇六・〇〇号中

B その他のもの

(a) 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの

(b) その他のもの

一リットルにつき六円	一リットルにつき四三〇円
一リットル	一リットル
四〇銭	一リットルにつき四三〇円

別表第二七二〇・〇〇号中「三、〇八〇円を」「三、〇二〇円」に、「一、八六〇円を」「一、八三〇円」に、「一、七九〇円を」「一、七六〇円」に、「一、六七〇円を」「一、六四〇円」に、「六五〇円を」「六〇〇円」に、「四一〇円を」「三九〇円」に改める。

別表第五三・〇七号中「五%を」「無税」に改める。

別表第五六〇七・一〇号中「五%を」「無税」に改める。

別表第五九〇四・一〇号中「四・六%を」「無税」に改める。

別表第八一〇四・一一号及び第八一〇四・一九号中「五・二%を」「無税」に改める。

別表第八一〇四・二〇号中「二・六%を」「無税」に改める。

別表の付表第一一号中「一、三〇〇円を」「九〇〇円」に、「四〇〇円を」「五〇〇円」に改める。

別表の付表第一二号を削る。

別表の付表第一三号中「一〇%を」「一五%」に改め、同号を同表第一号とする。

(6) 別表第二二〇三・〇〇号に掲げる物品

(7) 次に掲げる物品

別表第二二〇六・九〇号の二の(ロ)のDの(b)、第二二〇四・三〇〇号の二、第二二〇六・〇〇〇号の二又は第二二〇七・一〇〇号に掲げる物品

別表第二二〇八・九〇号の二の(ロ)のAに掲げる物品

別表第二二〇八・九〇号の二の(イ)又は(ロ)に掲げる物品

(6) 別表第二二〇三・〇〇号又は第二二〇六・〇〇号の二の(ロ)のBの(a)に掲げる物品

(7) 次に掲げる物品

別表第二二〇六・九〇号の二の(ロ)のDの(b)又は第二二〇四・三〇〇号の二に掲げる物品

別表第二二〇六・〇〇〇号の二に掲げる物品(第二二〇六・〇〇〇号の二の(ロ)のBの(a)に掲げるものを除く)

別表第二二〇七・一〇〇号、第二二〇八・九〇号の二の(ロ)のA又は第二二〇八・九〇号の二の(イ)若しくは(ロ)に掲げる物品

一リットルにつき六円

一リットルにつき四〇円

に改める。

(関稅法の一部改正)

第一条 関稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 関稅の納付及び徴収(第九條 第十一條)」を「第四節 関稅の納付及び徴収(第九條 第十一條) 第四節の二 附帯税(第十二條 第十三條)」に改める。

第二条第一項中「基く」を「基づく」に、「左の」を「次の」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二「附帯税」とは、関稅のうち延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税をいう。

第六条の二第一項第二号に次のように加える。

「 過少申告加算税及び無申告加算税

第八条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中、「前項」を「前三項」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に、「同号」を「同号イ」に改め、「申告に係る課税標準」の下に」とし、前項に規定する場合にあつては同項に規定する計算の基礎となる税額とする。以下この条において同じ。」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 税関長は、第六條の二第一項第二号へ掲げる過少申告加算税又は無申告加算税を賦課しようとするときは、その調査により、当該過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額及び納付すべき税額を決定する。
- 第九條の見出し中「関稅を」「関稅等」に改め、同條第二項に次の一号を加える。
- 五 第七條の四第二項(決定)の規定による決定がされた後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額、当該更正通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日
- 第九條に次の二項を加える。
- 3 過少申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日と当該過少申告加算税の納付の起因となつた関稅に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日まで納付しなければならない。
- 4 無申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の無申告加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに納付しなければならない。
- 第九條の三第一項に次の一号を加える。

三 過少申告加算税及び無申告加算税  
第九條の三第二項中「第八條第三項ただし書」を「第八條第四項ただし書」に改める。  
第十條第二項中「関税の納付」を「関税等の納付」に改める。  
第十二條の前に次の節名を付する。  
第四節の一 附帯税

第十一條第一項中「法定納期限までに関税の下に(附帯税を除く。以下この条において同じ)を加え、同条第七項中「課された」を「課される」に、「受けた」を「受ける」に改め、同条の次に次の二條を加える。  
(過少申告加算税)

第十二條の一 第七條第一項(申告)の規定による申告(以下「当初申告」という。)があつた場合において、修正申告又は更正がされたときは、当該納税義務者に対し、当該修正申告又は更正に基づき第九條第一項又は第二項(申告納付方式)による関税の納付の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2 前項の場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る関税について修正申告又は更正がされたときは、その関税に係る累積増差税額を加算した金額)がその関税に係る当初申告に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。  
3 前二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちその修正申告又は

更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められたものがある場合には、前二項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、前二項の規定を適用する。

4 第一項の規定は、修正申告がされた場合において、その修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、適用しない。  
5 前条第三項及び第四項(延滞税)の規定は、過少申告加算税について準用する。この場合において、同条第三項中「関税額」とあるのは「税額」と、「第一項」とあるのは「次条第一項及び第二項」と、同条第四項中「千円」とあるのは「五千円」と読み替へるものとする。

6 第二項に規定する累積増差税額とは、第一項の修正申告又は更正前にされたその関税についての修正申告(第四項の規定の適用を受けるものを除く。)又は更正に基づき第九條第一項又は第二項(申告納付方式)による関税の納付の規定により納付すべき税額の合計額(当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第三項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。)をいう。  
(無申告加算税)

第十二條の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税義務者に対し、当該各号に規定する決定又は更正に基づき第九條第二項(申告納付方式)による関税の納付の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗

じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、当初申告が必要とされている貨物につきその輸入の時までに当該申告がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。  
一 第七條の四第二項(決定)の規定による決定がされた場合  
二 第七條の四第二項の規定による決定がされた後に更正がされた場合  
2 第十二條第三項及び第四項(延滞税)の規定は、無申告加算税について準用する。この場合において、同条第三項中「関税額」とあるのは「税額」と、「第一項」とあるのは「第十二條の三第一項本文」と、同条第四項中「千円」とあるのは「五千円」と読み替へるものとする。  
第十三條第二項第一号中「前条第七項」を「過少申告加算税にあつては、その納付の起因となつた関税」の第十二條第七項に改める。  
第十四條第一項中「第十二條第七項(法定納期限)に規定する法定納期限第九條の二第一項又は第二項(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長された場合にあつては、当該関税に係る貨物の輸入の許可の日とし、第七十三條第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)又は第七十七條第六項(関税の納付前における郵便物の受取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られ、又は受け取られた貨物又は郵便物の場合にあつては、当該承認の日とし、関税定率法第七條第三項(相殺関税の遡及課税若しくは第八條第二項(不当廉売関税)の遡及課税の規定により関税を課する場合又は同条第十六項(新規供給者の不当廉売関税)の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項(不当廉売関税)の規定により関税を課することができることとなつた日とする。第三項及び次条第一項において「法定納期限等」という。)を「法定納期限等」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第六條の二第二項第二号に掲げる無申告加算税に係る賦課決定  
第十四條第二項中「貨物の輸入の日を、関税の法定納期限等」に改め、同項に次の一号を加える。  
四 第六條の二第二項第二号に掲げる無申告加算税に係る賦課決定  
第十四條に次の一項を加える。  
4 この条及び次条第一項において「法定納期限等」とは、当該関税(過少申告加算税又は無申告加算税)にあつては、その納付の起因となつた関税)を課される貨物を輸入する日(輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日)とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に定める日とする。  
一 第七十三條第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物につき納付すべき関税 当該承認の日  
二 第七十七條第六項(関税の納付前における郵便物の受取り)の規定により税関長の承認を受けて受け取られた郵便物につき納付すべき関税 当該承認の日  
三 関税定率法第七條第三項(相殺関税)の遡及課税若しくは第八條第二項(不当廉売関税)の遡及課税の規定により課する関税又は同条第十六項(新規供給者の不当廉売関税)の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項(不当廉売関税)の規定により課する関税 当該関税を課することができることとなつた日  
四 この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税 当該事実が生じた日  
第十四條の二第二項中「(時効の中断及び停止)の下に(第三項第四号を除く。)」を加え、同条第一項第一号中「同条第一項中」部分の

四 第六條の二第二項第二号に掲げる無申告加算税に係る賦課決定  
第十四條第二項中「貨物の輸入の日を、関税の法定納期限等」に改め、同項に次の一号を加える。  
四 第六條の二第二項第二号に掲げる無申告加算税に係る賦課決定  
第十四條に次の一項を加える。  
4 この条及び次条第一項において「法定納期限等」とは、当該関税(過少申告加算税又は無申告加算税)にあつては、その納付の起因となつた関税)を課される貨物を輸入する日(輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日)とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に定める日とする。  
一 第七十三條第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物につき納付すべき関税 当該承認の日  
二 第七十七條第六項(関税の納付前における郵便物の受取り)の規定により税関長の承認を受けて受け取られた郵便物につき納付すべき関税 当該承認の日  
三 関税定率法第七條第三項(相殺関税)の遡及課税若しくは第八條第二項(不当廉売関税)の遡及課税の規定により課する関税又は同条第十六項(新規供給者の不当廉売関税)の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項(不当廉売関税)の規定により課する関税 当該関税を課することができることとなつた日  
四 この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税 当該事実が生じた日  
第十四條の二第二項中「(時効の中断及び停止)の下に(第三項第四号を除く。)」を加え、同条第一項第一号中「同条第一項中」部分の

ならぬに改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(記帳義務)

第三十四条の二 保税地域、保税工場及び保税展示場を除く。において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

第三十六条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条中「第三十一条第二項(税関職員の出立)」及び「第四十条(指定保税地域における貨物の取扱)」(第一項第二号を除く。)及び「第三十一条第二項及び」を削り、「第四十条中「指定保税地域」とあり、並びに」を「及び」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三十条第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定により税関長が許可した貨物につき内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れをしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。

第四十条を次のように改める。

(貨物の取扱)

第四十条 指定保税地域においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、第三十七条第一項(指定保税地域の指定)に規定する行為のほか、これらの貨物の内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れをすることができ

2 指定保税地域においては、前項に定めるもののほか、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為で税関長の許可を受けたものを行うことができる。

3 税関長は、指定保税地域の利用を妨げず、かつ、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の許可をしなけれ

ばならない。

第六十一条の二第一項中「第三十一条(貨物の出し入れ)及び」及び「当該保税工場に当該特定した原料品を入れ、又は当該保税工場から当該特定した製品を出す際の届出並びに」を削る。

第六十一条の三中「第三十一条第一項(貨物の出し入れの届出)の指定を受けた保税工場にあつては、同項に規定する貨物」を削る。

第六十二条の三第四項を次のように改める。

4 保税展示場においては、当該保税展示場に入れられた外国貨物につき、第一項の承認を受けるまでの間(前項の通知に係る貨物については、同項の期間が経過するまでの間)、前条第三項第一号又は第二号に掲げる行為(同項に規定する政令で定めるものに限る。)をすることができ

第六十二条の四第一項中「及び輸入を許可された貨物」を削る。

第六十二条の十一を次のように改める。

第六十二条の十一 削除

第六十八条第一項中「但し」を「ただし」に改め、「輸出に係る仕入書について」を削る。

第七十二条中「除き、関税の下に(過少申告加算税を除く。）」を、「地方消費税の下に(過少申告加算税を除く。）」を、「地方消費税の下に(過少申告加算税を除く。）」を、「地方消費税の下に(過少申告加算税を除く。）」を加える。

第七十三条第一項中「関税額の下に(過少申告加算税に相当する額を除く。）」を加え、同条第三項中「第三十一条(貨物の出し入れ)を削る。

第七十七条第五項中「第八條第三項」を「第八條第四項」に改める。

第九十九条中「第三十二条」を「若しくは第三十二条」に改め、「若しくは第三十二条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)」(第三十六条において準用する場合を含む。)を削る。

第一百零一条中「若しくは第三十二条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)」(第三十六条において準用する場合を含む。)を削る。

間外の貨物の出し入れ又は取扱) (第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)において準用する場合を含む。)を削る。

第一百零一条第一項中「指定保税地域について第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)の許可を受けた者又は」を削り、「若しくは第六十二条の八第一項」を、「又は第六十二条の八第一項」に改める。

第一百零一条の二第一項中「第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)」(第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)において準用する場合を含む。)を削る。

第一百零一条第四号中「積卸し」に改め、「第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)」(第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)において準用する場合を含む。)を削る。

第一百零一条第三号中「第四十条第一項(指定保税地域における貨物の取扱)」(第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)及び第四十九条(保税蔵置場)において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は」を「第三十六条第二項(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物の取扱)の規定に違反した者又は外国貨物若しくは輸出しようとする貨物につき第四十条第一項又は第二項(指定保税地域内での行為)」(第四十九条(保税蔵置場)において準用する場合を含む。)の規定により指定保税地域内若しくは保税蔵置場において認められる行為以外の行為をした者若しくは」に改め、同条第四号中「第三十一条第一項(貨物の出し入れの届出)」を「第三十一条(貨物の出し入れの届出)」(第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)の記帳義務)を「第三十四条の二(記帳義務)若しくは」に改め、「若しくは第六十二条の十二(総合保税地域)についての記帳義務」を削る。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

第三十二条中「輸入の許可を受けた貨物」を削り、「税関長の許可を受けなければならない」を「あらかじめその旨を税関に届け出なければならない」

に改める。

第三十二条中「輸入の許可を受けた貨物」を削り、「税関長の許可を受けなければならない」を「あらかじめその旨を税関に届け出なければならない」

に改める。

第三十二条中「輸入の許可を受けた貨物」を削り、「税関長の許可を受けなければならない」を「あらかじめその旨を税関に届け出なければならない」

に改める。

第三十二条中「輸入の許可を受けた貨物」を削り、「税関長の許可を受けなければならない」を「あらかじめその旨を税関に届け出なければならない」

に改める。

第三十二条中「輸入の許可を受けた貨物」を削り、「税関長の許可を受けなければならない」を「あらかじめその旨を税関に届け出なければならない」

に改める。

第三十二条中「輸入の許可を受けた貨物」を削り、「税関長の許可を受けなければならない」を「あらかじめその旨を税関に届け出なければならない」

に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第六条の見出し中「石油化学製品製造用原油の免税及び」を削り、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項を同条第一項とする。

第七条を次のように改める。

(石油アスファルト等に係る関税の還付)

第七条 関税率別表第二七・一三・一一号若しくは第二七・一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七・一三・二〇号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。)を製造する者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。)が、税関長の承認を受けた製造工場において関税納付済み原油等、同表第二七・一〇・〇〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)又は同表第二七・一三・二二項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)から製造した石油アスファルト等を、平成十年三月三十一日まで、当該製造工場から移出(政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)し、又は当該製造工場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等の数量につき一トン当たり二百四十円の割合で算出して得た金額に相当する関税を、当該石油アスファルト等製造業者に(当該石油アスファルト等製造業者が当該石油アスファルト等の原料となつた関税納付済み原油等に係る関税の納税者でない場合にあつては、当該関税納付済み原油等につき当該石油アスファルト等製造業者が当該関税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に)還付する。

2 石油アスファルト等製造業者は、前項に規定する承認を受けた石油アスファルト等の製造工場に関税率別表第二七・一三項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物を移入したときは、その移入の目的、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、その移入をした月の翌月末日までに、当該製造工場を所轄する税関に提出しなければならない。

第七条の二第三項中「この場合においては、第六条第三項ただし書の規定を準用する」とを「ただし、同項の甘しや糖等又はその製品が災害その他のやむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない」に改める。

第九条中、「第六条第一項及び第六条第一項又は」を削り、「これらの項を」同項に改める。

第十条第一号及び第十条の二中、「第六条第一項」を削る。

第十一条第一項中「同法第五十五条第一項第五号」を「同項第五号」に改め、「第六条第一項」を削り、「第六条第四項」を「第六条第一項」に、「関税法第五十五条第一項第五号」を「同項」に改める。

第十二条第一項中「第六条第四項」を「第六条第一項」に改める。

別表第一第〇四〇・一・一〇号中「二六、五〇〇トン」を「二八、三六〇トン」に改める。別表第一第二一・〇六項の次に次の一項を加える。

二二・〇六  
二二〇六・〇〇

その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)

二 その他のもの  
B その他のもの

(a) 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの

(1) 平成一〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日までに輸入されるもの

(3) 平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日までに輸入されるもの

(4) 平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの

九・四% (その率が六円より高きときは、当該従量税率)  
七・五% (その率が六円より高きときは、当該従量税率)  
五・七% (その率が六円より高きときは、当該従量税率)  
四・〇% (その率が六円より高きときは、当該従量税率)  
三・八% (その率が六円より高きときは、当該従量税率)

(5) 平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日まで輸入されるもの	(6) 平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで輸入されるもの	一 その率九% 一 リットルにつき六円 四〇銭の従價率より 高率のときは、当該従價率(重量税率) 無税
-------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

(i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	(ii) その他のもの	(2) 平成一〇年四月一日から平成一四年三月三十一日まで輸入されるもの	一 キロリットルにつき 六三元 一 キロリットルにつき 二五元 一 キロリットルにつき 二五元
----------------------------	-------------	-------------------------------------	----------------------------------------------------------------

別表第一の三第一七・〇二項及び第一七・〇二項を次のように改める。	一七・〇一 一七〇一・九一 一七〇一・九九	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしよ糖(固体のものに限る)。 その他のもの	香料料又は着色料を加えたもの	その他のもの 一 水砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	一七・〇二 一七〇二・九〇	その他の糖類(化学的に純粹な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)、糖水(香料料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない)及びカラメル その他のもの(転化糖を含む)	一 砂糖のうち 分みつ糖 二 砂糖水のうち 分みつ糖のもの	<table border="1"> <tr> <td>一キログラムにつき き六〇円九一銭</td> <td>一キログラムにつき き六〇円三三銭</td> <td>一キログラムにつき き五五円二四銭</td> <td>一キログラムにつき き五三円六五銭</td> <td>一キログラムにつき き五二円七銭</td> <td>一キログラムにつき き五〇円四八銭</td> </tr> <tr> <td>三四・一% (その率が一キログラムにつき二六円三三銭の従價率より低いときは、当該従價率)</td> <td>三三・三% (その率が一キログラムにつき二五円六七銭の従價率より低いときは、当該従價率)</td> <td>三〇・九% (その率が一キログラムにつき二四円六〇銭の従價率より低いときは、当該従價率)</td> <td>三〇% (その率が一キログラムにつき二四円九三銭の従價率より低いときは、当該従價率)</td> <td>二九・二% (その率が一キログラムにつき二四円二七銭の従價率より低いときは、当該従價率)</td> <td>二八・三% (その率が一キログラムにつき二四円六〇銭の従價率より低いときは、当該従價率)</td> </tr> </table>	一キログラムにつき き六〇円九一銭	一キログラムにつき き六〇円三三銭	一キログラムにつき き五五円二四銭	一キログラムにつき き五三円六五銭	一キログラムにつき き五二円七銭	一キログラムにつき き五〇円四八銭	三四・一% (その率が一キログラムにつき二六円三三銭の従價率より低いときは、当該従價率)	三三・三% (その率が一キログラムにつき二五円六七銭の従價率より低いときは、当該従價率)	三〇・九% (その率が一キログラムにつき二四円六〇銭の従價率より低いときは、当該従價率)	三〇% (その率が一キログラムにつき二四円九三銭の従價率より低いときは、当該従價率)	二九・二% (その率が一キログラムにつき二四円二七銭の従價率より低いときは、当該従價率)	二八・三% (その率が一キログラムにつき二四円六〇銭の従價率より低いときは、当該従價率)
一キログラムにつき き六〇円九一銭	一キログラムにつき き六〇円三三銭	一キログラムにつき き五五円二四銭	一キログラムにつき き五三円六五銭	一キログラムにつき き五二円七銭	一キログラムにつき き五〇円四八銭															
三四・一% (その率が一キログラムにつき二六円三三銭の従價率より低いときは、当該従價率)	三三・三% (その率が一キログラムにつき二五円六七銭の従價率より低いときは、当該従價率)	三〇・九% (その率が一キログラムにつき二四円六〇銭の従價率より低いときは、当該従價率)	三〇% (その率が一キログラムにつき二四円九三銭の従價率より低いときは、当該従價率)	二九・二% (その率が一キログラムにつき二四円二七銭の従價率より低いときは、当該従價率)	二八・三% (その率が一キログラムにつき二四円六〇銭の従價率より低いときは、当該従價率)															

別表第一第二七・〇九項を次のように改める。

一七・〇九  
二七・〇九  
二七〇九・〇〇

石油及び歴青油(原油に限る)。

(1) 平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの

別表第一第二七・〇〇号中「一、三〇円を」を「二、〇九〇円だ」、「二、四〇〇円を」を「三、六〇円だ」、「一九円を」を「二、二四円だ」、「七六〇円を」を「七五〇円だ」、「四三〇円を」を「四〇〇円だ」、「五八〇円を」を「五七〇円だ」、「二、二九〇円を」を「二、二七〇円だ」、「三、二五円を」を「二、二五円だ」、「二、七七〇円を」を「二、六二〇円だ」、「三、七五〇円を」を「三、四二〇円だ」、「二、五四〇円を」を「二、四〇〇円だ」に改める。

別表第一第一八・〇四項を削る。



別表第一の三第二一・〇六項を次のように改める。

二二・〇六  
二二〇六・九〇

調製食品(他の項に該当するものを除く)

その他のもの

二 その他のもの

(一) 米、小麦(ライ小麦を含む。又は大麦(裸麦を含む)のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食品

B その他のもの

(a) 小麦(ライ小麦を含む)の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち

別表第一第二一〇六・九〇号の二の(一)のBの(a)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

(b) 大麦(裸麦を含む)の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち

別表第一第二一〇六・九〇号の二の(一)のBの(b)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

(二) その他のもの

A 糖水(着色料又は香料を加えたものに限る)のうち

分みつ糖のもの

一キログラムにつき き三〇円二〇銭	一キログラムにつき き二九四〇銭	一キログラムにつき き二八四八〇銭	一キログラムにつき き二七四八〇銭	一キログラムにつき き二七四〇銭	一キログラムにつき き二六四〇銭
三四・一%(その率が一キログラムにつき二六円三三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	三三・三%(その率が一キログラムにつき二五円六七銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	三〇・六%(その率が一キログラムにつき二四円六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	二九・七%(その率が一キログラムにつき二四円九三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	二八・九%(その率が一キログラムにつき二四円二七銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	二八・八%(その率が一キログラムにつき二四円〇六銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)

別表第二第二二〇六・〇〇号中

B その他のもの

一リットルにつき三〇円八〇銭を

B その他のもの

(a) 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの

(b) その他のもの

一リットルにつき三〇円八〇銭

に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。  
一 第一条中関税率別表の付表第一第一号の改正規定、酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)の施行の日

二 第二条中関税率の目次の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第九條の見出し及び同法第二項の改正規定、同法第十二條の二の改正規定、同法第九條の三及び第十條第二項の改正規定、同法第十二條の前の節名を付する改正規定、同法第十二條の七の改正規定、同法第十三條の二の改正規定、同法第十三條の三の改正規定、同法第十四條の二の改正規定、同法第十四條の三の改正規定、同法第十四條の四の改正規定、同法第十四條の五の改正規定、同法第十四條の六の改正規定、同法第十四條の七の改正規定並びに次条第一項及び第十七條第五項の改正規定並びに次条第一項及び

び附則第六條から第十條までの規定 平成九年十月一日  
(関税法の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 第二条の規定による改正後の関税法(以下この条において「新関税法」という)第十二條の二及び第十三條の三の規定は、平成九年十月一日前に輸入された貨物(同日以後に輸入される貨物でその輸入申告が同日前にされたものを含む)に係る関税については、適用しない。  
2 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の関税法(以下この条において「旧関税法」という)第三十三條(旧関税法第三十六條において準用する場合を含む)の規定による税関





つた者(以下「販売業者」という。又は同条第一号を「販売業者又は第二十条の四第一号」に改め、「販売する者」の下に「以下「販売業者等」という。を加え、同項ただし書中「第二十四条の三」を「第二十四条の二第二項」に改め、同条第二項中「販売業者又は前条第二号の規定により販売する者(以下「販売業者等」という。を加え、販売業者等に改める。

2 第二十四条の二に次の一項を加える。  
 第二十条の二の規定は、特定高圧ガスを消費する者(以下「特定高圧ガス消費者」という。)に準用する。  
 第二十四条の三第一項中「特定高圧ガスを消費する者(以下「特定高圧ガス消費者」という。)」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第八十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。  
 一 第十条の二第二項(第二十四条の二第二項)において準用する場合を含む。又は第二十条の四の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
 二 第五十九条の七の規定に違反して高圧ガス保安協会という名称を用いた者  
 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第四条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百九号)の一部を次のように改正する。  
 第十条第一項本文中「について相統又はを」がその事業の全部を譲り渡し、又は液化石油ガス販売事業者について相統若しくはに改め、「あつたときは」の下に「その事業の全部を譲り受けた者又はを」を加え、「又はを」若しくはに改め、同項ただし書中「当該の下に「事業の全部を譲り受けた者又はを」を加え、「又はを」若しくはに改める。

第八十条の二第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。  
 2 第二種液化石油ガス器具等製造事業者がその事業の全部を譲り渡し、又は第二種液化石油ガス器具等製造事業者について相統若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相統人を選定したときは、その者若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その第二種液化石油ガス器具等製造事業者のこの法律の規定による地位を承継する。  
 3 前項の規定により第二種液化石油ガス器具等製造事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。  
 第八十条の三第二項中「及び第五十一条を」第五十一条並びに前条第二項及び第三項に改める。  
 第四百四十一条中「第四十九条(第八十条の二第二項)を」第四十九条(第八十条の二第二項)に、「又は第五十一条(第八十条の二第二項)を」第五十一条(第八十条の二第二項)に、「の規定を」又は第八十条の二第三項(第八十条の三第二項)において準用する場合を含む。の規定に改める。

第五條 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。  
 第二条の七第一項中「について、相統又はを」が当該許可に係る事業の全部を譲り渡し、又は許可事業者について相統若しくはに、「相統人又はを」その事業の全部を譲り受けた者又は相統人若しくはに改める。  
 第三条の見出しを「(事業の届出等)」に改め、同条に次の一項を加える。  
 3 第二条の七の規定は、第一項の届出書を提出した者(以下「届出事業者」という。)に準用する。  
 第三条の二第一項中「前条第一項の届出書を提出した者(以下「届出事業者」という。)」を「届出事業者」に改める。  
 第二十四条第一号中「第二条の七第二項」の下に「(第三条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。  
 (武器等製造法の一部改正)  
 第六条 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。  
 第七条第一項中「について、相統又はを」がその事業の全部を譲り渡し、又は武器製造事業者について相統若しくはに改め、「あつたときは」の下に「その事業の全部を譲り受けた者又はを」を加え、「又はを」若しくはに改める。  
 (砂利採取法の一部改正)  
 第七条 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。  
 第八条第一項本文中「について相統又はを」がその事業の全部を譲り渡し、又は砂利採取業者について相統若しくはに改め、「あつたときは」の下に「その事業の全部を譲り受けた者又はを」を加え、「又はを」若しくはに改め、同項ただし書中「当該の下に「事業の全部を譲り受けた者又はを」を加え、「又はを」若しくはに改める。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正)  
 第八条 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。  
 2 特定事業者は、通商産業省令で定めるところにより、エネルギー管理者の選任、死亡又は解任について通商産業大臣に届け出なければならぬ。  
 (探石法の一部改正)  
 第九条 探石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。  
 第三十二条の六第一項本文中「について相統又はを」がその事業の全部を譲り渡し、又は探石業者について相統若しくはに改め、「あつたときは」の下に「その事業の全部を譲り受けた者又はを」を加え、「又はを」若しくはに改め、同項ただし書中「当該の下に「事業の全部を譲り受けた者又はを」を加え、「又はを」若しくはに改める。  
 (揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正)  
 第十条 揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。  
 第七条第一項本文中「について相統又はを」がその事業の全部を譲り渡し、又は揮発油販売業者について相統若しくはに改め、「あつたときは」の下に「その事業の全部を譲り受けた者又はを」を加え、「又はを」若しくはに改め、同項ただし書中「当該の下に「事業の全部を譲り受けた者又はを」を加え、「又はを」若しくはに改める。  
 (電気事業法の一部改正)  
 第十一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。  
 目次中「第三款 工事計画及び検査(第四十七条 第五十五条)を」第三款 工事計画及び検査(第四十七条 第五十五条)を」第四款 承継(第五十五条の二)」に改める。  
 第七條第一項中「八年を十年」に改める。  
 第四十四條第二項第三号を削り、同条の次に次の一条を加える。  
 (免状交付事務の委託)  
 第四十四條の二 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、主任技術者免状(前条第一

項)の交付事務を、主任技術者免状(前条第一

項第一号から第三号までに掲げる種類のものに限る。に關する事務(主任技術者免状の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。以下「免状交付事務」という。)の全部又は一部を次条第二項の指定試験機関に委託することができる。

2 前項の規定により免状交付事務の委託を受けた指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る免状交付事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。  
第三章第二節第三款の次に次の一款を加える。

第四款 承継  
(事業用電気工作物を設置する者の地位の承継)  
第五十五条の二 事業用電気工作物を設置する者について相統又は合併があつたときは、相統人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その事業用電気工作物を設置する者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。  
第六十二条第一項第一号中「若しくは第三号」を削り、同条第二項中「指定検査機関の」の下に「第四十四条の二第二項の規定による委託を受けて指定試験機関がその免状交付事務を行う主任技術者免状の交付を受けようとする者及び」を加える。

第六十二条の三中「第八十五条」を「第四十四条の二第二項又は第八十五条」に改める。  
第六十二条第一号中「第五十四条第二項の下に」第五十五条の二第二項を加える。  
(熱供給事業法の一部改正)  
第十二条 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八

十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「通商産業省令で定める工事の工程」とを削る。  
(電気用品取締法の一部改正)

第十三条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。  
第二十六条の二第二項中「及び」の下に「第三項並びに」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 乙種電気用品製造事業者がその事業の全部を譲渡し、又は乙種電気用品製造事業者について相統若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相統人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その乙種電気用品製造事業者のこの法律の規定による地位を承継する。  
第二十六条の三第二項中「及び」の下に「第三項並びに」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 乙種電気用品輸入事業者がその事業の全部を譲渡し、又は乙種電気用品輸入事業者について相統若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相統人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その乙種電気用品輸入事業者のこの法律の規定による地位を承継する。  
第六十二条第一号中「第二十六条の二第二項又は第二十六条の三第二項」を「第二十六条の二第三項又は第二十六条の三第二項」に改める。  
(電気工事法の一部改正)

第十四条 電気工事法(昭和三十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。  
第八条を次のように改める。  
第八条 削除。  
第十八条第三号を削る。  
(ガス事業法の一部改正)  
第十五条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二十一第一項及び第二項中「及び第五十一条」を「第五十一条並びに第八十条の二第二項及び第三項」に、「同法」を「液化石油ガス法」に改める。  
第六十一条第一号中「第四十八条第二項又は」を「第四十八条第二項」に、「同法」を「液化石油ガス法」に改め、「第五十一条」の下に「又は第三十九条の二十一第一項若しくは第二項において準用する液化石油ガス法第八十条の二第三項」を加える。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第四条及び第十五条並びに附則第四条、第五条、第十六条、第二十条及び第二十一条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(輸出品デザイン法の廃止に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による廃止前の輸出品デザイン法第三条第一項の認定機関の役員又は職員であつた者に係る登録又は認定の業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、なお従前の例による。  
(特定工場における公害防止組織の整備に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特定工場における公害防止組織の整備に關する法律第六条の二の規定は、第二条の規定の施行前に相統又は合併があつた場合における相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相統人を選定したとき)は、その者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。  
(高圧ガス保安法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の高圧ガス保安法第十条の二(同法第二十四条の二第二項に

において準用する場合を含む。)及び第二十条の四の二の規定は、第三条の規定の施行前に事業の全部の譲渡し又は相統若しくは合併があつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者又は相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相統人を選定したとき)は、その者若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。  
(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律(以下「液化石油ガス法」という。)第十条(液化石油ガス法第三十五条の四において準用する場合を含む。)の規定は、第四条の規定の施行前に事業の全部の譲渡しがあつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者については、適用しない。  
2 液化石油ガス法第八十条の二第二項及び第三項(これらの規定を液化石油ガス法第八十条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定は、第四条の規定の施行前に事業の全部の譲渡し又は相統若しくは合併があつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者又は相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相統人を選定したとき)は、その者若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。  
(航空機製造事業法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の航空機製造事業法第二条の七の規定は、第五条の規定の施行前に事業の全部の譲渡しがあつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者については、適用しない。  
2 第五条の規定による改正後の航空機製造事業法第三条第三項の規定は、第五条の規定の施行

前に事業の全部の譲渡し又は相続若しくは合併があった場合におけるその事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。

(武器等製造法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第八条の規定による改正後の武器等製造法第七条同法第二十条において準用する場合を含む。の規定は、第六条の規定の施行前に事業の全部の譲渡しがあつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者については、適用しない。

(砂利採取法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第七条の規定による改正後の砂利採取法第八条の規定は、第七条の規定の施行前に事業の全部の譲渡しがあつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者については、適用しない。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第八条の規定の施行前にエネルギー管理者の選任、死亡又は解任があつた場合における届出については、なお従前の例による。

(探石法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第九条の規定による改正後の探石法第三十二条の六の規定は、第九条の規定の施行前に事業の全部の譲渡しがあつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者については、適用しない。

(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第十条の規定による改正後の揮発油等

の品質の確保等に関する法律第七条の規定は、第十条の規定の施行前に事業の全部の譲渡しがあつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者については、適用しない。

(電気事業法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第十一条の規定の施行前に同条の規定による改正前の電気事業法第四十四条第二項第三号の規定により主任技術者免状の交付の申請をした者に対する主任技術者免状の交付については、なお従前の例による。

第十三条 第十二条の規定の施行前に同条の規定による改正前の熱供給事業法第二十一条第一項の規定による検査の申請がされた導管の検査については、なお従前の例による。

(電気用品取締法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第十三条の規定による改正後の電気用品取締法第二十六条の二第二項及び第三項並びに第二十六条の三第二項及び第三項の規定は、第十三条の規定の施行前に事業の全部の譲渡又は相続若しくは合併があつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。

(電気工事士法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第十四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の電気工事士法第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者について同法第八条に規定する電気工事の業務の開始、届け出た事項の変更又は業務の廃止があつた場合における届出については、なお従前の例による。

(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第十五条の規定による改正後のガス事業法第三十九条の二十一第一項及び第二項において準用する液化石油ガス法第八十条の二第二項及び第三項の規定は、第十五条の規定の施行前に事業の全部の譲渡し又は相続若しくは合併があつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要必要な経過措置は、政令で定める。

第十九条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条ただし書を次のように改める。

ただし、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が制定されている同条第四項第二号又は第三号に掲げる農林物資については同条第三項第二号に掲げる基準以外の品質についての基準によつて格付を行う場合は、この限りでない。

(地方税法の一部改正)

第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第七項第二号中「第二十条の五第一項」を「第二十条の四の二第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第二十一条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号二中「第二十四条の二」を「第二十四条の二第一項」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第二十二條 大蔵省設置法(昭和二十四法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中「輸出検査法(昭和三十一年法律第九十七号)」を「食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十三条 厚生省設置法(昭和二十四法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中第十九号を削り、第十八号の二を第十九号とする。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十四条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第九十一号を次のように改める。

九十一 削除

第四十条第九十三号中「飲食料品」の下に「(酒類を除く。以下同じ。)」を加える。

第五十二条第十号を次のように改める。

十二 削除

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十号を次のように改める。

十 削除

第五十二条第二項第十号を次のように改める。

十三 削除

第七條第一項の表輸出入取引審議会の項中「及び輸出品デザイン法を削り、同表輸出検査及びデザイン奨励審議会の項を削る。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第九号を次のように改める。

九 削除

第四條第一項第四号を次のように改める。

四 削除

第四十條第一項第一号を次のように改める。

二 削除

審査報告書

工業標準化法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月十九日

商工委員長 木宮 和彦

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の工業標準に関する国際的動向等を考慮しつつ、日本工業規格制度の運用において民間機関の活用を図るため、主務大臣の指定を受けた認定機関が日本工業規格表示制度に係る認定を行うための措置等を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成九年度一般会計予算に鉦工業技術振興費の工業標準化調査等委託費として五千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 日本工業規格及び指定品目については、各規格の有用性についての検討を踏まえて、積極的な見直しを図るとともに、新たな規格の策定については、消費者ニーズや高齢化社会に適切に対応できるよう取り組むこと。
- 二 認定機関、検査機関、試験事業者制度については、厳正かつ公正な観点から指定等を行い、

透明かつ競争的な認証制度の整備を図るとともに、それらについては消費者保護、中小企業対策に資するようその充実に努めること。

なお、認定機関等の運営については法律上の監督権限の範囲を超えた介入を行わないこと。

三 日本工業規格と国際規格との整合性を推進するとともに、国際規格に対する我が国からの提案が一層活発化するよう、技術開発への支援等我が国産業界の取り組みを推進すること。

四 鉦工業に関する技術上の基準及び仕様の統一を図るため、関係省庁間の連携を強化すること。また、強制規格についても日本工業規格が積極的に利用されるよう努めるとともに、各種技術上の基準等と日本工業規格との整合性を図る等検査手続の簡素化、合理化に努めること。

五 工業標準化制度に対する国民の認識と理解が一層深まるよう展示、PR等の情報提供に努めること。

右決議する。

工業標準化法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。平成九年三月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

工業標準化法の一部を改正する法律案

工業標準化法の一部を改正する法律案

工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 日本工業標準調査会(第三条・第十条)

第三章 日本工業規格の制定(第十一条・第十八条)

第四章 指定商品に係る表示等(第十九条・第二十五条の四)

第五章 指定認定機関(第二十六条・第三十八條)

第六章 承認認定機関(第三十九条・第四十条)

第七章 指定検査機関(第四十一条・第五十二条)

第八章 承認検査機関(第五十三条・第五十四条)

第九章 指定商品以外の鉦工業品(第五十五条)

第十章 雑則(第六十七条・第六十九条)

第十一章 罰則(第七十条・第七十六条)

附則

第一章 総則

第二章 次の次に次の章名を付する。

第三章 日本工業標準調査会

第十条の次に次の章名を付する。

第三章 日本工業規格の制定

第十二条第二項中、「調査会の意見を徴しを削り、「附議を付議」に、「附して」を付して」に改め、同条に次の一項を加える。

3 主務大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ調査会の意見を徴しなければならない。







の二第二項(第二十五条第三項において準用する場合を含む。)(又は第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第二項(第二十五条第三項において準用する場合を含む。)(の指定をしたとき。

二 第二十五条の二第二項及び第二項又は第五十三条第一項の承認をしたとき。

三 第三十一条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)(又は第四十五条(第五十三条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による届出があつたとき。

四 第三十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)(又は第四十八条(第五十三条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による届出があつたとき。

五 第三十七条又は第五十一条の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

六 第四十条第一項又は第五十四条第一項の規定により承認を取り消したとき。

七 第五十七条又は第六十五条第一項の認定をしたとき。

八 第六十一条(第六十五条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により認定が効力を失つたことを確認したとき。

九 第六十三条又は第六十五条第三項の規定により認定を取り消したとき。

(指定認定機関の処分等)についての審査請求(第六十九条 この法律の規定による指定認定機関の処分又は不作爲について不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることが出来る。

第十一章 罰則

第二十五条の八を第五十六条とし、同条の次の十條及び章名を加える。  
(試験事業者の認定)

第五十七条 指定商品以外の鉱工業品に係る試験(指定商品以外の鉱工業品が日本工業規格に該当することを明らかにするために必要な試験、分析又は測定をいう。以下単に「試験」という。)の事業を行う者は、省令で定めるところにより、省令で定める区分ごとに、主務大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 試験を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。

二 試験を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

(証明書の交付)

第五十八条 前条の認定を受けた者(以下「認定試験事業者」という。)は、省令で定めるところにより、試験を行ったときは、省令で定める事項を記載し、省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、試験に係る証明書に同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

3 前項に規定するもののほか、認定試験事業者は、試験に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(承認)

第五十九条 認定試験事業者が当該認定に係る事業の全部を譲渡し、又は認定試験事業者につ

いて相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認定試験事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により認定試験事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(届出)

第六十条 認定試験事業者は、当該認定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(認定の失効)

第六十一条 認定試験事業者が当該認定に係る事業を廃止したときは、当該認定は、その効力を失う。

(手数料)

第六十二条 第五十七条の認定を受けようとする者は、政令で定める手数料を納めなければならない。

(認定の取消し)

第六十三条 主務大臣は、認定試験事業者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第五十七条各号の一に適合しなくなつたとき。

二 不正の手段により第五十七条の認定を受けたとき。

(報告徴収及び立入検査)

第六十四条 主務大臣は、必要があると認めるときは、認定試験事業者に対し、その業務に関し

報告をさせ、又はその職員に認定試験事業者の事務所に入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(外国試験事業者の認定等)

第六十五条 外国にある事務所により試験の事業を行う者は、省令で定めるところにより、省令で定める区分ごとに、主務大臣に申請して、その事業が第五十七条各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

2 第五十八条第一項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条までの規定は前項の規定による認定を受けた者(以下「認定外国試験事業者」という。)に、第六十二条の規定は同項の規定による認定に準用する。

3 主務大臣は、認定外国試験事業者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第五十七条各号の一に適合しなくなつたとき。

二 不正の手段により第一項の認定を受けたとき。

三 主務大臣が必要があると認めて認定外国試験事業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 主務大臣が必要があると認めてその職員に認定外国試験事業者の事務所において前条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

五 次項の規定による費用の負担をしないとき。

4 前項第四号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける認定外国試験事業者の負担とする。  
(標章の付してある証明書を付した輸入品の販売)

第六十六条 輸入業者は、第五十八条第一項の標章又はこれと紛らわしい標章の付してある試験に係る証明書を付して、指定商品以外の鉱工業品でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該標章が同項(前条第二項)において準用する場合を含む。)の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

第十章 雑則

第二十五条の七を第五十五条とする。  
第二十五条の六の見出しを、「承認」に改め、同条第一項中「前条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、「ときは」の下に、「省令で定めるところにより、省令で定める区分ごと」を加え、同条第二項を次のように改める。  
2 第四十二条から第四十四条までの規定は前項の規定による承認に、第四十五条から第四十八条まで及び第五十条の規定は同項の規定による承認を受けた者(以下「承認検査機関」という。)に準用する。この場合において、第四十三条第一号中「第二十一条の二第一項又は第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項」とあるのは、「第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項」とあるのと同様とする。

第二十五条の六第三項及び第四項を削り、同条を第五十三条とし、同条の次に次の一条及び章名を付する。  
(承認の取消し等)  
第五十四条 主務大臣は、承認検査機関が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。  
一 前条第二項において準用する第四十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。  
二 前条第二項において準用する第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条又は第四十八条の規定に違反したとき。  
三 前条第二項において準用する第四十六条第一項の認可を受けた検査業務規程によらないで検査を行つたとき。  
四 前条第二項において準用する第四十六条第三項又は第五十条の規定による請求に応じなかつたとき。  
五 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。  
六 主務大臣が、承認検査機関が前各号の一に該当すると認め、期間を定めて検査の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。  
七 主務大臣が必要があると認めて承認検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。  
八 主務大臣が必要であると認めてその職員に承認検査機関の事務所において第五十二条第一項に規定する事項についての検査をさせよと申し渡した場合において、その検査が拒まれ、

妨げられ、又は忌避されたとき。  
九 次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける承認検査機関の負担とする。  
第九章 指定商品以外の鉱工業品  
第二十五条の五の見出しを「指定」に改め、同条第一項中「この項及び次項を」の章に、「認定は」を「指定は」、省令で定めるところにより「改め、同条第二項中「認定は」を「指定は」、省令で定めるところにより」に改め、同条第三項から第七項までを削り、同条を第四十一条とし、同条の次に次の十一条及び章名を加える。  
(欠格条項)  
第四十二条 次の各号の一に該当する者は、第二十一条の二第一項又は第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項の指定(以下「この章において単に「指定」という。))を受けることができない。  
一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者  
二 第五十一条の規定により指定を取り消され、又は第五十四条第一項の規定により承認を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者  
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの  
(指定の基準)  
第四十三条 主務大臣は、指定の申請が次の各号

のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。  
一 第二十一条の二第一項又は第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項の規定による検査(以下第五十一条までにおいて単に「検査」という。)の業務を適確かつ円滑に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。  
二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて省令で定める構成員の構成が検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。  
三 検査の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて検査が不正になるおそれがないものであること。  
四 その指定をすることによつて申請に係る検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。  
(指定の更新)  
第四十四条 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失ふ。  
2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

(事務所の変更の届出)  
第四十五条 指定を受けた者(以下「指定検査機関」という。)は、検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならぬ。

平成九年三月十九日 参議院会議録第十号(その二) 工業標準化法の一部を改正する法律案

(検査業務規程)

第四十六条 指定検査機関は、検査の業務に関する規程(以下「検査業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 検査業務規程で定めるべき事項は、省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした検査業務規程が検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その検査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第四十七条 指定検査機関は、省令で定めるところにより、帳簿を備え、検査の業務に関し省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(業務の休廃止)

第四十八条 指定検査機関は、検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員等の地位)

第四十九条 検査の業務に従事する指定検査機関の役員(法人でない指定検査機関にあつては、当該指定を受けた者)又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第五十条 主務大臣は、指定検査機関が第四十三条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これ

らの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第五十一条 主務大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この章の規定に違反したとき。
- 二 第四十二条各号の一に該当するに至つたとき。
- 三 第四十六条第一項の認可を受けた検査業務規程によらないで検査を行つたとき。
- 四 第四十六条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により指定を受けたとき。

(報告徴収及び立入検査)

第五十二条 主務大臣は、必要があると認めるときは、指定検査機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に指定検査機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第八章 承認検査機関

第二十五条の四の次に次の二章及び章名を加える。

第五章 指定認定機関

(指定)

第二十六条 第十九条第一項及び第二十五条第一項の指定は、省令で定めるところにより、省令で定める区分ごとに、第十九条第一項及び第二

十五条第一項の認定を行おうとする者の申請により行う。

2 第二十五条の二第一項及び第二項の指定は、省令で定めるところにより、省令で定める区分ごとに、同条第一項及び第二項の認定を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。

(欠格事項)

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、第十九条第一項及び第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項及び第二項の指定(以下この章において単に「指定」という。)を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第三十七条の規定により指定を取り消され、又は第四十条第一項の規定により承認を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(指定の基準)

第二十八条 主務大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 第十九条第一項及び第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項及び第二項の認定(以下この章において単に「認定」という。)の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて省令で定める構成員の構成が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 認定の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定が公正になるおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて申請に係る認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の更新)

第二十九条 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

(認定の義務)

第三十条 指定を受けた者(以下「指定認定機関」という。)は、認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定のための審査を行わなければならない。

(事務所の変更の届出)

第三十一条 指定認定機関は、認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

(認定業務規程)

第三十二条 指定認定機関は、認定の業務に関する規程(以下「認定業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認定業務規程で定めるべき事項は、省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした認定業務規程が認定の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その認定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第二十三条 指定認定機関は、省令で定めるところにより、帳簿を備え、認定の業務に関し省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(業務の休廃止)

第二十四条 指定認定機関は、認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員等の地位)

第二十五条 認定の業務に従事する指定認定機関の役員(法人でない指定認定機関にあつては、当該指定を受けた者)又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第二十六条 主務大臣は、指定認定機関が第二十八号第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十七条 主務大臣は、指定認定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消す。

し、又は期間を定めて認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定又は第十九条第三項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二 第二十七条各号の一に該当するに至つたとき。

三 第三十二条第一項の認可を受けた認定業務規程によらないで認定を行つたとき。

四 第三十二条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(報告徴収及び立入検査)

第三十八条 主務大臣は、必要があると認めるときは、指定認定機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に指定認定機関の事務所に入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第六章 承認認定機関

(承認)

第三十九条 第二十五条の二第一項及び第二項の承認は、省令で定めるところにより、省令で定める区分ごとに、同条第一項及び第二項の認定を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る)の申請により行う。

2 第二十七條から第二十九條までの規定は第二十五條の二第一項及び第二項の規定による承認に、第三十條から第三十四條まで及び第三十六條の規定は第二十五條の二第一項及び第二項の規定による承認を受けた者(以下「承認認定機

関」という。)に準用する。この場合において、第二十八條第一号中「第十九條第一項及び第二十五條第一項又は第二十五條の二第一項及び第二項」とあるのは、「第二十五條の二第一項及び第二項」と、第三十二條第三項及び第三十六條中「命ずるところあるのは」と読み替へるものとす。

(承認の取消し等)

第四十条 主務大臣は、承認認定機関が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第二十五條の二第三項において準用する第十九條第三項又は第四項の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第二十七條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条第二項において準用する第三十條、第三十一條、第三十二條第一項、第三十三條又は第三十四條の規定に違反したとき。

四 前条第二項において準用する第三十二條第一項の認可を受けた認定業務規程によらないで認定を行つたとき。

五 前条第二項において準用する第三十二條第三項又は第三十六條の規定による請求に応じなかつたとき。

六 不正の手段により第二十五條の二第一項及び第二項の承認を受けたとき。

七 主務大臣が、承認認定機関が前各号の一に該当すると認めて、期間を定めて認定の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。

八 主務大臣が必要があると認めて承認認定機

関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

九 主務大臣が必要であると認めてその職員に承認認定機関の事務所において第三十八條第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

十 次項の規定による費用の負担をしないとす。

2 前項第九号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る)は、当該検査を受ける承認認定機関の負担とする。

第七章 指定検査機関

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(製造業者等)についての経過措置

第二条 この法律の施行の際現に改正前の工業標準化法(以下「旧法」という)第十九條第一項又は第二十五條第一項の許可を受けている者は、改正後の工業標準化法(以下「新法」という)第十九條第一項又は第二十五條第一項の認定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十五條の二第一項又は第二項の承認を受けている者は、新法第二十五條の二第一項又は第二項の認定を受けたものとみなす。

(検査機関)についての経過措置

第三条 この法律の施行の際現に旧法第二十一條の二第一項(旧法第二十五條第三項)において準

用する場合を含む。以下同じ。又は旧法第二十五条の第二項において準用する旧法第二十一条の第二項の認定を受けている者(以下「旧法による認定検査機関」という。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に新法第二十一条の第二項(新法第二十五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は新法第二十五条の第二項において準用する新法第二十一条の第二項の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第二十一条の第二項又は新法第二十五条の第二項において準用する新法第二十一条の第二項の指定を受けたものとみなされた旧法による認定検査機関に係る新法第二十一条の第二項又は新法第二十五条の第二項において準用する新法第二十一条の第二項の規定による検査に關し新法の規定により認可を必要とする事項については、旧法による認定検査機関は、施行日から六月以内に、その認可の申請をしなければならない。

3 旧法による認定検査機関は、施行日から前項の申請に基づく認可に關する処分があるまでの間は、従前の条件で新法第二十一条の第二項又は新法第二十五条の第二項において準用する新法第二十一条の第二項の規定による検査を行うことができる。

4 前項の規定により新法第五十三条第一項の承

認を受けたものとみなされた旧法による認定検査機関に係る新法第二十五条の第二項において準用する新法第二十一条の第二項の規定による検査に關し新法の規定により認可を必要とする事項については、旧法による認定検査機関は、施行日から六月以内に、その認可の申請をしなければならない。

3 旧法による認定検査機関は、施行日から前項の申請に基づく認可に關する処分があるまでの間は、従前の条件で新法第二十五条の第二項において準用する新法第二十一条の第二項の規定による検査を行うことができる。

5 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相當の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相當の規定によつてしたものとみなす。

2 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつて付された表示であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相當の規定があるものは、新法又はこれに基づく命令の相當の規定によつてしたものとみなす。

7 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案は、右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月十七日

農林水産委員長 真島 一男

参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における森林病虫害等の発生及びその防除の状況にかんがみ、松くい虫被害対策特別措置法の失効に対応して、線虫類を運ぶ松くい虫その他特定のせん孔虫の効果的な防除を図るため、被害木の破砕、焼却等による駆除、樹種転換等の措置を導入するとともに、薬剤による防除を環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に実施するための基準を設ける等の措置を講じようとするものであつて、妥當な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成九年度一般会計予算に計上されている森林病虫害等防除対策費約八十一億千六百万円のうちから支出される。

附帯決議

松は、土砂流出の防止等の国土保全、風致・景観の維持のほか、木材の生産等にも重要な役割を果たし、古くから、国民生活に深く関わつてきた。

しかるに、松林における松くい虫による被害は、なお高い水準で推移しているほか、一旦被害が軽微となつた地域でも、気象の影響等により、被害が再激化することが懸念されている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、松くい虫等による被害に的確に対応できる機動的な防除システムを構築するとともに、次の事項の実現に万端備なきを期すべきである。

一 松くい虫等による異常な被害を早急に終息させるため、地域の被害態様を十分に把握した上で、総合的な被害対策が適切かつ効果的に実施できるよう、国、都道府県、市町村、森林組合等を通じた実施体制をさらに充実・強化するとともに、地域の自主的な取り組みを促進するための支援を強化すること。また、そのために必要な予算を確保し、本法の目的が達成されるよう最大限の努力を行うこと。

二 新しく規定された、森林組合等による他人の土地への立入調査については、森林所有者の権利保護にも十分に配慮しつつ、松くい虫等による被害の早期発見に活用するよう都道府県を指導すること。

三 特別防除の実施手順については、今後とも、松林保全、特別防除等に関心を有する広範な関係者で構成される協議会を開催し、関係者の意見を十分に聴取するとともに、生活環境及び自然環境の保全に配慮して、特別防除を慎重に行つこと。

四 特別防除の実施地域については、住宅、宿泊所その他の家屋及び公園、レクリエーション施設その他の利用者の集まる場所の周辺松林を、原則として、除外すること。

五 特別防除の実施に当たっては、被害状況の把握に努めること。また、被害が発生した場合には、直ちに、特別防除を中止し、その原因究明に努め、適切な措置を講ずるとともに、国家賠償法等に基づき円滑な損害賠償を行うこと。さらに、特別防除の効果のほか、生活環境及び自然環境に及ぼす影響について、引き続き必要な調査を行うこと。

六 将来、松くい虫による被害が低い水準で定着するなど、特別防除を実施する必要がなくなるような条件を整備しつつ、可能な限り伐倒駆除、樹種転換、天敵利用等の方法を選択するとともに、松林の健全化のため適切な森林施業を併せて推進すること。

七 マツノサイセンチュウに対する抵抗性松について、選抜育種の一層の推進及び普及を図るとともに、誘引剤の開発等環境保全に配慮した新防除技術の早急な実用化及び普及を図ること。また、松の枯損メカニズムについて、引き続き徹底究明に努めるとともに、手入れ不足等による松の不健全化や大気汚染、酸性雨などの影響について、十分に調査研究すること。

八 松くい虫以外の病害虫等についても、有効な防除方法を引き続き調査研究するとともに、今後、これによる被害が増加した場合には、機動的かつ弾力的に対策を講ずること。右決議する。

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 齋藤 十朗殿

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「松くい虫、松毛虫その他のこ

心虫類、菌類、バイラス及び獣類であつて政令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 松の枯死の原因となる線虫類(以下「線虫類」といふ)を運ぶ松くい虫(以下「松くい虫」といふ)。

二 樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類であつて、急激にまん延して森林資源に重大な損害を与えるおそれがあるため、その駆除又はまん延の防止につき特別の措置を要するものとして政令で定めるもの(以下「特定せん孔虫」といふ)。

三 前二号に掲げるもののほか、松毛虫その他の昆虫類、菌類、ウイルス及び獣類であつて政令で定めるもの

第二条に次の五項を加える。  
3 この法律において「特定森林」とは、特定樹種(松くい虫に係る場合にあつては松、特定せん孔虫に係る場合にあつては特定せん孔虫の種類)ごとに政令で定める樹種をいう。以下同じ)からなる森林をいう。

4 この法律において「高度公益機能森林」とは、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二

十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された特定森林及びその他の公益的機能が高い特定森林であつて特定樹種以外の樹種からなる森林によつては当該機能を確保することが困難なものであるとして政令で定める特定森林をいう。

5 この法律において「被害拡大防止森林」とは、松くい虫又は特定せん孔虫(以下「松くい虫等」といふ)の被害対策を緊急に行わないとすれば、松くい虫が運ぶ線虫類又は特定せん孔虫(以下「特定原因病害虫」といふ)により当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に著しく拡大することとなると認められる特定森林(高度公益機能森林を除く)をいう。

6 この法律において「特別伐倒駆除」とは、松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び破砕(省令で定める基準に従うものに限る。以下同じ)又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む)をいう。

7 この法律において「樹種転換」とは、特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するために行う特定原因病害虫により被害が発生している特定森林の特定樹種以外の樹種又は特定原因病害虫により枯死するおそれのない特定樹種からなる森林への転換をいう。

第三条第一項中「且つ」を「かつ」に、「左の各号」を「次に」に改め、同項第一号中の「附着している樹木」を「附着している樹木」に、「その附着」を「その付着」に改め、同項第二号中の「附着」を「付着」に改め、同項第三号中の「附着している樹木」を「付着している樹木」に、「その附着」を「その付着」に改め、同項第五号及び第六号中の「附着」を「付着」に改め、同条第九項中「第一項の下に」か

ら第三項までを加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第一項の下に」から第三項までを加え、「左」を「次に」に改め、同項第一号中「又は第六号に掲げる」を「若しくは第六号、第二項又は第三項の規定による」に、「左の」を「次の」に改め、同号イ中「第三項各号」を「第五項各号」に改め、同項第二号中「掲げる命令」を「規定する命令」に、「第三項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項ただし書を」第五項ただし書に、「又は第六号に掲げる」を「若しくは第六号、第二項又は第三項の規定による」に、「同項」を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第六項とし、同条第三項中「第一項の下」から第三項までを加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に、「こえな」を「超えない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 農林水産大臣は、松くい虫等が異常にまん延して森林資源たる特定森林に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、前項の規定によるほか、早期に、かつ、徹底的に、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要な限度において、区域及び期間を定め、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、特別伐倒駆除を命ずることが出来る。

3 農林水産大臣は、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、第二項第一号の規定による命令(松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び薬剤による防除に係るものに限る。)又は前

項の規定による命令をするに際し、又は命令をした後において、特定原因病虫害により当該特定森林に発生している被害の状況からみて、これらの命令のみによつては早期に、かつ、徹底的に、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、その必要の限度において、これらの命令の区域及び期間の範囲内で区域及び期間を定め、当該特定森林を所有し、又は管理する者に對し、松くい虫等が附着しているおそれがある樹木(枯死しているものに限る。)の伐倒及び薬剤による防除(以下「補完伐倒駆除」という。)を命ずることができる。

第四条第一項中「又は第六号に掲げる」を「若しくは第六号、第二項又は第三項の規定による」に、「行なわない」を「行わない」に、「行なつても」を「行つても」に、「行なう」を「行つ」に改める。

第四条の二中「第三条第一項の下」に「第三項まで」を加え、「行なう」を「行つ」に改める。

第五条第二項中「前項」を「第三項」に、「第三項」を「第五項」に改め、「第三項第五項から第十項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、前項の規定によるほか、その必要の限度において、区域及び期間を定め、高度公益機能能森林又は被害拡大防止森林につき、当該特定森林を所有し、又は管理する者に對し、特別伐倒駆除を命ずることができる。

3 都道府県知事は、高度公益機能能森林又は被害拡大防止森林につき、第一項の規定による命令

(松くい虫等が附着している樹木の伐倒及び薬剤による防除に係るものに限る。)又は前項の規定による命令をするに際し、又は命令をした後において、特定原因病虫害により当該特定森林に発生している被害の状況からみて、これらの命令のみによつては松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、その必要の限度において、これらの命令の区域及び期間の範囲内で区域及び期間を定め、当該特定森林を所有し、又は管理する者に對し、補完伐倒駆除を命ずることができる。

第七条の次に次の十一項を加える。

(防除実施基準)

第七条の二 農林水産大臣は、薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に關する基準(以下「防除実施基準」という。)を定めなければならない。

2 防除実施基準においては、特別防除(森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため航空機を利用して行う薬剤による防除をいう。以下同じ。)を行うことのできる森林に關する基準、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に關する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に關する事項その他森林病虫害等の薬剤による防除に關する基本的な事項を定めるものとする。

3 前項に規定する特別防除を行うことのできる森林に關する基準は、当該森林の存する地域の

自然環境及び生活環境に對する特別防除による影響に配慮し、国内希少野生動物種絶滅の恐れのある野生動物種の種の保存に關する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第三項に規定する国内希少野生動物種をいう。)、天然記念物(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第六十九条第一項の規定により指定された天然記念物をいう。))等の貴重な野生動物種の生存する森林その他の森林で特別防除を行うことが適当でないことと認められるものが明確になるように定めなければならない。

4 農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県防除実施基準)

第七条の三 都道府県知事は、前条第五項の規定による通知を受けた場合において、当該都道府県の区域内にある民有林(森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。以下同じ。)において薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われ

ることを確保するため必要があると認めるときは、防除実施基準に従つて、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に關する基準(以下「都道府県防除実施基準」という。)を定め、又はこれを變更しなければならない。

2 都道府県防除実施基準においては、防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に關する基準に適合する森林に關する事項、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に關する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に關する事項その他森林病虫害等の薬剤による防除に關する事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴くとともに、農林水産大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを變更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(薬剤の安全かつ適正な使用等)

第七条の四 特別防除を行う者は、防除実施基準及び都道府県防除実施基準に従つて、自然環境及び生活環境の保全に配慮し、薬剤の安全かつ適正な使用を確保するとともに、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないように必要な措置を講ずるものとし、地域住民等関係者の理解と協力が得られることとなるように努めるものとする。

(高度公益機能能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)

第七条の五 都道府県知事は、特定原因病虫害により当該都道府県の区域内にある特定森林に発生している被害の状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することによ



り、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があるとき、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならぬ。

2 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更については、第七条の第三項及び第四項の規定を準用する。

(樹種転換促進指針)

第七条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林において樹種転換を促進するための指針(以下「樹種転換促進指針」という。)を定めなければならない。

2 樹種転換促進指針においては、樹種転換に係る施策に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他樹種転換の実施の指針となるべき事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。

4 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならぬ。

(森林組合等に対する樹種転換に関する助言等) 第七条の七 都道府県知事は、高度公益機能森林

を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、樹種転換促進指針に即して、森林組合又は森林整備法人(分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第九条第二号に掲げる森林整備法人をいう。)に対し、これらの者が行う樹種転換に関する規程の設定その他の樹種転換の促進に資する措置に關し必要な助言、指導及び勧告をすることができ

(樹種転換を特に促進すべき特定森林の公表)

第七条の八 都道府県知事は、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、樹種転換促進指針に即して、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、樹種転換を実施することを特に促進すべき特定森林を選定し、これを公表することができる。この場合において、都道府県知事は、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、施策その他必要な事項に關し助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(地区防除指針) 第七条の九 都道府県知事は、第七条の五第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林と併せて松くい虫等の被害対策を行う必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林であつて次条第一項の地区実施計画の対象となるものにつき、当該特定森林を所有し、又は管理する者が行うべき松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止のために必要な措置(以下「自主防除措置」という。)に關

する指針(以下「地区防除指針」という。)を定めなければならない。

2 地区防除指針においては、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林であつて、その位置及び規模からみて、当該特定森林を所有し、又は管理する者が自主防除措置を的確に行わないとすれば、特定原因病害虫により当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に拡大するおそれがあると認められるものに関する基準その他次条第一項の地区実施計画の指針となるべき事項(第七条の三第二項の規定により都道府県防除実施基準において定め

ることとされている事項及び第七条の六第二項の規定により樹種転換促進指針において定めることとされている事項を除く。)を定めるものとする。

(地区実施計画)

3 地区防除指針については、第七条の六第三項及び第四項の規定を準用する。

第七条の十 前条第二項の基準に適合する特定森林がその区域内にある市町村は、同条第三項において準用する第七条の六第四項の規定による通知を受けた場合において、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、地区防除指針(薬剤による防除に関する事項にあつては都道府県防除実施基準、樹種転換に関する事項にあつては樹種転換促進指針)に即して、その区域内にある当該基準に適合する特定森林につき、自主防除措置の実施に關する計画(以下「地区実施計画」という。)を定め、又はこれを変更しなければならぬ。

2 地区実施計画においては、その対象となる特定森林の区域及び当該特定森林についての自主防除措置の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

3 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その対象となる特定森林を所有する者の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

4 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬ。

(地区実施計画の遵守)

第七条の十一 地区実施計画の対象となる特定森林を所有し、又は管理する者は、地区実施計画に即して自主防除措置を実施するよう努めなければならない。

2 市町村長は、前項に規定する者が自主防除措置を実施していないと認める場合において、地区実施計画の達成上必要があるときは、その者に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

(国の機関及び関係地方公共団体の連携) 第七条の十二 国有林(森林法第二条第三項に規定する国有林をいう。)である特定森林を所管する国の機関及び関係地方公共団体は、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため、相互に連携を図り、松くい虫等の被害対策が調和を保ちつつ行われるよう努めなければならない。

第八条第一項中「第三条第一項」及び「第五条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「前条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「第六

号」の下に、「第二項若しくは第三項を加え、「前条第一項」を「第七條第一項」に改め、「伐倒の下に」、「破砕又は炭化」を加え、「行なう」を「行う」に、「枝条」を「樹木、枝条」に、「前条第二項」を「第七條第二項」に改める。

第十條中「第五條第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「同條第二項」を「同條第四項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十一條の次に次の一條を加える。  
(森林組合等による調査のための立入り)  
第十一條の二 森林組合若しくは森林組合連合会又は森林病虫害等の防除の促進を行うことを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人以下「森林組合等」という。は、都道府県知事の委託を受けて森林病虫害等の発生状況に関する調査を行うため必要があるときは、その必要の限度において、当該調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の場合においては、森林組合等は、あらかじめその旨をその土地の占有者に通知しなければならない。  
3 第一項の場合においては、同項の調査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

4 都道府県は、第一項の規定による立入りにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。  
第十三條中「五十万円」を「百万円」に改める。  
第十四條中「三十万円」を「五十万円」に改める。  
第十五條中「十万円」を「三十万円」に改め、同条

第二号中「検査」の下に「又は収去」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第三條第二項若しくは第三項又は第五條第二項若しくは第三項の規定による命令に違反した者

附則

(施行期日)  
第一條 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(松くい虫被害対策特別措置法の失効に伴う経過措置)  
第二條 松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)附則第二項の規定による失効前の同法(以下「旧特別措置法」という。)第四條第一項に規定する都道府県実施計画において定められている同條第二項第一号の二に掲げる高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の区域は、この法律による改正後の森林病虫害等防除法(以下「新防除法」という。)第七條の五第一項の規定により新防除法第二條第一項第一号に規定する松くい虫について指定された高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の区域とみなす。

第三條 この法律の施行前に旧特別措置法第五條第一項の規定により都道府県知事が行った特別防除に係る国の補助及び分担金の徴収については、なお従前の例による。  
2 この法律の施行前に旧特別措置法第九條の二第一項の規定により都道府県知事が行った緊急伐倒駆除に係る国の補助及び分担金の徴収については、なお従前の例による。

第四條 前一條に規定するもののほか、旧特別措

置法の規定によりした特別伐倒駆除又は補完伐倒駆除に係る処分、手続その他の行為は、新防除法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

審査報告書

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月十七日  
農林水産委員長 真島 一男  
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

要領書の理由

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、地域林業の中核的な担い手として森林整備、山村経済の活性化等に貢献してきた森林組合が、厳しい経営環境にあることにかんがみ、事業の多角化、組合の執行体制の強化等経営基盤強化に向け必要な措置を講じるとともに、合併及び事業経営計画の提出期限を延長して広域合併による規模拡大を促進しようとするものであって、妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用  
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

最近における我が国森林・林業をめぐる情勢には、木材価格の低迷、製材輸入の増加、林業労働力の減少・高齢化等極めて厳しいものがあり、こ

のまま推移すれば、木材資源の供給能力の低下、地域経済の低迷を助長するだけでなく、森林施業の停滞により森林の持つ公益的機能の發揮にも支障を来すことにもなりかねない。

このため、昨年成立した林野三法により、林業経営基盤の強化、労働力の確保・育成、木材安定供給体制の整備等を図り、現在、林業の再生と森林の適切な維持・管理に向け、関係者の懸命の努力がなされているところである。  
よって政府は、「緑と水」の源泉である森林の適切な整備と林業・木材産業の活性化を図るための施策を積極的に推進するとともに、本法の施行に当たっては、森林組合がその経営基盤を強化し、地域林業の中核的な担い手として森林の保全の推進と山村経済の振興に一層大きな役割を果たすことができるよう、次の事項の実現に万道漏なきを期すべきである。

一 森林組合の事業範囲の拡大に当たっては、それぞれの地域において森林組合が当該事業に取り組む必要性、将来性を明確にするとともに、関係者との協調・連携の下に、流域一体となった積極的な事業展開が図られるよう指導すること。  
二 森林組合の経営管理体制の整備に当たっては、その趣旨を森林組合系統組織に十分周知徹底するとともに、今後、多角的事業展開等積極的経営を推進するため、専門知識、ノウハウ、経験を有する学識経験者等の理事への積極的登用、役員の高質の一層の向上により、経営の活性化・安定化が図られるよう指導すること。  
三 森林組合の合併の推進に当たっては、組合員

の意志を十分尊重し、財務状況、事業内容等組合の実情、地域の実態に即した合併が行われる

よう指導に努めること。また、合併後において従来以上に地域との密接な関係が維持されるよう指導すること。

四 森林組合への施業委託が増加することが予想される中において、森林組合の作業班の高齢化が急速に進行している実態にかんがみ、新規就業者の確保のための施業を推進するとともに、就業者の労働条件の改善や福祉の向上に努めること。また、作業の効率化の観点から、森林組合における高性能林業機械の必要性が高まっている現状に対処して、その導入の推進に努めること。

五 森林組合が健全な発展を果たすためには、その自主的努力が一層重要となってくることにかんがみ、森林組合系統の運動を促進するよう努めること。  
右決議する。

森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよって国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案

森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案

(森林組合法の一部改正)

第一条 森林組合法(昭和五十二年法律第三十六

号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十二条」を「第八十二条の二」に改める。

第九条第二項第三号中「及び林産物以外の森林の産物」を「その他の物資」に、「含む」を「含み、次号に掲げるものを除く」に改め、同項第五号中「又は育成」を「若しくは育成又は」に改め、「その他の」の下に「組合員の行う事業又はその生活に必要な」を加え、同条第八項中「次項」を「第十項」に、「その組合員以外」を「その組合員(以下この条において「組合員等」という。)以外」に、「組合員並びに他の組合及びその組合員」を「組合員等が」に改め、同条第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 第一項第二号及び第二項第六号に掲げる事業を行う組合であつて、当該組合における森林の施業に係る施設の利用の状況、当該組合の地区に係る流域内における森林所有者の組合への加入及び森林の整備の状況等からみて、組合の施設の効率的な利用による森林の整備を促進するため、前項ただし書に規定する限度を超えて組合員等以外の者に次に掲げる事業を利用させることが必要かつ適当であるものとして行政庁の指定するものは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員等以外の者の利用する当該事業の分量の額が、その事業年度における組合員等の利用する当該事業の分量の額に百分の二百以内において政令で定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、組合員等以外の者に当該事業を利用させることができる。

一 第一項に掲げる事業

二 第二項第三号及び第十号に掲げる事業であつて、第一項第二号に掲げる事業と併せ行うもの(第二項第三号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。)

第三十一条第三項中「第五十三条」を「第六十条の二第三項」に改める。

第四十七条を削る。

第四十八條第三項後段を削り、同条に次の二項を加え、同条を第四十七條とする。

4 理事が第五十条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

5 商法第二百六十六條第二項、第三項及び第五項の規定は、第二項の理事の責任について準用する。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(理事会の職務)

第四十六條 理事会は、組合の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

第四十八條を次のように改める。

(理事と組合との契約)

第四十八條 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八八條の規定は、適用しない。第四十九條から第五十四條までを削る。

第五十五条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第二項中「総会」の下に「及び理事会」を加え、同条第四項中「債権者は」の下に「いつても、理事に対し」を、「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第五十五条を第四十九條とする。

第五十六條の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第一項中、「財産目録を削り、同条第三項中「債権者は」の下に「いつても、理事に対し」を、「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第五十六條を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(監事の兼職禁止)

第五十一條 監事は、理事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

第五十七條第四項中「第五十一条及び第五十二条」を「第五十九條第二項及び第六十条」に改め、同条を第五十二條とし、同条の次に次の二条を加える。

(行政庁による仮理事の選任又は総会の招集)  
第五十三條 役員職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事を選任し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙し、若しくは選任させることができる。

2 第六十条の二の規定は、前項の総会の招集について準用する。

(役員等)についての商法等の準用)

第五十四条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十六條第三項、第二百五十八條第一項及び第二百六十七條から第二百六十八條ノ三までの規定は理事及び監事について、民法第五十五條並びに商法第二百六十一條、第二百六十二條、第二百六十九條及び第二百七十二條の規定は理事について、第四百七十七條第一項から第三項まで並びに同法第二百七十四條、第二百七十四條ノ二、第二百七十五條から第二百七十五條ノ四まで及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二までの規定は監事について、同法第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三並びに第二百六十條ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「森林組合法、本法」と、同法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項並ニ森林組合法第五十三條第一項」と読み替へるものとす。

第五十八條を削る。

第五十九條の前の見出しを削り、同条第二項中「理事の過半数で」を「理事会の議決により」に改め、同条を第五十五條とし、同条の前に見出しとして「(参事及び会計主任)」を付する。

第六十条第三項中「理事」を「理事会」に改め、同条を第五十八條とし、同条の次に次の五條を加える。

(競争関係にある者の役員等への就任禁止)  
第五十七條 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業(その組合の組合員の営む林業及びその組合が直接又は間接にその構成員となつてゐる森林組合連合会の行う事業を除く。)を営む者(その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者)は、その組合の理事、監事、参事又は会計主任になることができない。

(総会の招集)

第五十八條 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十九條 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、總會の招集を請求したときは、理事会は、その請求があつた日から二十日以内に臨時總會を招集すべきことを決しなければならぬ。

第六十条 理事の職務を行う者がなるとき、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに總會招集の手続をしないときは、監事は、總會を招集しなければならない。

(組合員に対する通知)

第六十条の二 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場

所を組合に通知したときは、その場所にあつた時に、到達したものとみなす。

3 總會招集の通知は、その總會の日の十日前までに、その會議の目的たる事項を示してしなければならない。

第六十四條中「並びに商法」の下に「第二百三十一條、第二百三十七條ノ三、」を加え、「これらの規定中監査役に関する部分を除く。」を削り、「あるのは「森林組合法第五十三條」と、「あり、及び」に、「森林組合法第五十三條」と読み替へるを、「森林組合法第六十条の二第三項」と読み替へる」に改める。

第六十六條第一項中「作成しなければならない」を「作成し、かつ、組合の債権者の閲覧に供するたため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ」に改める。

第六十七條第三項中「監査役に関する部分を除く。」を削る。

第七十七條第八項中「並びに商法」の下に「第二百三十七條ノ三、」を加え、「これらの規定中監査役に関する部分を除く。」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、第三十一條第四項中「前項」とあるのは「第七十七條第七項」と、同法第二百三十七條ノ三中「取締役及監査役」とあるのは「発起人及定款作成委員」と、同法第二百四十二條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セス」とあるのは「森林組合法第七十七條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セス」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役

役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとす。

(設立についての商法の準用)  
第八十二條の二 商法第四百二十八條の規定は、組合の設立について準用する。

第八十九條の前の見出しを削り、同条に次の一項を加える。  
2 清算人は、前項の承認を得た後遅滞なく、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しなければならない。

第八十九條を第九十条とし、同条に見出しとして「(清算事務)」を付する。  
第八十八條第二項中「第八十三條第六項」を「第八十三條第七項」に、「民法第七十五條」を「商法第四百七十七條第二項」に改め、同条を第八十九條とし、第八十七條の次に次の一項を加える。

(合併についての商法及び非訟事件手続法の準用)  
第八十八條 商法第四百條第一項及び第三項、第五百條、第六條、第八條から第十一條まで並びに第四百十五條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十五條ノ八の規定は、組合の合併について準用する。

第九十一條及び第九十二條を次のように改める。  
第九十一條 削除

(解散及び清算についての商法等の準用)  
第九十二条 商法第百十六條、第百二十四條、

第百二十五條、第百二十九條第二項及び第三項、第百三十一條、第四百十七條第二項、第四百十八條、第四百二十一條から第四百二十四條まで、第四百二十六條並びに第四百二十七條並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條から第百三十八條まで並びに第百三十八條ノ三の規定は組合の解散及び清算について、第四十六條から第五十一條まで、第五十七條、第五十九條第二項及び第六十條並びに商法第百五十四條第三項、第百五十四條ノ二、第百五十八條から第百五十九條ノ三まで、第百六十條ノ二、第百六十條ノ三、第百六十條ノ四第一項及び第二項、第百六十一條、第百六十七條から第百六十九條まで並びに第百七十二條の規定は組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第五十條第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」と、同法第百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「森林組合法、本法」と、同法第百四十七條第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第八十九條第一項」と、同法第百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員(准組合員ヲ除ク)ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タ

ル組合員(准組合員ヲ除ク)」と読み替へるものとする。  
第九十八條の次に次の一條を加える。  
(理事と組合との契約等)

第九十八條の二 組合が理事と契約するとき、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

2 第四十二條第二項及び第三項、第四十三條、第四十四條第三項から第八項まで、第四十五條、第四十九條から第五十二條まで、第五十五條から第五十七條まで、第五十九條第二項、第六十條、第六十條ノ二、第六十一條(第一項第四号及び第五号を除く)、第六十二條、第六十三條、第六十五條、第六十六條、第六十七條、第六十八條第一項から第三項まで、第七十條、第七十二條並びに第七十三條、民法第六十條、第六十一條第一項及び第六十四條並びに商法第百四十三條、第二百四十四條第一項及び第二項、第二百四十七條から第二百四十九條まで、第二百五十一條並びに第二百五十二條の規定は組合の管理について、第四十七條第一項から第三項まで並びに同法第百五十四條第三項、第百五十六條第三項及び第百五十八條第一項の規定は理事及び監事について、第四十七條第四項並びに民法第百四十四條第一項、第五十二條第二項及び第五十三條から第五十六條までの規定は理事について、同法第五十九條及び商法第百二十七條第八條の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九

條第二項中「總會及び理事会」とあるのは「總會」と、第五十五條第二項中「理事会の議決により」とあるのは「理事の過半数で」と、第五十六條第三項及び第五十九條第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、第五十七條中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第六十一條第一項第七号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第八号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第六十七條第三項中「商法第百八十條」とあるのは「商法第百八十條(監査役に関する部分を除く。）」と、第七十二條中「第二十二條から第二十二條まで及び第六十八條から前条まで」とあるのは「第九十九條並びに第百條第二項において準用する第六十八條第一項から第三項まで及び第七十條」と、民法第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官」とあるのは「行政庁ハ利害關係人」と、同法第六十四條中「第六十二條」とあり、及び商法第百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「森林組合法第百條第二項ニ於テ準用スル同法第六十條ノ二第三項」と、同法第百四十七條第一項中「取締役又ハ監査役」とあるのは「又ハ理事」と、同法第百四十九條第一項(同法第百五十二條において準用する場合を含む。中)「取締役又ハ監査役」とあるのは「理事」と読み替へるものとする。

3 第三十一條第一項本文及び第四項から第六項まで、第六十二條第二項及び第三項、第七十四條から第七十六條まで、第七十七條第一項から第七項まで並びに第七十八條から第八十二條まで並びに商法第百四十三條、第二百四十四條第一項及び第二項、第二百四十七條から第二百五十二條の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。))は、組合の設立について準用する。この場合において、第三十一條第四項中「前項」とあるのは「第百條第三項において準用する第七十七條第七項」と、第七十四條及び第七十六條第二項中「十人」とあるのは「五人」と、同法第百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セス」とあるのは「森林組合法第百條第三項ニ於テ準用スル同法第七十七條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セス」と、同法第百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。

第百條第四項中「第八十八條第一項及び第八十九條から第九十二條まで」と「第八十九條第一項及び第九十條第一項、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで、商法第百三十一條及び第四百二十七條第一項並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條並びに第百三十八條」に、「十人未満」を「十人」に、「五人未満」を「五人」に改め、「議決しなければならぬ」との下に、「民法第七十五條中「前条」とあるのは「森林組合法第百條第四項ニ於テ準用スル同法第八十九條第一項」とを加える。  
第百一條第一項第五号中「及び林産物以外の森林の産物」を「その他の物資」に、「合心」を「合

み、次号に掲げるものを除く」に改め、同項第七号中「又は育成」を「若しくは育成又は」に改め、「その他」の下に「所属員の行う事業に必要なを加え、同条第七項中「次項」を「第九項」に、「その所属員以外」を「その所属員(以下この条において「所属員等」という。)以外」に、「所属員並びに他の連合会及びその所属員が」を「所属員等が」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項第一号の二及び第八号に掲げる事業を行う連合会であつて、当該連合会における森林の施業に係る施設の利用の状況、当該連合会の地区に係る流域内における森林所有者の森林組合への加入及び森林の整備の状況等からみて、連合会の施設の効率的な利用による森林の整備を促進するため、前項ただし書に規定する限度を超えて所属員等以外の者に次に掲げる事業を利用させることが必要かつ適当であるものとして行政庁の指定するものは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における所属員等以外の者の利用する当該事業の分量の額が、その事業年度における所属員等の利用する当該事業の分量の額に百分の二百以内において政令で定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、所属員等以外の者に当該事業を利用させることができる。

一 第一項第一号から第二号までに掲げる事業及びこれらの事業に附帯する事業

二 第一項第五号及び第十二号に掲げる事業であつて、同項第一号の二に掲げる事業と併せ行うもの(同項第五号に掲げる事業に

あつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。)

第百八条の次に次の二条を加える。  
(解散事由)

第百八条の二 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
  - 二 連合会の合併
  - 三 連合会の破産
  - 四 定款で定める存立時期の満了
  - 五 第百十四条の規定による解散の命令
  - 六 会員(准会員を除く。以下この条及び次条(第一項第一号を除く。)において同じ。)がいなくなつたこと。
  - 七 会員が一人になつたこと(当該会員が生産森林組合である場合に限る。)
- 2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第七十八条第二項、第七十九条第二号を除く。及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。
- 4 会員が一人になつた連合会であつて当該会員が森林組合又は連合会(次条第一項において「森林組合等」という。)であるものは、第一項第一号から第六号までに掲げる事由によるほか、次に掲げる事由によつて解散する。
- 一 次条の規定による権利義務の承継があつたこと。
  - 二 次条第二項において準用する第八十四条第二項の認可の申請につき不認可の処分があつたこと。
  - 三 次条第三項の期間内に同条第二項におい

て準用する第八十四条第二項の認可の申請がなかつたこと。

5 連合会は、第一項第六号若しくは第七号又は前項第三号に掲げる事由によつて解散したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

6 第一項第一号第十三号に掲げる事業及びこれに附帯する事業のみを行う森林組合連合会にあつては、第一項及び第四項に掲げる事由によるほか、第百九条第一項において準用する第九十九条第一項の承認の取消しによつて解散する。

(連合会の権利義務の包括承継)

第百八条の三 会員が一人になつた連合会の会員たる森林組合等は、会員が一人になつた連合会の権利義務(当該連合会がその行う事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該連合会が出資連合会である場合において、その会員に准会員があるとき。
- 二 当該森林組合等の当該連合会に対して有する持分が第三者の権利の目的となつているとき。

2 前項の規定による権利義務の承継については、第六十三條、第八十四条及び第八十六条の規定を準用する。

3 前項において準用する第八十四条第二項の認可の申請は、当該連合会の会員が一人になつた日から六月以内になければならぬ。

4 第一項の規定による権利義務の承継があつたときは、被承継人たる連合会は、その時に消滅する。

第百九条第三項中「第四十七條まで、第四十九條から第六十條まで」を「第五十六條まで、第五十八條から第六十條の二まで」に改め、同条第四項中「第八十二條まで」を「第八十二條の二まで」に、「十人以上」を「十人」に、「二人以上」を「一人」に改め、同条第五項中「第八十三條(第四項を除く。及び」を削り、「第九十二條まで」を「第九十條まで及び第九十二條」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第八十五條第三項中「第四十四條第九項本文」とあるのは「第百五条本文」と、第八十九條第一項中「及び破産」とあるのは、「破産及び第百八条の二第四項第一号に掲げる事由」と読み替へるものとする。

第百十四條の次に次の一項を加える。

(解散命令の通知の特例)

第百十四條の二 行政庁は、組合の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が知れないときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができるとする。

2 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

第百九條第一項中「含む。」の下に「又は第百八條の三第一項」を加える。

第百二十一條第一項中「十萬元」を「二十萬元」に改める。

第二百一十二條第一項中「十万円を二十万円」に改め、同項第九号及び第十号を削り、同項第十一号中第五十五條第一項若しくは第二項若しくは第五十六條第一項を、第四十九條第一項若しくは第二項若しくは第五十條第一項に、「第五十五條第四項若しくは第五十六條第三項」を「第四十九條第四項若しくは第五十條第三項」に改め、「閲覧」の下に「若しくは謄写を加え、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 第五十一條(第百條第二項及び第百九條第三項)において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

第二百一十二條第一項第十二号中、第五十七條第五項又は第六十條第四項を、第五十二條第五項又は第五十六條第四項に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の三号を加える。

十二 第五十四條(第百九條第三項)において準用する場合を含む。次号において同じ。において準用する商法第二百七十四條第二項又は第二百七十五條の規定による調査を妨げたとき。

十二の二 第五十四條若しくは第九十二條(第百九條第五項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。において準用する商法第二百六十條ノ四第一項若しくは第二項の規定、第六十四條(第百九條第三項)において準用する場合を含む。、第七十七條第八項(第百九條第四項)において準用する場合を含む。若しくは第百條第二項若しくは第三項において準用する同法第二百四十四條第一項若しくは第二項の規定、第九十條第一項(第百條第四項)及び第

百九條第五項において準用する場合を含む。の規定又は第九十二條若しくは第百條第四項において準用する同法第四百二十七條第一項の規定に違反して議事録、財産目録、貸借対照表若しくは決算報告書を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十二の三 第五十八條(第百九條第三項)において準用する場合を含む。の規定、第五十九條第二項若しくは第六十條(これらの規定を第五十二條第四項(第百條第二項)及び第百九條第三項)において準用する場合を含む。、第百條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。の規定又は第百條第二項において準用する民法第六十條の規定に違反したとき。

第二百一十二條第一項第十三号中「又は」を削り、「合併」の下に「を」とし、又は第百八條の第三項において準用する第八十四條第四項において準用する第六十六條若しくは第六十七條第二項の規定に違反して出資組合に係る承継を加え、同項第十六号中「含む。」の下に「又は第百八條の二第五項」を加える。

第二百一十二條第一項第十七号から第二十一号までを次のように改める。  
 第十七 第九十二條において準用する商法第二百四十四條第三項又は第百條第四項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。  
 第十八 第九十二條において準用する商法第二百四十四條第三項若しくは第百條第四項において準用する民法第八十一條第一項、第九

十二條において準用する商法第四百二十一条第一項又は第百條第四項において準用する民法第七十九條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。  
 十九 第九十二條又は第百條第四項において準用する商法第三百二十一条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。  
 二十 清算の結了を遅延させる目的をもつて第九十二條において準用する商法第四百二十一条第一項又は第百條第四項において準用する民法第七十九條第一項の期間を不当に定めたとき。

二十一 第九十二條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をし、又は第百條第四項において準用する民法第七十九條第一項の期間内に債権者に弁済したとき。  
 第二百一十二條第二項中「第四十八條を」第五十七條に、「十万円を二十万円」に改め、同條第三項中「十万円を二十万円」に改め、第二百二十三條中「五万円を十万円」に改める。

(森林組合合併助成法の一部改正)  
 第二条 森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第一項第七号中「三事業年度」を「五事業年度」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。  
 七 合併後の組合に係る雇管理の改善に関する計画

第三条第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。  
 第四条第二項中第四号を第五号とし、第三号

の次に次の一号を加える。

四 合併後の組合の事業経営に関する計画が、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第四條第一項に規定する基本計画に照らして適切なものであり、かつ、同法第五條第三項第四号の政令で定める基準に適合するものであると認められること。

第五条の次に次の一条を加える。  
 (林業労働力の確保の促進に関する法律の特例)  
 第六条 組合が第四條第二項の規定に係る合併及び事業経営計画に従い合併した場合において、合併後存続する組合が林業労働力の確保の促進に関する法律第五條第一項の規定を受けていないとき、又は合併によつて組合を設立するときは、当該合併に係る合併後の組合は同項の規定を単独で受けた同法第七條第一項に規定する認定事業主と、当該合併及び事業経営計画は同法第六條第二項に規定する認定計画とみなして、同法の規定を適用する。

2 組合が第四條第二項の規定に係る合併及び事業経営計画に従い合併した場合において、合併後存続する組合が当該合併前に単独で林業労働力の確保の促進に関する法律第五條第一項の規定を受けており、かつ、当該合併及び事業経営計画が当該認定に係る同項の計画(同法第六條第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)の内容と異なる内容のものであるときは、当該組合は、当該認定計画について、同法第六條第一項の規定による変更の認定を受けたものとみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(森林組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の森林組合法(以下「新森林組合法」という。)の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、同条の規定による改正前の森林組合法(以下「旧森林組合法」という。)によって生じた効力を妨げない。

2 この法律の施行の際現に存する森林組合及び森林組合連合会(以下「組合」という。)の理事、監事又は清算人については、この条に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行後最初に招集される通常総会(総代会を含む。以下同じ。)の終了前は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する組合の理事、監事又は清算人については、新森林組合法第五十四条(新森林組合法第九十九条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第九十二条(新森林組合法第九十九条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四条ノ二第一号及び第二号の規定は、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。ただし、この法律の施行後に新森林組合法第五十四条又は第九十二条において準用する商法第二百五十四条ノ二第一号又は第二号に該当することとなつたものについては、これらの規定を適用する。

4 この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者に係る理事、監事及び清算人の資格に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

5 新森林組合法第六十六条第一項(新森林組合法第八十四条第四項、第百零二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に議決される出資一口の金額の減少又は合併について適用し、この法律の施行前に議決された出資一口の金額の減少又は合併については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に組合の設立があつた場合においては、その設立の無効の訴えに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

7 この法律の施行前に組合の合併があつた場合においては、その合併の無効の訴えに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

8 この法律の施行の際現に存する組合の清算人で旧森林組合法第八十九条の承認を得たものについての新森林組合法第九十条第二項(新森林組合法第九十九条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、新森林組合法第九十条第二項中「前項の承認を得た後」とあるのは、「森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律平成九年法律第九号」の施行後最初に招集される通常総会の終了後」とする。

9 この法律の施行の際現に存する組合の清算人でこの法律の施行後最初に招集される通常総会の終了前に就職したものについては、新森林組合法第九十二条において準用する商法第四百八十八条の規定の適用については、同条中「其ノ就職ノ日」とあるのは、「森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律平成九年法律第九号」の施行後最初に招集される通常総会(森林組合法併助成法の一部改正に伴う経過措置)

法第九十二条において準用する商法第四百八十八条の規定の適用については、同条中「其ノ就職ノ日」とあるのは、「森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律平成九年法律第九号」の施行後最初に招集される通常総会(森林組合法併助成法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二項の規定による改正後の森林組合併助成法(以下「新合併助成法」という。)第三項第一項及び第四項第二項の規定は、この法律の施行後に新合併助成法第二項の規定により提出される合併及び事業経営計画について適用し、この法律の施行前に第二項の規定による改正前の森林組合併助成法第二項の規定により提出された合併及び事業経営計画については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第二項及び第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項、第十八条第七項及び第二十三条第十六項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)

第六条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十二条第二項の規定に基づいて森林組合が行つている同条第一項に規定する事業は、新森林組合法第九十九条第二項第五号に掲げる事業に該当するものとみなす。

(政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

内航海運組合法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月十七日

運輸委員長 直嶋 正行  
参議院議長 齋藤 十朗殿



要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における物流の効率化等の要請に対応し、内航海運送の用に供される船舶の近代化を図るため、資金調達能力が不十分な内航海運業者がする船舶の建造のため必要な資金の借入れについて内航海運組合が債務保証を行うことができることとする等の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

内航海運組合法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成九年二月十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

内航海運組合法の一部を改正する法律案

内航海運組合法(昭和二十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「こえて行なわれている」を「超えて行われている」に改め、同項第九号中「借入」を「借入れ」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 組合員がする内航海運送の用に供される船舶の建造のため必要な資金の定款で定める金融機関からの借入れに係る債務の保証又はその金融機関の委任を受けてするその債権の取立て

第七十条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第七十一条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第七十二条中「立入」を「立入り」に、「三十万円」を「二十万円」に改める。

第七十四条中「場合には、を」に該当する場合

には、その違反行為をしたに、「一万円」を「二十万円」に改める。

第七十五条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月十七日

運輸委員長 直嶋 正行

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、千葉県の北西部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、運輸省設置法第四十二条第一項の規定により、千葉県野田市に、関東運輸局千葉陸運支局野田自動車検査登録事務所を設置することにつ

いて、地方自治法第五十八條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用

野田自動車検査登録事務所の設置に要する経費として、自動車検査登録特別会計に過年度分を含め約六十五億三千三百万円(平成九年度予算においては約六億四千四百万円)が計上されている。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めらるの件

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月十七日

建設委員長 鴻池 祥肇

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢の推移等にかんがみ、不動産特定共同事業の業務に關する規制の合理化を図るため、事業参加者等が不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験の有する者等である場合には、事業実施時期の制限等を定めた規定の適用を除外する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当

な措置と認めらる。

地方自治法第五十八條第六項の規定により、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置するに關し承認を求めらるの件

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月十七日

運輸委員長 直嶋 正行

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成九年三月七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

地方自治法第五十八條第六項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めらるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めらるの件

運輸省設置法第四十二条第一項の規定により、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置するに關し承認を求めらるの件

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月十七日

建設委員長 鴻池 祥肇

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢の推移等にかんがみ、不動産特定共同事業の業務に關する規制の合理化を図るため、事業参加者等が不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験の有する者等である場合には、事業実施時期の制限等を定めた規定の適用を除外する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当

な措置と認めらる。

地方自治法第五十八條第六項の規定により、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置するに關し承認を求めらるの件

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月十七日

運輸委員長 直嶋 正行

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢の推移等にかんがみ、不動産特定共同事業の業務に關する規制の合理化を図るため、事業参加者等が不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験の有する者等である場合には、事業実施時期の制限等を定めた規定の適用を除外する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当

な措置と認めらる。

地方自治法第五十八條第六項の規定により、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置するに關し承認を求めらるの件

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月十七日

建設委員長 鴻池 祥肇

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢の推移等にかんがみ、不動産特定共同事業の業務に關する規制の合理化を図るため、事業参加者等が不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験の有する者等である場合には、事業実施時期の制限等を定めた規定の適用を除外する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当

な措置と認めらる。

地方自治法第五十八條第六項の規定により、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置するに關し承認を求めらるの件

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月十九日 参議院會議録第十号(その二)

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

右

平成九年二月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「住所並びに」を削り、「その者の氏名及び住所」を「その者の氏名」に改め、同項第三号中「及び住所」を削る。

第十条及び第四十六條第四項中「二週間」を「三十日」に改める。

第四十七條の見出しを削り、第四十六條の次に次の見出し及び一條を加える。

(適用の除外)

第四十六條の二 第十九條から第二十二條まで、第二十四條から第二十六條まで並びに第二十八條第二項及び第三項の規定は、不動産特定共同事業者が、銀行、信託会社その他不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として主務省令で定める者又は資本の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を

相手方又は事業参加者として不動産特定共同事業を行う場合については、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に生じた事由に係る改正前の第十条及び第四十六條第四項の規定による届出については、なお従前の例による。

3 不動産特定共同事業者に対する許可の取消しその他の監督上の処分については、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

郵便法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月十八日

通信委員長 洲上 貞雄

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、三種郵便物の認可条件を緩和するとともに、

利用者に対するサービスの向上等を図るため、

第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例措置を拡大し、及び料金受取人払制度を改善しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

郵便法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成九年二月十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第三項中「左の」を「次の」に、「毎月一回以上号を逐つて」を「毎年一回以上の回数で省令で定める回数以上、号を追つて」に改め、同条第五項中「左の」を「省令で定める」に改め、各号を削る。

第二十七條の三第一項中「その合計額」を「差出人が同一のものにあつてはその合計額」に改め、「の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額を削り、「に規定する当該第二種郵便物の料金の額に同時に差し出された当該郵便物の総数を乗じて得た額をいう」を「の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいう。以下この項において同じ。」につき、差出人が同一でないものにあつてはその合計額(それぞれの差出人

ごと)に算出した合計額を合計した額をいう。以下この項において同じ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、総合計額を減額するとき、それぞれの差出人の納付すべき額は、総合計額を減額する額にそれぞれの差出人に係る合計額の総合計額に対する割合を乗じて得た額をそれぞれの差出人に係る合計額から減じて得た額とする。

第二十七條の三第二項中「数量」を「数量及び差出し」に、「及び」を「並びに」に、「第二十一條第二項」を「省令で定める期間内に差し出された広告郵便物について第二十一條第二項」に、「による当該広告郵便物」を「によるそれぞれの郵便物」に、「に省令で定める期間内に差し出された当該広告郵便物の総数を乗じて得た」を「合計した」に改める。

第二十七條の七中「の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額を削り、「に規定する当該第二種郵便物」を「の規定によるそれぞれの郵便物」に、「第三項において」を「次項において」に、「当該第一種郵便物又は当該第二種郵便物及び」を「当該広告郵便物」を「それぞれの郵便物」に改める。

第三十二條の二第六項中「第三項」の下に「又は第四項前段」を加え、同条に次の一項を加える。

前項において準用する前条第五項の規定によるほか、第一項又は第二項の規定により差し出された郵便物の受取人が同条第五項第四号の規定により同条第四項の担保を免除されている者であるときは、当該受取人に対しては、第六項の担保を免除する。

第九十五条第一項中「の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額を削り、」に規定する当該第二種郵便物を「の規定によるそれぞれの郵便物」に、「当該第一種郵便物又は当該第二種郵便物」及び「当該広告郵便物」を「それぞれの郵便物」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(審議会への諮問)

2 改正後の第二十七条の三の規定による郵政大臣の審議会に対する諮問は、この法律の施行前においても行うことができる。

審査報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月十八日

労働委員長 勝木 健司

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、障害者雇用の一層の促進を図るため、新たに精神薄弱者を加えて障害者雇用率を設定するとともに、特例子会社の認定要件及び障害者雇用支援センターの指定要件を緩和するほか、精神障害者である短時間労働者を助成

金の対象に加えるなど所要の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、平成九年度は特に費用を要しない。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成九年三月七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第九条の十二第一項中「法人」の下に「又は社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十一条に規定する社会福祉法人」を加える。

第九条の十三第一号中「対して、を」対して「に、「応じ、を」に改め、「こと」の下に「又は支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センターその他労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること」を加える。

第十四条の二第一項第一号中「及び営業上の

関係を削る。

第十八条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 身体障害者を労働者として雇い入れる事業主又は身体障害者である労働者を雇用する事業主に対して、これらの者の雇入れ又は雇用の継続のために必要となる施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

第十八条第二号の二及び第二号の三を削り、同条中第六号を第十一号とし、第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号の三を第八号とし、同条第三号の二中「以下」の下に「この号において」を加え、「(昭和二十六年法律第四十五号)」を削り、同号を同条第七号とし、同条第三号を同条第六号とし、同条第二号の五を削り、同条第二号の四を同条第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 身体障害者(重度身体障害者その他の労働省令で定める身体障害者に限る。以下この号及び次号において同じ)である労働者を雇用する事業主に対して、身体障害者である労働者の雇用に伴い必要となる介助その他その雇用の安定を図るために必要な業務(身体障害者である労働者の通勤を容易にするための業務を除く)を行う者を置くことに要する費用に充てるための助成金を支給すること。

五 身体障害者である労働者を雇用する事業主又は当該事業主の加入している事業主の団体に対して、身体障害者である労働者の通勤を容易にするための措置に要する費用

に充てるための助成金を支給すること。

第二十条第一項及び第二十六条第一項中「第四号」を「第九号」に改める。

第二十七条第二項中「通常要する費用」を「その他の」に改める。

第三十九条の四中「第四号」を「第九号」に改める。

第三十九条の八第一項中「第十八条第五号」を「第十八条第十号」に改め、同条第二項中「第十八条第三号の二」を「第十八条第七号」に改める。

第三十九条の十二第三項及び第四項並びに第三十九条の十六第三項及び第四項中「第四号」を「第九号」に、「同条第六号」を「同条第十一号」に改める。

第三十九条の十八中「障害者に」を「障害者である労働者及び当該障害者である短時間労働者に」に改める。

第三十九条の十九第一項中「第十八条第四号」を「第十八条第九号」に、「同条第六号(同条第九号)に改め、同条第二項中「第十八条第四号」を「第十八条第九号」に、「同条第六号」を「同条第十一号」に改める。

第五十九条第一項第四号中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第八十一条第二項中「第十八条第五号」を「第十八条第十号」に改める。

第八十五条第二項中「第十八条第三号の二」を「第十八条第七号」に改める。

第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。  
目次中「身体障害者の雇用義務等」を「身体障

「障害者又は精神薄弱者の雇用義務等」に、「身体障害者雇用調整金」を「障害者雇用調整金」に、「身体障害者雇用納付金」を「障害者雇用納付金」に、「身体障害者雇用納付金の」を「障害者雇用納付金の」に、「身体障害者雇用納付金関係業務」を「障害者雇用納付金関係業務」に改め、「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を加え、「第四節 精神薄弱者等に関する特例(第三十九条の十三・第三十九条の十九)」を「第四節 身体障害者及び精神薄弱者以外の障害者に関する特例(第三十九条の十三・第三十九条の十四)」に改める。

「第一条中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

「第三章 身体障害者の雇用義務等」に基づく雇用の促進等」を「第三章 身体障害者又は精神薄弱者の雇用義務等」に基づく雇用の促進等」に改める。

「第一節 身体障害者の雇用義務等」を「第一節 身体障害者又は精神薄弱者の雇用義務等」に改める。

「第十条(見出しを含む)中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

「第十一条第一項中「勤務する身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、「身体障害者雇用率」を「障害者雇用率」に改め、「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第二項中「の身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を、「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を加える。

「第十三条中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

「第十四条第一項中「雇用する身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を、「身体障害者」の下に

「及び精神薄弱者」を加え、「身体障害者雇用率」を「障害者雇用率」に、「法定雇用身体障害者数」を「法定雇用障害者数」に改め、同条第二項中「身体障害者雇用率」を「障害者雇用率」に改め、「対する身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を、「ある身体障害者」の下に「及び精神薄弱者」を加え、同条第三項中「の身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を、「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を加え、同条第四項中「身体障害者雇用率」を「障害者雇用率」に改め、同条第五項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

「第十四条の二第一項第二号及び第三号中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同項第四号中「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を、「の身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

「第十五条の見出し中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第一項中「身体障害者」及び「雇用する身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、「法定雇用身体障害者数」を「法定雇用障害者数」に改め、同条第一項中「の身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を、「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を加える。

「第二節 身体障害者雇用調整金の支給等及び身体障害者雇用納付金の徴収」を「第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収」に改める。

「第一款 身体障害者雇用調整金の支給等」を「第一款 障害者雇用調整金の支給等」に改める。

「第十八条の見出し中「身体障害者雇用調整金」

を「障害者雇用調整金」に改め、同条中「は、身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第一号中「身体障害者雇用調整金」を「障害者雇用調整金」に改め、同条第二号中「身体障害者」の下に「若しくは精神薄弱者」を加え、同条第三号中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第四号中「同じ」を、「身体障害者」及び「(身体障害者)の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第五号中「身体障害者である労働者」を「身体障害者若しくは精神薄弱者である労働者」に改め、「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第六号中「重度身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第七号中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第八号中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第九号中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を、「行う身体障害者」及び「又は身体障害者」の下に「若しくは精神薄弱者」を加え、同条第十号中「身体障害者雇用納付金」を「障害者雇用納付金」に改める。

「第十九条の見出し中「身体障害者雇用調整金」を「障害者雇用調整金」に改め、同条第一項中「雇用する身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、「身体障害者雇用調整金」を「障害者雇用調整金」に改め、同条第二項中「の身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を、「重度精神薄弱者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第三項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

「第二十条第二項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

「第二款 身体障害者雇用納付金の徴収」を「第二款 障害者雇用納付金の徴収」に改める。

「第二十六条の見出し及び同条第一項中「身体

障害者雇用納付金」を「障害者雇用納付金」に改める。

「第二十七条第二項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第三項及び第四項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

「第二十八条及び第二十九条第三項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

「第三款 日本障害者雇用促進協会による身体障害者雇用納付金関係業務の実施」を「第三款 日本障害者雇用促進協会による障害者雇用納付金関係業務の実施」に改める。

「第三十九条の八第一項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

「第三節 重度身体障害者である短時間労働者等に関する特例」を「第三節 重度身体障害者又は重度精神薄弱者である短時間労働者等に関する特例」に改める。

「第三十九条の九中「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を、「身体障害者」及び「及び身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

「第三十九条の十の見出し中「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を加え、同条第一項中「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を、「が身体障害者」及び「の身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第二項中「の身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を、「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を、「は身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第三項中「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を、「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

第三十九条の十一の見出し中「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を加え、同条第一項中「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を、「が身体障害者及び」の身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第二項中「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を、「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第三項中「同項第二号」を「第二号」に、「労働者」を「雇用する労働者」に、「労働者又は重度身体障害者」を「雇用する労働者又は重度身体障害者若しくは重度精神薄弱者である短時間労働者」と、「又は精神薄弱者である労働者」とあるのは「若しくは精神薄弱者である労働者又は重度身体障害者若しくは重度精神薄弱者」に改め、同条第四項中「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を、「身体障害者及び」の身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第五項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を、「は身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を、「は身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第六項中「重度身体障害者」の下に「若しくは重度精神薄弱者」を加える。

第三十九条の十二の見出し中「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を加え、同条第一項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を、「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を加え、同条第二項中「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を加え、同条第三項中「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を加え、「第三十九条の十八」を「次条」に改め、同条第五項中「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を、「身体障害者」及び「精神薄弱者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第六項中「及び」の身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第七項中「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を、「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

「第四節 精神薄弱者等に関する特例」を「第四節 身体障害者及び精神薄弱者以外の障害者に関する特例」に改める。

第三十九条の十三から第三十九条の十八までを削る。

第三十九条の十九第二項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、「第三十九条の十九第一項」を「第三十九条の十四第一項」に改め、第三章第四節中同条を第三十九条の十四とし、同条の前に次の一条を加える。

(第五条第一項の政令で定める障害者に関する助成金の支給業務の実施等)

第三十九条の十三 政府は、第五条第一項の政令で定める障害者である労働者及び当該障害者である短時間労働者に関する、第十八条第二号から第九号までの規定及び同条第十一号に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む)を適用する。この場合において、第二十条第二項中「身体障害者又は精神薄弱者」とあるのは「身体障害者、精神薄弱者又は第五条第一項の政令で定める障害者」と、第三十九条の三中「第十八条」とあるのは「第三十九条の十三第一項」とする。

第八十一条第二項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

第八十五条第一項第二号中「身体障害者」の下に「若しくは精神薄弱者」を加える。

附則第三条第三項及び第四項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第六項中「の身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を、「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を加え、同条第七項から第九項までを削り、同条第十項を同条第七項とする。

附則第四条第一項中「第十九条第二項」を「第十九条第一項」中「同条第一項の規定により算定した額」とあるのは「当該調整基礎額に当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。」の合計数を乗じて得た額」と、同条第二項及び前条第三項中「第二十七条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率」と、「に改め、並びに前条第三項を削り、「第十九条第二項及び前条第三項中「第二十七条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率」とする法律案

規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率」と、第二十七条第三項を「同条第三項」に改め、「前条第四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第十五条第三項中、「当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは「当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする」とを削り、同条第二項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

附則第五条の見出し中「精神薄弱者等」を「身体障害者及び精神薄弱者以外の障害者」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中障害者の雇用の促進等に関する法律第十四条の二第一項第一号の改正規定及び同法第五十九条第一項第四号の改正規定 平成九年十月一日

二 第一条の規定(前号に掲げる規定を除く)並びに次条並びに附則第四条及び第五条の規定 平成十年四月一日

(助成金に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第十八条第二号から第四号までの助成金であつてその支給事由が前条第二号に定める日前に生じたものの支給に関しては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 この附則に定めるもののほか、この法律

平成九年三月十九日 参議院会議録第十号(その二)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同号に定める日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百二条の四十一第二項並びに附則第十二条の四第三項及び第十五条第十七項中「第十八条第三号」を「第十八条第六号」に改める。

(雇用対策法の一部改正)

第六条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「ある者」の下に「若しくは精神薄弱である者」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十二号の三及び第五十五条第五十一号中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

審査報告書

教育公務員特例法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決し、よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月十八日

文教委員長 清水嘉与子

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、国立大学等と民間の研究機関等との共同研究等を推進するため、国立大学及び国立高等専門学校が、国以外の者が国と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究に従事するため休職にされた場合の退職手当の在職期間の計算について、当該休職期間を除外しないこととするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成九年二月二十五日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の四を第二十一条の五とし、第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(国立大学及び国立高等専門学校の教員に関する国家公務員退職手当法の特例)

第二十一条の二 国立大学の教員及び国立高等専門学校の教員(政令で定める者に限る。次項において同じ。)が、国以外の者が国と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研究等」という。)に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事者が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該休職に係る期間については、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、国立大学の教員及び国立高等専門学校の教員が国以外の者が国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の第二十一条の二の規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。

シベリア抑留日本人死没者に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成九年一月十四日

瀬谷 英行

参議院議長 斎藤 十朗殿

シベリア抑留日本人死没者に関する質問主意書

意書

一、戦後、旧ソ連邦の捕虜収容所に収容されていた日本人の実数は何名であったか。また、収容中死没した者は何名であるか。  
二、捕虜収容所において死没した者に対する日本における扱いはどのように行われたか。戦死又は病死扱いか。遺族扶助はどうか。

三、「平成三年四月十八日に東京で、捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の署名が行われ、同協定は同日に効力を生じた」(外務省告示第三百一十一号)。この協定にもとづき、次の諸点について伺いたい。

1 日本人死没者の名簿は何名報告されているか。

2 埋葬地に関する資料は、どの程度提出されているか。埋葬地の所在地、埋葬者数、埋葬地の見取図及びその状況を示す写真等、どの程度詳しく資料が提出されているか。

3 日本人死没者の埋葬地は適切な状態に保全されているか。

4 何れか一方の国の政府が、自国民たる日本人死没者又はロシア人死没者のために、他方の国内に慰霊碑を建立することを当該他方の国の政府に対して要請する場合には、当該他方の国の政府は、その実現のため可能な範囲で必要な協力を行うことになっているが、今

日まで、どの程度実現しているか。

5 現在、ロシア連邦はじめ独立国家共同体(CIS)各国において、埋葬地や埋葬者数などが判明しつつあるが、現地の実状は所によって異なる。墓地の整備されたところ、埋葬地に墓標一本というところ、或いは埋葬地であることが確定されていても、実数すら判明せず放置されているところ、伝承だけで未確認のものも多々あるのが実態である。このような実状を踏まえ、埋葬地及び埋葬者数の確定、埋葬地の保全等につき、政府においては今後どのように処理していくのか。方針を伺いたい。

四、今後、日本とロシア両国民の相互理解と相互信頼のために、後世に日ロ友好交流の阻害となる刺を残さず、かえって交流推進の糧となるような懇篤なる対策を講ずべきだと思料するが如何か。  
右質問する。

平成九年三月十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員瀬谷英行君提出シベリア抑留日本人死没者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員瀬谷英行君提出シベリア抑留日本人死没者に関する質問に対する答弁書

一について

旧ソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「旧ソ連邦」という。)及びモンゴル人民共和国の地域(以下「旧ソ連邦等の地域」という。)に抑留され

た日本人(以下「旧ソ連邦抑留者」という。)の実数等については、昭和二十一年から昭和三十三年までの間に、旧引揚援護院、旧復員庁等において、旧ソ連邦等の地域から帰還した者に対する聞き取り、留守家族から提出された未帰還届等に基づいて調査した結果、旧ソ連邦抑留者が約五十七万五千人、旧ソ連邦等の地域において抑留中に死亡した日本人(以下「抑留中死亡者」という。)が約五万五千人であると推定している。

二について

恩給法(大正十二年法律第四十八号)及び戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)においては、御指摘の捕虜収容所において死没した者等抑留中に死亡した者は公務傷病により死亡した者とみなし、その遺族に対し、恩給法に基づく公務扶助料又は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金等が支給されている。

三の1について

御指摘の捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(平成三年外務省告示第三百一十一号。以下「協定」という。)第一条に基づき、平成三年四月に旧ソ連邦政府から提出されたソ連邦抑留中死亡者名簿の登録者数は三万八千六百四十七人であり、厚生省において内容を点検し、これらから重複している者を除いた実数は三万六千七百二十人であった。

また、平成六年四月にカザフスタン共和国政府から提出された名簿(千三百六十八人分)から判明した三百二十六人及び平成七年三月にロシア連邦政府から提出された名簿(五千六百四十九

人分)から判明した二千九百七十九人を合計すると、協定に基づき旧ソ連邦政府等から提出された名簿による抑留中死亡者の数は四万二千五百人である。

三の2について

埋葬地等に関する資料については、協定第一条2に基づき、平成三年四月に旧ソ連邦政府から、平成六年四月にカザフスタン共和国政府から及び平成七年三月にロシア連邦政府から提出された。これらを厚生省において整理したところ、旧ソ連邦の三十一地域における五百四十三か所の埋葬地ごとに埋葬された者四万二千五百人の姓名、生年、軍の階級、死亡年月日及び埋葬年月日を記載した名簿、埋葬地の所在を記した四十二枚の資料、埋葬地の所在を記した三百四十五枚の地図、埋葬地内の埋葬箇所を記した二百二十六枚の見取図並びに埋葬地についての百二枚の写真等であった。

三の3について

抑留中死亡者の埋葬地の状態については、遺骨収集及び墓参のための事前調査等として把握してきているが、埋葬地が広範な地域に点在していること及び積雪等のためその実施時期が限られることから、現在までのところそのすべてについては把握していない。現在までに確認されたものについては、墓地として整備されている埋葬地がある一方、抑留中死亡者が埋葬されたままの状態で現在に至り、未整備となっている埋葬地も多数存在している。

なお、抑留中死亡者の遺骨収集については、こうした未整備の埋葬地を優先的に行っている。

三の4について

協定第三条に基づく抑留中死亡者の慰霊碑については、日本国政府は、平成七年七月にロシア連邦ハバロフスク市に建立したところである。

一方、協定第三条に基づくロシア人死没者の慰霊碑の建立については、現在のところ行われていない。

三の5について

埋葬地及び埋葬者の数の確定については、協定第一条1及び2に基づき、ロシア連邦政府を始めとする旧ソ連邦諸国の政府に対し、日本人死亡者の名簿及び埋葬地の資料でこれまで提出されたもの以外のものがあれば、日本国政府に提出するよう引き続き要請していくこととしている。

また、埋葬地の保全等については、今後とも可能な限り早期に抑留中死亡者の遺骨を収集することとしているが、それまでの間、協定第一条4に基づき、ロシア連邦政府を始めとする旧ソ連邦諸国の政府に対し、埋葬地が破壊されたり他の用途に転用されたりすることがないよう引き続き要請していくこととしている。

四について

今後とも本件については、問題の人的性格を踏まえるとともに、遺族及び関係者の心情を勘案しつつ、ロシア連邦政府を始めとする旧ソ連邦諸国の政府の協力を得ながら、協定に基づく名簿及び埋葬地に関する資料の提出並びに墓参及び遺骨収集の円滑な実施に取り組んでまいりたい。

明治十五年三月二十日  
第三種郵便物認可

発行所	千一〇五 東京都港区
	虎ノ門二丁目二番四号
	大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部
(配本送料別)	三三〇五円